

オンライン化を実施する行政手続の一覧等

目次

| | | |
|--------|---|-----------|
| I | 行政手続のデジタル化 | 1 |
| 1. | 情報システムの整備に関する基本的な考え方 | 1 |
| (1) | 利用者中心の行政サービスの実現等 | 1 |
| (2) | 費用対効果の精査 | 2 |
| (3) | クラウドサービスの利用 | 2 |
| 2. | 情報システムの整備 | 2 |
| 2.1 | 行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備 | 2 |
| (1) | 国の行政手続の原則オンライン化 | 2 |
| (2) | 地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備 | 4 |
| 2.2 | 添付書類の省略に係る情報システム整備 | 4 |
| 2.3 | 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備 | 8 |
| 3. | 情報システムの整備に当たり講ずべき施策 | 10 |
| (1) | 業務改革（BPR）の実施 | 10 |
| (2) | 行政機関等による情報システムの共用の推進 | 12 |
| (3) | データの標準化・APIの整備 | 13 |
| (4) | 情報セキュリティ対策・個人情報の適正な取扱い等 | 15 |
| (5) | デジタルデバイドの是正 | 15 |
| (6) | 国民等への広報 | 15 |
| (7) | KPIの設定 | 16 |
| ※II～IV | について | 17 |
| II | オンライン化等を実施する行政手続等 | 19 |
| 1. | 国民等、民間事業者等と国等との間の手続 | 19 |
| 1. | 独占禁止法等に基づく手続（◎公正取引委員会） | 19 |
| 2. | 金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎デジタル庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、関係省庁） | 20 |

| | | |
|-----|---|----|
| 3. | 国家資格証のデジタル化（◎デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省、財務省） | 25 |
| 4. | 恩給関係請求手続（◎総務省） | 27 |
| 5. | 電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告（◎総務省） | 28 |
| 6. | 電波法、電気通信事業法及び放送法に係る申請等（◎総務省） | 29 |
| 7. | 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付（◎法務省） | 33 |
| 8. | 在留資格に関する手続（◎法務省、デジタル庁） | 34 |
| 9. | 登録支援機関関係手続（◎法務省） | 35 |
| 10. | 司法試験及び司法試験予備試験の出願申請（◎法務省） | 36 |
| 11. | 在外公館等における証明申請（◎外務省、デジタル庁） | 37 |
| 12. | 在外公館における査証申請・交付（◎外務省、デジタル庁） | 40 |
| 13. | 旅券の発給申請等（◎外務省、デジタル庁、法務省） | 41 |
| 14. | APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等（◎外務省） | 43 |
| 15. | 地方公共団体・在外公館間のマイナンバーカード申請・交付等情報の共有（◎外務省） | 44 |
| 16. | 死亡等に関する事項の税務署長への通知（◎財務省、法務省、総務省） | 45 |
| 17. | 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験関係手続（◎文部科学省） | 46 |
| 18. | 医師法等に基づく氏名等の届出（◎厚生労働省） | 47 |
| 19. | 医薬品等製造業等の許可申請等（◎厚生労働省） | 48 |
| 20. | 医薬品等輸入確認の申請（◎厚生労働省） | 51 |
| 21. | 技能検定の受検の申請及び合格通知等（◎厚生労働省） | 52 |
| 22. | 国民生活基礎調査の調査票の提出（◎厚生労働省） | 53 |
| 23. | 生活保護の指定医療機関関係手続（◎厚生労働省） | 54 |
| 24. | 漁獲成績報告書の提出（◎農林水産省） | 55 |
| 25. | 肥料登録申請等（◎農林水産省） | 56 |
| 26. | 農林水産省所管行政手続のオンライン化（◎農林水産省） | 57 |
| 27. | 家畜伝染病予防法等に基づく報告、通報等（◎農林水産省） | 58 |
| 28. | アルコール製造事業の許可申請等（◎経済産業省） | 59 |
| 29. | 揮発油販売業者の登録申請等（◎経済産業省） | 63 |
| 30. | 経済産業省所管行政手続のオンライン化（◎経済産業省） | 67 |
| 31. | 事業継続力強化計画認定申請（◎経済産業省、デジタル庁） | 68 |
| 32. | 地熱等に係る発電設備の定期報告（◎経済産業省） | 69 |
| 33. | 中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定申請（◎経済産業省、デジタル庁） | 70 |
| 34. | 電気・ガス事業者による申請・届出等（◎経済産業省） | 71 |
| 35. | 特許庁からの発送手続のデジタル化（◎経済産業省、デジタル庁） | 74 |

| | | |
|-----|---------------------------------|-----|
| 36. | 特許庁における書面手続のデジタル化（◎経済産業省、デジタル庁） | 76 |
| 37. | 化学兵器禁止法に基づく届出（◎経済産業省） | 77 |
| 38. | 経営革新計画の承認手続（◎経済産業省、デジタル庁） | 79 |
| 39. | 技術検定試験受検申請（◎国土交通省） | 80 |
| 40. | 建設関連業者の登録申請（◎国土交通省） | 81 |
| 41. | 建設業許可、経営事項審査関係手続（◎国土交通省） | 82 |
| 42. | 航空従事者技能証明の申請等（◎国土交通省） | 83 |
| 43. | 航空法に基づく申請等（◎国土交通省） | 84 |
| 44. | 自動車保有関係手続等（◎国土交通省、デジタル庁） | 86 |
| 45. | 住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出（◎国土交通省） | 87 |
| 46. | 宅地建物取引業免許等関係手続（◎国土交通省） | 88 |
| 47. | 特定改造等の許可の申請（◎国土交通省） | 89 |
| 48. | 特定車両停留施設における停留許可関係手続（◎国土交通省） | 90 |
| 49. | 汎用受付システムで実施する国土交通省関係手続（◎国土交通省） | 91 |
| 50. | PSカード申請手続（◎国土交通省） | 96 |
| 51. | 無人航空機関係手続（◎国土交通省） | 97 |
| 52. | 石綿健康被害救済法に基づく医学的判定業務（◎環境省） | 99 |
| 53. | 犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録（◎環境省） | 100 |
| 54. | 外来生物法に基づく各種手続等（◎環境省、農林水産省） | 101 |
| 55. | 環境法令に基づく各種届出等（◎環境省） | 103 |
| 56. | 建築物等の解体等工事に伴う事前調査結果の報告等（◎環境省） | 104 |
| 57. | J-クレジット制度における手続（◎環境省） | 105 |
| 58. | 防衛施設建設工事申請（◎防衛省） | 106 |
| 59. | 中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続（◎防衛省） | 107 |
| 60. | 陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続（◎防衛省） | 108 |

2. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続 109

| | | |
|-----|--------------------------|-----|
| 61. | 特定非営利活動促進法関係手続（◎内閣府） | 109 |
| 62. | 遺失物関係手続（◎警察庁） | 113 |
| 63. | 警察における行政手続（◎警察庁） | 114 |
| 64. | 消防法令における申請・届出等（◎総務省） | 116 |
| 65. | 指定難病等の医療費支給認定の申請（◎厚生労働省） | 120 |
| 66. | 医療法人の事業報告書等の届出（◎厚生労働省） | 121 |
| 67. | 事業主健診に関する記録の提供（◎厚生労働省） | 122 |
| 68. | 家畜人工授精所の運営状況報告手続（◎農林水産省） | 123 |

III 添付書類の省略を実施する行政手続 124

1. 登記事項証明書の添付省略..... 124

- (1) 法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築（◎法務省、デジタル庁） 124
- (2) 登記事項証明書（商業法人）の添付を省略する手続 125
- 69. 供託の申請、供託物の払渡請求等の手続（◎法務省） 125
- 70. 食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省、デジタル庁） 126
- 71. 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用する手続（◎農林水産省） 127
- 72. 経営革新等支援機関等の認定等申請手続（◎経済産業省、デジタル庁） 128
- 73. 建設関連業者の登録申請（◎国土交通省） 129
- 74. 建設業許可関係手続（◎国土交通省） 130

2. 戸籍謄本等の添付省略..... 131

- (1) 情報連携等の仕組みの構築（◎法務省） 131

3. 納税証明書の添付省略..... 132

- 75. 物品・役務に係る競争入札参加資格申請（◎デジタル庁） 132
- 76. 建設業許可、経営事項審査関係手続（◎国土交通省） 133

4. その他の書類の添付省略..... 134

- 77. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省） 134

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等..... 135

1. オンライン化の共通基盤..... 135

- 78. e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応（◎デジタル庁） 135
- 79. 法人向けの行政手続のデジタル化（◎デジタル庁） 135
- 80. マイナポータル機能の拡充（◎デジタル庁） 136

2. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続..... 137

- 81. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の機能強化（◎内閣府、デジタル庁） 137
- 82. 拉致被害者等に対する支援関係手続の利便性向上（◎内閣府） 137
- 83. 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上（◎警察庁） 137
- 84. 金融分野における手続の電子化（◎金融庁） 138
- 85. 政府調達手続の利便性の向上（◎デジタル庁） 138
- 86. 令和6年全国家計構造調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省） 138

| | | |
|------|---|-----|
| 87. | 行政相談のウェブサイト構築による行政相談の利便性向上（◎総務省） | 139 |
| 88. | 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化（◎総務省、デジタル庁） | 139 |
| 89. | 令和4年就業構造基本調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省） | 139 |
| 90. | 令和5年住宅・土地統計調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省） | 139 |
| 91. | 令和7年国勢調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省） | 140 |
| 92. | 政治資金関係申請等の利便性向上（◎総務省） | 140 |
| 93. | 登記・供託オンライン申請システムを利用した申請等手続の利便性向上（◎法務省、デジタル庁） | 140 |
| 94. | 国税関係手続における自己情報のオンライン確認（◎財務省、デジタル庁） | 140 |
| 95. | 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等（◎文部科学省、デジタル庁） | 141 |
| 96. | 「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」を利用した手続の利便性の向上（◎厚生労働省） | 141 |
| 97. | 日本年金機構から事業者への処分通知等の電子的な送付（◎厚生労働省） | 141 |
| 98. | 労働基準関係法令に基づく届出等の利便性向上（◎厚生労働省） | 141 |
| 99. | 品種登録のオンライン出願の利便性向上等（◎農林水産省） | 142 |
| 100. | 外為法に基づく許可承認等手続のオンライン利用拡大（◎経済産業省） | 143 |
| 101. | 確認を受けた新規化学物質に係る報告（◎経済産業省） | 143 |
| 102. | 経営力向上計画の認定申請の利便性向上（◎経済産業省、デジタル庁） | 143 |
| 103. | 産業保安・製品安全法令に基づく手続の利用率向上（◎経済産業省） | 143 |
| 104. | 特定技能外国人材（製造3分野）ポータルサイトの利便性向上（◎経済産業省） | 144 |
| 105. | 建設関連業者の登録申請における利便性向上（◎国土交通省） | 144 |
| 106. | 構造方法等の認定申請の利便性向上（◎国土交通省） | 144 |
| 107. | 自動車輸送統計調査に係る報告者の利便性向上（◎国土交通省） | 144 |
| 108. | 審査・リコール課個別業務システムの利便性向上（◎国土交通省） | 145 |
| 109. | 船員職業安定窓口の求人・求職の申込みの利便性向上（◎国土交通省） | 145 |
| 110. | 船舶の電子証書の交付による利便性向上（◎国土交通省） | 145 |
| 111. | 賃貸住宅管理業登録関係手続の利便性向上（◎国土交通省） | 145 |
| 112. | 道路占用許可申請手続の利便性向上（◎国土交通省） | 146 |
| 113. | 特殊車両通行手続の利便性向上（◎国土交通省） | 146 |
| 114. | 建築設備及び昇降機等の定期検査における報告の利便性向上（◎国土交通省） | 146 |
| 115. | 温室効果ガス排出者の温室効果ガス排出量の一元的な管理の実現による、利用者の利便性向上（◎環境省） | 146 |

| | | |
|-----------|---------------------------------|------------|
| 3. | 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続 | 147 |
|-----------|---------------------------------|------------|

- 116. 住民税の特別徴収税額通知の電子化等（◎総務省） 147
- 117. 食品衛生営業許可申請等の利便性向上（◎厚生労働省、デジタル庁） 147

4. その他 147

- 118. 国家公務員等への旅費の支給等のクラウドサービス利用による利便性向上（◎デジタル庁） 147
- 119. 国家公務員への給与支払の支出官払に係る事務処理の効率化（◎デジタル庁） ..
..... 147
- 120. 震度情報ネットワークシステムの機能強化（◎総務省） 148
- 121. 被害情報の把握及び共有の更なるデジタル化（◎総務省） 148
- 122. 文部科学省が保有する教育データの研究目的の貸与に係る手続の利便性向上（◎
文部科学省） 148

V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続.....149

I 行政手続のデジタル化

デジタル手続法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする及び③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則とした。同法を踏まえ、以下のとおり、行政手続のデジタル化に向けた方針を示す。

各府省庁は、この方針に従って、IIからIVまでに記載する対象行政手続について、必要な情報システム整備等を行い、オンライン化等を順次実施する¹。

その他の手続についても、順次、オンライン化等の検討を行い、その内容を具体化していくこととする。新たにオンライン化等の検討を行う際には、本章の行政手続のデジタル化に向けた方針を踏まえることとする。具体的なオンライン化等の方法としては、既存の情報システム（マイナポータル、e-Gov等）の利用を第一に検討し、既存の情報システムでは対応できない場合や、件数が少なく費用対効果等の観点から情報システム整備等が適当ではない場合には、手続等の性質等も勘案しつつ、各府省庁ウェブサイト内の簡易な申請ページによる方法や電子メールによる方法等で対応する。デジタル庁及び内閣府は連携して、新たにオンライン化することとされた行政手続について、その取組状況をフォローアップする。

また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、行政手続における書面・押印・対面の抜本の見直しがなされた結果、99%超の手続で押印義務が廃止され、97%超の手続が令和7年（2025年）末までにオンライン化する方針が示された。各府省庁は、規制改革推進会議が示した基準及び各府省庁における書面・押印・対面規制の見直し方針に従って、法令等の改正も含めた改革を着実に実行する。あわせて、各府省庁は規制改革実施計画に従い、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を行う。また、ワンスオンリーの実現には、参照する情報としてベース・レジストリの整備が必須である。さらに、実現に当たってはデータ共有のルール変更も必要であり、これらの取組を総合的に推進していく。

1. 情報システムの整備に関する基本的な考え方

(1) 利用者中心の行政サービスの実現等

利用者中心の行政サービスの実現並びに行政運営の簡素化及び効率化に向け、デジタル化の前提として業務改革（BPR）や制度そのものの見直しを実施した上で、行政サービスの100%デジタル化のために、各府省庁は、情報システム整備方針において定めるサービス設

¹ 令和3年（2021年）12月24日から令和9年（2027年）3月31日までをこの計画の対象期間とする。ただし、個別施策について更に長い期間を設定することが適当な場合はこの限りではない。

計 12 箇条に基づき、手続の申請者が、本人か代理人か、個人か法人か、地域別、世代別、世帯構成別など申請者の分類に応じた利用者のニーズを把握・分析した上で、利用者の多い手続など国民の利便性の向上につながる行政手続から優先的に、オンライン化、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備を行い、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスの実現を目指す。その際、行政サービスの確実・迅速な提供のため、事務処理を行う行政機関内のデジタル化に取り組むことを徹底する。

政府機関が提供する情報に誰もが素早くアクセスできるように、標準化・統一化のための原則・ルール等をまとめた「デザインシステム」を策定し、各府省庁ウェブサイトの標準化・統一化を段階的に実施する。

また、行政サービスのデジタル化に当たっては、全ての国民がその恩恵を受けられるようにデジタルデバイドの是正に取り組む。

(2) 費用対効果の精査

オンライン化、添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備に当たっては、費用の適正化と行政サービスの向上を両立させるため、各府省庁は、国の行政機関等の情報システム整備等に要する費用とこれにより生じる利用者側の効果、行政機関側の効果、業務改革（BPR）による効果等を勘案し、費用対効果の精査を十分に行った上で、行政手続のデジタル化を推進する。

(3) クラウドサービスの利用

必要となる情報システムの整備に当たっては、迅速かつ柔軟に進めるため、クラウド・バイ・デフォルト原則を徹底し、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせる設計思想に基づいた整備を推進する。

2. 情報システムの整備

2.1 行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備

(1) 国の行政手続の原則オンライン化

法令に基づく国に対する申請等及び国に対する申請等に対する処分通知については、オンライン化することが適当でない手続又は費用対効果が見合わない手続を除き、添付書類の提出、本人確認及び手数料納付も含む手続全体をオンラインで実施できるようにすることを原則とし、各府省庁は、速やかにオンライン化の実現に取り組む。

行政手続のオンライン化に当たって、各府省庁は、利用者に対して同種のサービスを提供しているため統一的な取扱いとする必要がある手続や一連のサービスの一部を成している複数の手続など、関連する手続を行政サービス単位で集約してオンライン化を行うことにより利用者の利便性向上を図る。

行政手続における本人確認及び手数料納付のオンライン化の方針は以下のとおり。

ア. 本人確認のオンライン化

行政手続のオンライン化に当たっては、各府省庁は、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」に基づき、各手続の特性や利用者の利便性を総合的に勘案して、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用など各手続に見合った本人確認のオンライン化を行う。

法人や個人事業主向けの行政手続であり、同ガイドラインに基づくオンラインによる本人確認の手法がレベル B 又は C（同ガイドライン表 3—3 参照）と整理された手続については、デジタル庁が提供する事業者向けの共通的な認証システムである G ビズ ID を利用できる。各府省庁は原則これを利用することを検討する。

なお個人事業主については、令和 4 年度（2022 年度）以降システム整備が完了次第、マイナンバーカードの公的個人認証による本人確認に移行する。

電子署名については法務省が商業登記電子証明書を法人に提供しているが、現行のソフトウェアをダウンロードして活用するローカル署名方式から、クラウドを利用したリモート署名方式へのシステム見直しを進めることで法人の電子署名に関する利便性向上を目指す。

イ. 手数料納付のオンライン化

行政手続のオンライン化に当たっては、各府省庁は、利用者の利便性向上のため、行政手続に係る手数料等の支払が必要な場合は、クレジットカード、QR コード、財務省の歳入金電子納付システム（以下「REPS」という。）等を活用したインターネットバンキングなどによる支払のオンライン化を実現する。

REPS の活用にあたっては、REPS と連携する汎用受付システムが整備されていない府省庁において、同一府省庁内に REPS と連携している情報システムがある場合は、当該情報システムの共用を検討する。また、デジタル庁は政府共通の REPS 連携機能を e-Gov において整備する等、REPS の活用に係る効率的な在り方を検討し、各府省庁はその検討を踏まえて、e-Gov の当該機能を活用することを検討する。

また、手数料納付が必要な行政手続については、行政手続のオンライン化による窓口対応や行政内部の事務処理の効率化など事務処理コストの低減を前提に、各府省庁は、利用者がオンラインにより手続を行った場合の手数料等の減額の検討や適切な手数料等の設定を行う。

以上の方針に基づき、具体的には、今後、Ⅱに掲げる手続について、オンライン化に必要な情報システムの整備等を進める。各府省庁は、デジタル社会の形成に向けた個別の情報システムに係る投資等の取組を具体化した 5 か年を基本とする中長期的な計画を策定し、より詳細な取組内容について示す。なお、情報システムの整備には、各府省庁自らが新たに情報システムを整備する場合だけでなく、政府全体又は各府省庁が情報システムを共用する場合、既存の民間サービスを活用する場合を含む。

上記の取組により、法令に基づく国の行政手続件数の約 9 割超について、オンライン化が実現する見込みだが、オンライン化未実施の手続については、次年度以降も、情報システム整備等に要する費用と利用者側の効果、行政機関側の効果、業務改革（BPR）による効

果等を勘案し、費用対効果の精査を十分に行った上で、手続件数が多いものから、順次、オンライン化を推進する。

各府省庁は、中長期的な計画等において、オンライン化の検討状況を示し、デジタル庁は、デジタル手続法に基づき、行政手続等の棚卸調査において、各府省庁の協力を得つつ、結果を取りまとめ、公表する。特に、オンラインによる申請等を受け付けているにもかかわらず、書面による通知や許可書等の交付を行っている場合は、エンドツーエンドの観点から書面により行う必要性を見直し、交付等の後に関係者に当該書面を示す必要がある手続であっても、既存の公的な書面等への一体化等を積極的に検討する。

(2) 地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備

法令等に基づいて地方公共団体等が行う行政手続についても、国の行政機関等が行う行政手続と併せてオンライン化を行うのが合理的である場合等には、国が情報システムを整備して、オンラインで利用できるようにするなど、地方公共団体等の意見を十分に聞きながら、可能な限り地方公共団体等の負担にならない仕組みを構築する。また、オンライン化の障壁となる制度についても、必要に応じて見直しを行う。

なお、民間事業者等が社会経済活動を行うために地方公共団体に対して行う申請・届出等については、原則として、既存の共通機能である e-Gov 等を活用した行政手続のオンライン化・標準化を図ることとし、関係府省庁は、規制改革推進会議が示した基準及び各府省庁における具体的方針等に従ってオンライン化に取り組む。

2.2 添付書類の省略に係る情報システム整備

既に行政機関が保有している情報について、行政手続において添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、行政機関間の情報連携等によって添付書類を省略する必要がある。このため、行政機関が作成する添付書類に記載されている情報の提供側の行政機関において、行政機関等の情報連携の仕組み等の整備を推進するとともに、情報の入手側の行政機関において、添付書類の必要性を精査した結果、なお提出を求める必要がある添付書類については、費用対効果を踏まえて、既に存在する、又は整備が予定されている情報連携の仕組みの活用を推進する。また、データ連携においては機械判読可能なデータとして整備することを原則とする。

また、情報連携による省略が困難な添付書類については、少なくとも申請者がオンラインで提出することを可能とするなど、可能な限り一連の手続がデジタルで完結するように取り組む。

添付書類について、行政機関以外の民間事業者等が作成している場合は、当該書類に係る制度を所管する府省庁や当該書類の提出を求めている行政手続を所管する府省庁において、作成者に対するデジタル化の働きかけを行い、オンラインによる提出を可能とするように取り組む。

特に、添付を求める場合が多く、行政機関が作成する以下のアからオまでの添付書類については、次のとおり省略に向けた取組を進め、このうち、Ⅲに掲げる登記事項証明書及び戸籍に関する行政機関間の情報連携の仕組み等の整備並びに各府省庁の手続における当

該仕組み等の活用について、順次、必要な情報システムの整備を進める。各府省庁は、これらの手続について、中長期的な計画において、より詳細な取組について示す。

デジタル庁は、毎年度、以下のアからキまでの書類の添付を求めている手続について、添付書類の省略に向けた検討状況について調査を行い、その結果を踏まえて、更なる添付書類の省略を推進する。

ア. 登記事項証明書

登記事項証明書(商業法人)は、法人の实在等を証明することを目的として、年間約1,500万件(令和2年(2020年))が発行されており²、法令に基づく約1,900種類以上³の国の行政手続において添付を求めることとなっている。また、登記事項証明書(不動産)は、土地・建物の所有権等を証明することを目的として、年間約3,400万件(令和2年(2020年))が発行されており、法令に基づく約270種類以上の国の行政手続において添付を求めることとなっている。

各府省庁は、登記事項証明書(商業法人)の添付を求めている手続のうち、申請書等に記載された法人の商号(名称)及び本店(主たる事務所)の所在地を確認している場合、国税庁が整備・運用している法人番号公表サイトを利用することにより情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。次に、申請書等に記載された法人の商号(名称)、本店(主たる事務所)及び代表者の資格・氏名を確認している場合、商業登記電子証明書の送信を受けて情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。また、登記事項証明書の添付を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続について、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)に基づく登記情報提供サービスを利用して登記情報(商業法人及び不動産)を確認することでも、省略が可能である。

これらに加えて、法務省において、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」⁴に基づき、登記情報(商業法人及び不動産)について、令和2年(2020年)10月に、国の行政機関との間の登記情報連携の運用を開始している。

令和2年(2020年)3月31日時点では、登記事項証明書の添付を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続のうち、登記事項証明書(商業法人)について約1,700種類、登記事項証明書(不動産)について約240種類の手続において、添付書類の省略を実施予定又は実施可能とされていたところ、実際に登記情報連携の利用が開始されたのは、令和3年(2021年)10月末時点で、登記事項証明書(商業法人)では824種類、登記事項証明書(不動産)では53種類の手続となっている。このように、添付書類の省略の実現までに至っていない手続が多数あることから、引き続き、法務省は、デジタル庁と連携し、各府省庁に対する登記情報連携の利用の促進に係る働きかけを継続するとともに、各府省庁は、

² 「e-Stat(政府統計の総合窓口)」に掲載の登記統計「20—00—83 法務局及び地方法務局管内別 登記事項証明書の交付等の件数」

³ 令和2年度(2020年度)の行政手続等・行政保有データ(行政手続等関連)の棚卸調査の結果による。手続数は登記事項証明書を添付書類として求めることがある手続の種類数の合計値であり、実際に登記事項証明書が必要となるのはこのうちの一部である。以下の各添付書類についても同様である。

⁴ 平成28年10月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定

順次、添付書類の省略の実現に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。なお、令和4年度（2022年度）中に、法令で登記事項証明書の添付を求めている手続に加え、申請等に関する訓令や通達等の内規の規定において添付を求めている手続も、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、登記情報の提供が可能であると認められる限りにおいて 登記情報連携の利用対象とする予定である。

また、デジタル庁と法務省は、令和4年度（2022年度）から一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を実施するとともに、地方公共団体における登記情報連携の全国的な利用拡大に向けた検討を行うため、先行運用をPoC（概念的実証実験）として活用し、令和5年度（2023年度）までに、利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施する。

イ. 戸籍謄本等

戸籍謄本・抄本は、身分関係等を証明することを目的として、年間約4,000万件（令和2年（2020年））が発行されており⁵、法令に基づく約500種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっている。

令和元年（2019年）5月に、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が成立し、マイナンバー法に基づく情報連携の対象に戸籍に関する情報が追加されたことで、令和6年（2024年）3月以降、戸籍情報のマイナンバー制度における情報連携が可能となる予定である。マイナンバー法に規定される事務を所管する各府省庁は、確認すべき事項に係る情報を入手でき次第、戸籍謄本等の提出の不要化を実現する。

また、法務省において、令和6年（2024年）3月以降、行政機関等が電子的に戸籍記録事項の証明情報を確認できる戸籍電子証明書を発行することで、戸籍情報を必要とする行政機関等のニーズを踏まえた戸籍情報連携の仕組みの整備を予定している。

この戸籍電子証明書の仕組みを活用して、戸籍謄本等の添付を求める行政手続のうち、法令に基づく約20種類の国の行政手続において、添付書類の省略の実現に向けた検討が行われているところ、法務省は、デジタル庁を始めとする関係府省庁と連携し、戸籍謄抄本の添付を求める全ての行政手続において、原則として添付を不要とすることができるよう、必要な取組を行う。民民間手続を含め将来的な戸籍情報の利用の在り方について検討を行う等国民目線に立った利便性向上及び行政事務の効率化を目指す。

ウ. 住民票の写し等

住民票の写し又は住民票記載事項証明書は、現住所等を証明することを目的として、年間約6,000万件（令和2年（2020年））が発行されており、法令に基づく約900種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっている。

各府省庁は、住民票の写し等の添付を求めている手続のうち、申請書に記載された氏名、住所、生年月日及び性別（基本4情報）を確認している場合、マイナンバーカードの券面

⁵ 「e-Stat（政府統計の総合窓口）」に掲載の戸籍統計「20—41—7 法務局及び地方法務局管内別 証明書、謄本、抄本、その他の請求件数及び手数料」

提示、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用や、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定されている事務では、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人確認情報の提供を受けることで、添付書類の省略が可能である。また、住民票の写し等で申請書に記載された者が同一世帯の者であることや申請書に記載された者の続柄を確認している場合、マイナンバー法に規定されている事務では、マイナンバー制度における情報連携により情報を取得して確認することで、省略が可能である。

これらの仕組みを活用して、住民票の写し等の添付を求めることとなっている行政手続のうち、法令に基づく約 200 種類の国の行政手続において、添付書類の省略実現に向けた検討が行われており、各府省庁は、順次、省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

エ. 印鑑証明書

印鑑証明書（個人）は、文書の真正性等を証明することを目的として発行されており、法令に基づく約 100 種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっているが、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用等によって本人確認を行うことで、添付書類の省略が可能である。印鑑証明書（個人）の添付を求めることとなっている手続のうち、約 20 種類の行政手続において、添付の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定であり、約 80 種類の行政手続において、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能としている。

また、印鑑証明書（法人）は、同様に文書の真正性等を証明することを目的として、年間約 1,400 万件（令和 2 年（2020 年））が発行されており⁶、法令に基づく約 140 種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっているが、商業登記電子証明書の送信を受けて情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。印鑑証明書（法人）の添付を求めることとなっている手続のうち、約 20 種類の行政手続において、添付の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定であり、約 100 種類の行政手続において、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能としている。

このような仕組みを活用して、各府省庁は、順次、添付書類の省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

オ. 所得証明書・納税証明書等

所得証明書・納税証明書等の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続は約 170 種類以上あり、そのうち、添付書類の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定の行政手続は約 10 種類、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能とする行政手続は約 150 種類となっている。

国税関係情報（納税額、所得金額、未納の税額がないこと等）に関する証明書については、電子納税証明書としてデジタル化が実現しており、さらに、一部の手続については、

⁶ e-Stat（政府統計の総合窓口）」に掲載の登記統計「20—00—83 法務局及び地方方法務局管内別 登記事項証明書の交付等の件数」

令和4年度（2022年度）から、行政機関間の情報連携による添付書類の省略が順次開始されるよう、検討を進めている。

地方税関係情報（住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報）に関する証明書については、マイナンバー法に規定されている事務では、マイナンバー制度における情報連携により情報を取得して確認することで、添付書類の省略が可能となっている。

このような仕組みを活用して、各府省庁は、所得証明書・納税証明書等の提出の不要化に取り組む。

カ. 定款等

定款、決算書又は各種資格証明書（以下「定款等」という。）の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続は約2,400種類以上あり、そのうち、添付書類の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定の行政手続は約60種類、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能とする手続は約2,000種類となっている。

定款等の提出については、スキャン等によるイメージデータ等の提出を可能としている手続があるほか、ウェブサイトでの確認の方法による添付書類の省略を予定している手続があり、各府省庁は、このような方法による定款等の提出の不要化又はデジタル化に取り組む。

キ. その他の書面

その他の書面の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続は、約7,000種類以上となっている。当該書面の提出については、スキャン等によるイメージデータ等の提出を可能としている手続があるところ、各府省庁は、当該書面の提出のデジタル化に取り組む。

また、デジタル庁は、行政機関を中心とする法人データの連携基盤であるGビズコネクトについて、令和4年度（2022年度）以降、府省庁や民間等のシステムとの連携拡大を図っていく。

Gビズコネクトは、情報システム間の法人データ連携を円滑にし、手続の添付書類省略や、ワンスオンリーの実現を促進する仕組みである。

各府省庁は、Gビズコネクトを活用した法人手続における添付書類の提出の不要化や、他府省庁や民間企業も含めたデータ連携によるサービスの利便性向上を検討する。

2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備

各府省庁は、新たにオンライン化を実現する行政手続だけでなく、既にオンライン化を実現している行政手続においても、利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行った上で、オンラインによる申請時の添付書類の省略を始め、以下のような観点等から費用対効果も踏まえてオンライン利用を促進する方策を検討し、利用者の利便性向上に取り組む。

このうち、IVの行政手続等について、必要な情報システムの整備等を進める。各府省庁は、これらの手続について、中長期的な計画において、より詳細な取組内容について示す。

また、各府省庁は、年間手続件数が多く、民間事業者等が反復的又は継続的に利用する手続を中心として、オンライン利用の更なる推進を図る必要がある手続については、中長期的な計画において、今後の利便性向上に向けた検討状況を示すこととする。

ア. スマートフォン等を利用したオンライン手続における利便性向上

平成 30 年（2018 年）における世帯の情報通信機器の保有状況をみると、スマートフォンの世帯保有率は、パソコンの世帯保有率を上回っていること、また、個人のスマートフォンの保有率が増加傾向にあることを踏まえ、スマートフォンやタブレットを利用したオンライン手続における利便性向上のため、スマートフォン専用画面の整備等を行う。

イ. 受付時間等の拡充

利用者がオンライン手続を行う際に時間の制約を受けることのないように、原則 24 時間 365 日対応を可能とする。あわせて、ヘルプデスク等の受付時間を拡充する。

ウ. 本人確認手法の見直し

本人確認のために電子署名を求めている行政手続について、行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドラインに基づき、個人向けの行政手続におけるマイナンバーカードの公的個人認証機能（利用者証明用電子証明書）、法人や個人事業主向けの行政手続における G ビズ ID の活用等による本人確認手法の多様化を図る。

エ. 代理申請の容易化

代理申請を可能とする場合に、申請者本人の電子証明書及び代理申請者の電子証明書を重ねて提出させることを不要とすること等によって、代理申請の容易化を図る。

オ. オンライン手続時の初期設定の簡易化

利用者がオンラインシステムを短時間で、かつ容易に利用することができるように、初期設定に必要となる専用ソフトウェアのインストール等の不要化や、インストールが必要となる場合であっても、インストールを一括で行えるようにするなど、初期設定の簡易化を図る。

カ. 入力 of 簡易化等

利用者が行政手続を行う際の利便性向上のため、質問に答えていくと申請書等が自動で作成される機能や、チャットボットを活用した Q&A 対応を行う機能等による入力の簡易化等、利用者に分かりやすい UI・UX による申請を可能とする。

キ. 申請画面等のマルチブラウザ対応

複数のブラウザで申請等を可能とすることで、利用者の利便性向上を図る。

ク. 申請画面等の多言語化

外国人利用者向けの申請画面等を多言語化することで、利用者の利便性向上を図る。

ケ. データ容量の制限緩和

オンライン手続を行おうとした利用者が、送信可能なデータ容量の制限のためにオンライン申請を複数回行う必要が生じることがないように、データ容量の制限を緩和する。

コ. データ形式の柔軟化

オンライン手続時に送信するデータ形式について、利用者側で変換を行う必要が生じないよう、利用者の利便性やニーズを踏まえた標準的なデータ形式に対応できるように柔軟化を図るとともに、業務の安全性及び信頼性を確保することを前提に、解像度や階調の指定等によりイメージデータでの提出も可能とする。

サ. オンライン手続に係る事務処理の効率化

オンライン手続について、その審査・決裁・通知までを一貫してデジタルで処理することによる事務処理の効率化等により、標準処理期間の短縮を図る。

シ. オンライン手続における優遇措置

オンライン手続の利用促進を図るため、オンライン手続における手数料の減額、手続を処理する際の優先的取扱いその他の優遇措置を講ずる。

3. 情報システムの整備に当たり講ずべき施策

(1) 業務改革（BPR）の実施

ア. 行政サービス全体のプロセスの可視化

各府省庁は、既存の行政手続を見直すことなく性急に情報システムの整備を図るなど、オンライン化自体が目的とならないように、本来の目的である行政手続を始めとする行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）に十分な時間をかけて取り組む必要がある。

業務改革（BPR）を行うに当たっては、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握し、行政手続の利用者と行政機関間のフロント部分のデジタル化だけでなく、行政機関内のバックオフィスを含めたプロセスの再設計を行うことが重要である。

その際、サービス提供者の視点だけではなく、利用者の視点に立って、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務について、個人又は法人等の利用者ごとの違いや業務を行っている現場の規模等に応じた「ばらつき」まで詳細に把握・分析した上で、プロジェクトの関係者において的確に行政サービス・業務の状況を共有するため、フロー図等を作成することにより、行政サービス全体のプロセスを可視化する。

イ. 行政手続で求めている情報の点検による添付書類の不要化等

行政手続に係る国の情報システムの整備を行うに当たっては、前提として、そもそも当該行政手続で個々の情報（添付書類又は申請書等の記載事項）をなぜ求めているか、添付書類又は申請書等の記載事項が必要最小限になっているかを精査する。具体的には、例え

ば、各手続において確認する必要がある最小限の情報（判断材料として必要な情報や、事後の業務に用いるために行政側に残しておく必要がある情報等）を具体的に挙げて、求めている添付書類に記載されている情報及び申請書等の記載事項と突合し、個々に必要性を精査する等により、添付書類の不要化や申請書等の記載事項の削減を図る。

ウ．行政手続の利便性向上等

各府省庁は、可視化されたプロセスを基に、利用者が申請を行う前に必要となる作業や利用者が審査結果を受領した後に必要となる作業において利便性の向上につながる施策の有無、また、形式的な内容確認のみを行うもの、専門の審査官による実体的な審査を行うもの等審査内容の種類に応じて発生している問題点を把握・分析し、行政手続の廃止、他の行政手続との統合又は行政手続の利便性向上のための施策について、以下のような観点等から検討を行う。

(a) 行政手続の統廃合

利用者が必要のない行政手続を行うことがないように、行政手続の目的に立ち返って精査を行い、規定時からの社会情勢の変化によって現在では利用の見込みのない行政手続の廃止や他の行政手続と合わせて実施することが効率的な行政手続の統合等を行う。

(b) 申請頻度の削減等

利用者が申請を行う際の負担軽減のため、繰り返しの申請が必要な行政手続については申請頻度の削減を、また出頭を求めている行政手続については出頭回数の削減や廃止を図る。

(c) 事前登録・来庁予約による待ち時間の短縮

対面による本人確認等が必要な手続であっても、申請情報等の事前登録や、来庁予約を可能にすることで、待ち時間の短縮等を図る。

(d) 編集可能な電子ファイルによる申請書様式の提供

利用者が行政手続を行う際の利便性向上のため、当該行政手続に係る情報をウェブサイト等で容易に入手でき、かつ、ウェブサイトの入力フォームを利用して直接申請書の作成を可能とする又は申請書様式の電子ファイルを PDF などの編集不可な形式ではなく、編集可能な形式の電子ファイルで入手可能とする。

(e) 申請書様式の標準化

同一の行政手続を複数の申請先に対して行う必要がある場合に、申請先ごとに申請書の様式が異なるために利用者が同じ情報の入力作業を何度も行う必要が生じること等がないように、申請書様式の標準化を行う。

(f) 申請書におけるプレプリント等

利用者が申請書を作成する際の負担軽減のため、利用者が前回申請時に入力した情報と同じ情報は入力不要とするプレプリント、二次元コードの読み取りによる自動入力並びに法人番号の入力による会社名等の入力省略又は自動入力などの入力の簡易化を図る。

(g) 申請内容のチェック機能の強化等

申請を受け付けた後に申請内容の修正を行う必要が生じた場合、利用者の負担となるとともに行政機関における効率的な処理の妨げとなることから、そのような申請を削減するため、ヘルプデスクの設置、よくある過誤事案を掲載した Q&A 集の公開、申請書作成画面における数値の自動計算や形式チェック機能の強化等を行う。

(h) 業務の集中化等による標準処理期間の短縮

オンライン申請と書面申請が混在することによる業務の煩雑化を防ぐため、オンライン申請の集中処理やオンライン申請時の申請データを活用した自動処理などの業務の効率化による標準処理期間の短縮を図る。

(i) 最新技術の柔軟な活用

業務改革（BPR）の実施に当たっては、利用者の利便性向上及び業務の効率化のため、技術の進展に応じて、行政手続の問合せ対応などの業務における AI や RPA（Robotic Process Automation）等のデジタル技術の活用について、費用対効果を含めた検討を行う。

(2) 行政機関等による情報システムの共用の推進

各府省庁は、可能な限り個別に新規のオンラインシステムを整備することは避け、既存の情報システムや政府全体で共通的に利用する情報システムの活用等、効率的な情報システムの整備による行政サービスのデジタル化を図る。

ア. 既存のオンラインシステム等の活用

各府省庁の汎用受付システム、各府省庁固有のオンラインシステム又は業務システムなどの既存のオンラインシステム等を活用してデジタル化を実現する。なお、各府省庁に既存の汎用受付システムや各府省庁固有のオンラインシステムが整備されておらず、新たにオンライン化を実現しようとする場合には、まず、マイナポータルや e-Gov を活用することを検討する。

イ. クラウドサービスやデジタルインフラの活用による既存のオンラインシステムの統廃合等の見直し

既存のオンラインシステム等について、当該情報システムの利用状況を踏まえて、不要な画面や帳票の有無、機器のスペックの妥当性等の検証を行い、情報システムの不断の見直しを行う。

また、情報システムの整備時期を見据えつつ、費用対効果やサービスレベルの向上、情報セキュリティの対策強化を図るため、ガバメントクラウドや民間を含めた各種クラウドサービスの活用を図る。

さらには、デジタルインフラの整備・利用を進める観点から、マイナポータルや e-Gov 等を活用することによる既存のオンラインシステム等の統廃合や国と地方の申請受付システム等における共通的な機能の一元化、API の共通化について検討を行う。

(3) データの標準化・API の整備

各府省庁は、利用者が行政サービスを受ける際の利便性を向上させるため、各種ガイドラインに沿って、デジタル処理に適するようデータの標準化、API の整備及び分かりやすい形での仕様に関する情報提供を推進し、民間サービスも含めた他サービスとの連携を促進する。

ア. データの標準化

各府省庁は、標準ガイドライン群に定める政府相互運用性フレームワーク (GIF) 、実践ガイドブック (文字、マスターデータ等) に基づき、以下のような観点等から行政分野におけるデータの標準化に取り組み、データ連携の環境を整備することにより、行政のみならず民間事業者等における業務の効率化やデータ活用を促進する。

(a) 基本的なデータ形式の標準化

日付時刻や住所、電話番号といった基本的なデータについては、GIF を適用してデータ形式の標準化に取り組むことで、効率的なデータ連携環境の整備を図る。

(b) データ連携等を容易に行える文字環境の整備

データ連携を行う情報システムを整備する際に使用する文字の範囲は、一般に普及しているスマートフォンやパソコンに標準的に搭載されている JIS X 0213 を原則とし、現在個別に外字を使用している情報システムは更改時にその必要性を見直すなど、「文字環境導入実践ガイドブック」を参考に文字環境の整備に取り組み、情報システム間のデータ連携やスマートフォン等による行政サービスの利用が容易に行えるような環境の整備を図る。

(c) データの相互運用を可能とするマスターデータの管理

異なる組織間で情報交換を行う際に、組織を横断しても共通の理解の下で業務を行えるように、「マスターデータ等基本データ導入実践ガイドブック」⁷を参考に、データを相互運用できるようにするためのマスターデータの管理に取り組む。

具体的には、既存のマスターデータで類似するものがあれば、それを参考にデータを整備し、適当なものが存在しなければ新規に整備する。いずれの場合も、汎用性のあるデータとするため、共通語彙基盤等を参照して整備する。

また、情報連携の際に情報提供を行う各府省庁は、提供対象となるデータについて、情報提供を受ける行政機関が特別な機器やソフトウェアを利用することなく、正確かつ最新のデータの提供を受けられるように整備する。

⁷ 平成 31 年 3 月 28 日 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室

さらに、データの形式や精度を変更する場合には、これらが混在しないように、変更日付を明記し、過去のデータとの変更時点を明確にする。

イ. 外部連携機能（API）の整備

各府省庁は、「API 導入実践ガイドブック」⁸等を参照するなどして、以下のような観点等を踏まえて開発者・利用者にとって利便性の高い形での API の整備及び分かりやすい形での仕様に関する情報の提供に取り組む。

(a) API 利用者にとって使いやすい環境の整備

提供する API の活用を進めるため、API 仕様情報の提供、テスト環境の提供、開発者同士や API 提供者が意見交換するコミュニティといった情報交換の環境の提供を行うなど「API 利用者にとっての使いやすさ」に配慮した環境整備に取り組む。

(b) API 導入時における利用者に分かりやすい情報提供

API 導入時における利用者の利便性向上のため、民間に API を公開するという観点から、より平易な利用者向けの仕様書、マニュアル、利用事例等の整備・提供を行う。

(c) 行政データ連携標準や国際標準等に準拠した API の設計

提供するデータを設計する際は、データフォーマット（データ項目名、形式、コード値、入力規則等）について行政データ連携、国際、国内、業界等の各種標準に準拠し、相互接続性、拡張性及び一意性を担保した設計とする。

(d) 情報セキュリティ対策等のための API のアクセス管理

API の提供に当たっては、情報セキュリティ対策、サーバの負荷対策、利用者への API 仕様変更の連絡等のため、アクセス管理を行う。

(e) 利用者の利便性向上のための API 導入後の監視

API の導入直後は、当初の想定と異なる利用やサーバ過負荷等が発生していないか重点的に監視し、問題の発生が予想される場合には迅速に対応する。稼働が安定した後も定期的な監視を継続し、利用者の利便性の改善を図る。

(f) API の仕様変更・廃止の丁寧な情報提供

API の仕様変更・廃止を行う場合には、API 利用者が速やかに変更や廃止に気付いて、トラブル回避等の対応を行えるように、十分な期間を確保して周知を徹底する。

⁸ 平成 31 年 3 月 28 日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

(4) 情報セキュリティ対策・個人情報の適正な取扱い等

各府省庁は、行政手続のデジタル化を推進するに当たっては、以下に基づき、ネットワークへのアクセス制御、通信の暗号化及び情報システムにおけるログの保全等の技術革新等に対応した情報セキュリティ対策、個人情報の適正な取扱い、業務継続の確保といった業務及び情報システムの安全性及び信頼性を確保するための措置を講ずる。

ア. 情報セキュリティ対策

情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないよう、サイバーセキュリティ戦略本部等が定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、技術革新等に対応した情報セキュリティ対策を講ずる。

イ. 個人情報の適正な取扱い等

令和4年(2022年)4月以降に順次施行されるデジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法などの個人情報保護法制を遵守し、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を講ずる。

ウ. 業務継続性の確保

災害時に備えた非常用電源の確保、データのバックアップやバックアップセンターの整備など、非常時においても業務を継続するために必要な方策を適切に講ずる。

(5) デジタルデバイドの是正

各府省庁は、高齢者や障害者等を含む誰もがデジタル化の恩恵を受けられるように、オンライン申請等に関するアドバイザーによる支援、デジタル技術に関する特別の知識や複雑な操作を要しないシンプルな設計による情報システムの整備、ヘルプデスク等の利用者サポート機能の充実等デジタルデバイドの是正の取組を継続的に行う。

また、経済的な理由等によりオンライン申請を行えない利用者が、行政機関等の窓口で職員に操作方法等の支援を受けながら、オンライン申請を行えるようにする施策や外国人利用者のためにウェブサイトにおける外国語表記や自動翻訳サービスの実装などの外国語対応等も行う。

(6) 国民等への広報

各府省庁は、行政手続のオンライン化を促進するに当たっては、その利便性の向上や負担軽減といった効果、情報セキュリティや個人情報の保護を始めとした安全性及び信頼性の確保のための対策、デジタルデバイス対策なども含めて、個々の手続を実際にオンラインで行うための具体的な方法等について、専門的・技術的な用語に頼らずに国民等に丁寧かつ分かりやすい広報を行う。

また、オンライン申請の利用促進のため、SNS、動画、ウェブサイト、テレビCM、ポスター、パンフレット、リーフレット、企業を訪問しての申請のデモンストレーション等を活用した広報を行う。

(7) KPI の設定

情報システムの整備はゴールではなく、国民や事業者に利用されるとともに取得した情報が行政で高度に活用されてこそ初めて意味がある。

各府省庁は、行政手続のデジタル化に当たり、オンライン利用率など、実現する行政サービスの内容に応じて適切な KPI を情報システム単位で設定し、又は、利用者の負担軽減、行政運営の効率化などの KPI を行政サービス単位で設定する等した上で取組を進めるものとする。

※Ⅱ～Ⅳについて

1 各項目の掲載順について

原則として、整備・改修するシステムごとに手続等の項目を立て、オンライン化等を実施する時期が決まっている項目とそれ以外の項目をそれぞれ分け、各府省庁の建制順に掲載している。

2 Ⅱ及びⅣの小分類について

以下の整理に基づき小分類を作成し、該当する項目を掲載している。

Ⅱ

1 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

手続の主体又は受け手に「国」又は「独立行政法人等」が含まれる項目を掲載。

2 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

手続の主体又は受け手が「地方公共団体」のみである項目を掲載。

3 その他

上記のほか、行政機関間等において行われる手続に係る項目を掲載。

Ⅳ

1 オンライン化の共通基盤

複数の行政機関においてオンライン化の共通基盤と位置付けられる項目を掲載。

2～4

Ⅱ 1～3と同様。

3 Ⅱ及びⅢの各項目内の対象手続一覧について

令和2年度(2020年度)の行政手続等の棚卸調査結果(令和3年3月31日内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室公表、同年4月2日更新)等に基づき、オンライン化等を行う手続の一覧を表形式で列挙している。表の各列の項目の記載については以下のとおり。なお、一部、棚卸調査結果を修正している箇所がある。

(1) 手続名

手続の名称について、手続類型ごとに法律・政令・省令に分けて、それぞれ、手続の根拠法令の法令番号順、法令の条項順に記載している。ただし、関連する法令がある場合は続けて記載しているものもある。

(2) 根拠法令

手続が規定されている法令について記載している。なお、法令に基づかない手続には、「一」を記載している。

(3) 手続類型

次の手続類型のうち該当するものを記載している。

(ア) 申請等

申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知

(イ) 申請等に基づく処分通知等

申請等に基づき、処分の通知その他の法令の規定により行政機関等が行う通知

(ウ) 申請等に基づかない処分通知等

申請等に基づかない処分のお知らせその他の法令の規定により行政機関等が行う通知

(4) 手続主体、手続の受け手

手続を行う主体又は手続を受ける者を記載している。なお、独立行政法人等とは、独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人等のことをいう。また、括弧で経由先を記載しているものは、法令上、当該経由先を経由して手続を行うことが規定されていることを示す。

(5) 手続 ID

行政手続等の棚卸結果等において、各手続に付している番号を記載している。なお、棚卸結果に登載されていない手続には「—」を記載している。

4 各項目の記載内容について

Ⅱには、オンライン化の実施内容に加えて、対象手続等について、添付書類の省略やオンライン化済み手続に係る利便性向上を実施する場合は、これらの内容についても記載している。

オンライン化等を実施する時期が決まっている手続等に係る項目については、原則として、KPI 及びその目標値を設定している。

II オンライン化等を実施する行政手続等

1. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

1. 独占禁止法等に基づく手続（◎公正取引委員会）

企業結合審査に係る手続、独占禁止法違反事件審査に係る手続及び下請法違反事件に係る手続等（具体的な手続については今後検討する。）については、申請者等の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、必要に応じて令和4年度（2022年度）に予定している公正取引委員会ホームページシステムの更改に合わせて、オンラインによる受付機能の拡充等を図る。

KPI：令和4年度（2022年度）までにオンラインによる受付を可能とした手続のうち、オンラインによる受付の割合（令和5年度（2023年度））：30%

2. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎デジタル庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、関係省庁）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|----------|-------------------------|-------|
| 検査に関する資料提供等 | 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 26 条第 1 項 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 課徴金調査に関する資料提供等 | 同法第 177 条第 1 項第 1 号及び第 2 項 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 課徴金納付命令の執行に関する資料提供等 | 同法第 185 条の 15 第 3 項 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 192 条申立てに必要な調査に関する資料提供等 | 同法第 187 条第 1 項第 1 号 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 犯則事件の調査に関する資料提供等 | 同法第 210 条第 2 項 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 捜査に関する資料提供等 | 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 地方等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 要保護者等に関する資料提供等 | 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 29 条第 1 項 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 地方等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 46459 |
| 道府県民税に関する質問検査権 | 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 26 条第 1 項 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 地方等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 事業税に関する質問検査権 | 同法第 72 条の 7 第 1 項 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 地方等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 不動産取得税に関する質問検査権 | 同法第 73 条の 8 第 1 項 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 地方等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 道府県たばこ税に関する質問検査権 | 同法第 74 条の 7 第 1 項 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 地方等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| ゴルフ場利用税に関する質問検査権 | 同法第 77 条第 1 項 | 申請等 に基づ かない | 地方等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |

| | | | | | |
|--------------------|---------------------|----------------|-----|-------------|---|
| | | 処分通知等 | | | |
| 軽油引取税に関する質問検査権 | 同法第 144 条の 11 第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は事業者等 | — |
| 自動車税に関する質問検査権 | 同法第 151 条第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は事業者等 | — |
| 鉱区税に関する質問検査権 | 同法第 188 条第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は事業者等 | — |
| 道府県法定外普通税に関する質問検査権 | 同法第 264 条第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は事業者等 | — |
| 市町村民税に関する質問検査権 | 同法第 298 条第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は事業者等 | — |
| 固定資産税に関する質問検査権 | 同法第 353 条第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は事業者等 | — |
| 軽自動車税に関する質問検査権 | 同法第 448 条第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は事業者等 | — |
| 市町村たばこ税に関する質問検査権 | 同法第 470 条第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は事業者等 | — |
| 鉱産税に関する質問検査権 | 同法第 525 条第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は事業者等 | — |
| 特別土地保有税に関する質問検査権 | 同法第 588 条第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は民間事業者等 | — |
| 市町村法定外普通税に関する質問検査権 | 同法第 674 条第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は民間事業者等 | — |
| 狩猟税に関する質問検査権 | 同法第 700 条の 59 第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は民間事業者等 | — |
| 入湯税に関する質問検査権 | 同法第 701 条の 5 第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は民間事業者等 | — |

| | | | | | |
|-------------------------|---|------------------------------|-----------------|-------------------------|-------|
| 事業所税に関する質問検査権 | 同法第 701 条の 35 第 1 項 | 申請等 に基づ かな い通 知等 | 地方等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 水利地益税等に関する質問検査権 | 同法第 707 条第 1 項 | 申請等 に基づ かな い通 知等 | 地方等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 法定外目的税に関する質問検査権 | 同法第 733 条の 4 第 1 項 | 申請等 に基づ かな い通 知等 | 地方等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 被保険者等に関する資料提供等 | 厚生年金保険法（昭和 29 年法律 第 115 号）第 89 条 | 申請等 に基づ かな い通 知等 | 独立行 政法人 等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 被保険者等に関する資料提供等 | 同法第 100 条の 2 第 5 項 | 申請等 に基づ かな い通 知等 | 独立行 政法人 等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 被保険者等に関する資料提供等 | 国民健康保険法（昭和 33 年法律 第 192 号）第 113 条の 2 第 1 項 | 申請等 に基づ かな い通 知等 | 地方等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 被保険者等に関する資料提供等 | 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 95 条 | 申請等 に基づ かな い通 知等 | 独立行 政法人 等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 被保険者等に関する資料提供等 | 同法第 108 条第 1 項 | 申請等 に基づ かな い通 知等 | 独立行 政法人 等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 滞納処分に関する質問検査権 | 国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 141 条 | 申請等 に基づ かな い通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 所得税等に関する質問検査権 | 国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 74 条の 2 第 1 項 | 申請等 に基づ かな い通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 59094 |
| 法人税又は地方法人税に関する 質問検査権 | 同上 | 申請等 に基づ かな い通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 59095 |
| 消費税に関する質問検査権 | 同上 | 申請等 に基づ かな い通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 59096 |
| 相続税若しくは贈与税に関する 質問検査権 | 同法第 74 条の 3 第 1 項 | 申請等 に基づ かな い通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 59097 |
| 酒税に関する質問検査権 | 同法第 74 条の 4 第 3 項 | 申請等 に基づ かな い | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |

| | | | | | |
|-----------------------|---|----------------|-----|-----------|-------|
| | | 処分通知等 | | | |
| たばこ税に関する質問検査権 | 同法第 74 条の 5 第 1 号 | 申請等に基づかない処分通知等 | 国 | 国民等又は事業者等 | 59105 |
| 揮発油税又は地方揮発油税に関する質問検査権 | 同法第 74 条の 5 第 2 号 | 申請等に基づかない処分通知等 | 国 | 国民等又は事業者等 | 59106 |
| 石油ガス税に関する質問検査権 | 同法第 74 条の 5 第 3 号 | 申請等に基づかない処分通知等 | 国 | 国民等又は事業者等 | 59107 |
| 石油石炭税に関する質問検査権 | 同法第 74 条の 5 第 4 号 | 申請等に基づかない処分通知等 | 国 | 国民等又は事業者等 | 59108 |
| 国際観光旅客税に関する質問検査権 | 同法第 74 条の 5 第 5 号 | 申請等に基づかない処分通知等 | 国 | 国民等又は事業者等 | — |
| 航空機燃料税に関する質問検査権 | 同法第 74 条の 6 第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 国 | 国民等又は事業者等 | 59110 |
| 電源開発促進税に関する質問検査権 | 同上 | 申請等に基づかない処分通知等 | 国 | 国民等又は事業者等 | 59111 |
| 犯則事件の調査に関する資料提供等 | 同法第 131 条第 2 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 国 | 国民等又は事業者等 | — |
| 被保険者等に関する資料提供等 | 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 203 条第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は事業者等 | — |
| たばこ特別税に関する質問検査権 | 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成 10 年法律第 137 号）第 19 条第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 国 | 国民等又は事業者等 | — |

（２）取組内容

（１）に記載した 49 手続を始めとする金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務について、その多くは書面により行われている。令和元年（2019 年）11 月に金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、金融庁）において公表した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」を踏まえ、当該照会・回答事務のデジタル化に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の粒度等について検討した。

今後、デジタル化の実現に向けた課題を解消し、行政機関と金融機関が足並みを揃えながら、取組を推進していくことが重要である。行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る。

3. 国家資格証のデジタル化（◎デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省、財務省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続ID |
|-------------------|-------------------------------------|----------|----------|------------|--------|
| 登録の申請 | 税理士法（昭和26年法律第237号）第21条第1項 | 申請等 | 国民等 | 民間事業者等 | 58692 |
| 薬剤師免許の申請 | 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第7条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 51178 |
| 登録の申請 | 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の5 | 申請等 | 国民等 | 民間事業者等 | 50008 |
| 臨床工学技士の免許の申請 | 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第3条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 48065 |
| 義肢装具士の免許の申請 | 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第3条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47488 |
| 介護支援専門員の登録申請 | 介護保険法第69条の2第1項 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 110243 |
| 保育士の登録申請 | 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第16条 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 51380 |
| 栄養士免許の申請 | 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）第1条第1項 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 109682 |
| 管理栄養士免許の申請 | 同令第1条第2項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 48820 |
| 医師免許の申請 | 医師法施行令（昭和28年政令第382号）第3条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47344 |
| 歯科医師の免許の申請 | 歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）第3条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47660 |
| 診療放射線技師の免許の申請 | 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）第1条の2 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47822 |
| 保健師、助産師、看護師の免許の申請 | 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第1条の3第1項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47970 |
| 准看護師免許の申請 | 同令第1条の3第2項 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 47792 |
| 歯科技工士の免許の申請 | 歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）第1条の2、第7条の2 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47689 |
| 臨床検査技師の免許の申請 | 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）第1条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 48046 |

| | | | | | |
|----------------------------|---|-----|-----|---------|--------|
| 理学療法士又は作業療法士の免許の申請 | 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和 40 年政令第 327 号）第 1 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 48036 |
| 視能訓練士の免許の申請 | 視能訓練士法施行令（昭和 46 年政令第 246 号）第 1 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47642 |
| 税理士試験受験願書 | 税理士法施行規則（昭和 26 年省令第 55 号）第 2 条の 4 第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 57215 |
| 社会福祉士の登録申請 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年省令第 49 号）第 10 条 | 申請等 | 国民等 | 独立行政法人等 | 46246 |
| 介護福祉士の登録申請 | 同規則第 26 条において準用する第 10 条 | 申請等 | 国民等 | 独立行政法人等 | 46102 |
| 歯科衛生士免許の申請 | 歯科衛生士法施行規則（昭和 64 年省令第 46 号）第 1 条の 3、第 10 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47681 |
| あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許の申請 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則（平成 2 年省令第 19 号）第 1 条の 3、第 9 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47325 |
| 救急救命士免許の申請 | 救急救命士法施行規則（平成 3 年省令第 44 号）第 1 条の 3、第 9 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47518 |
| 柔道整復師免許の申請 | 柔道整復師法施行規則（平成 4 年省令第 302 号）第 1 条の 3、第 9 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 109521 |
| 精神保健福祉士の登録申請 | 精神保健福祉士法施行規則（平成 10 年省令第 11 号）第 11 条 | 申請等 | 国民等 | 独立行政法人等 | 46076 |
| 言語聴覚士免許の申請 | 言語聴覚士法施行規則（平成 10 年省令第 74 号）第 1 条の 3 第 1 項、第 9 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 119039 |
| 公認心理師の登録申請 | 公認心理師法施行規則（平成 29 年省令第 3 号）第 13 条 | 申請等 | 国民等 | 独立行政法人等 | 217090 |

（２）取組内容

（１）に記載した 28 手続については、現状、主に書面で行われているが、令和 5 年度（2023 年度）までに、国家資格等管理者が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システム（仮称）の開発・構築を行い、令和 6 年度（2024 年度）に可能なものからオンライン化を開始する。さらに、住民基本台帳ネットワークシステムやマイナンバーによる情報連携等により、住民票の写しや戸籍謄本等、手続における添付書類の省略を実現する。また、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナポータル機能等によりマイナンバーカードの電子証明書を活用して証明、提示できるようにすることで、国家資格証の提示等を求める行政・民間手続において、オンラインでの資格の確認が可能となる。

KPI：（案）国家資格等情報連携・活用システム（仮称）上の資格登録者数（令和 5 年度（2023 年度）までに設定）

4. 恩給関係請求手続（◎総務省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|---|---|----------|----------|------------|-------|
| 恩給の失権時給与金の請求 | 恩給法（大正 12 年法律第 48 号） 第 10 条ノ 2 第 2 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11992 |
| 恩給請求（扶助料請求（転給）及 び傷病恩給請求を除く） | 恩給給与規則（大正 12 年勅令第 369 号）第 1 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11991 |
| 傷病恩給請求 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11993 |
| 扶助料請求（転給）〈普通扶助料〉 | 同規則第 6 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11994 |
| 扶助料請求（転給）〈公務関係扶助 料〉 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11995 |
| 恩給受給者の改氏名届 | 同規則第 38 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11997 |
| 旧軍人の退職当時の都道府県を 経由する恩給請求（傷病恩給を除 く）〈初めての請求〉 | 恩給給与細則（昭和 28 年総理府 令第 67 号）第 2 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11977 |
| 旧軍人の退職当時の都道府県を 経由する恩給請求（傷病恩給を除 く）〈改定請求〉 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11978 |
| 旧軍人の退職当時の都道府県を 経由する傷病恩給請求 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11979 |

（2）取組内容

（1）に記載した 9 手続については、現状、オンラインで受け付けるための情報システムはない。添付書類が不要である「恩給受給者の失権届」、「恩給受給者の住所変更届」、「恩給証書再交付の申請」については、令和 2 年（2020 年）12 月から電子メールでの受付を可能とした。

恩給（未支給金を含む。）の請求及び恩給受給者の改氏名届に係る手続については、戸籍謄本等の提出を求めているが、今後予定されている戸籍情報の電子的取得の仕組みの整備状況や恩給受給者数、システム改修に要する経費などを精査・検討し、令和 7 年（2025 年）末までに、オンライン化を目指すとともに、戸籍謄本等の添付省略の実現を図る。

KPI：オンラインによる届出・申請の割合（令和 7 年度（2025 年度）：20%）

5. 電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告（◎総務省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の受 け手 | 手続 ID |
|-------------|--|----------|------------|------------|--------|
| 媒介等の業務の届出 | 電気通信事業法（昭和 59 年 法律第 86 号）第 73 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事業 者等 | 国 | 112187 |
| 媒介等の業務の変更届出 | 同法第 73 条の 2 第 2 項 | 申請等 | 民間事業 者等 | 国 | 112188 |
| 媒介等の業務の承継届出 | 同法第 73 条の 2 第 3 項 | 申請等 | 民間事業 者等 | 国 | 112189 |
| 媒介等の業務の廃止届出 | 同法第 73 条の 2 第 4 項 | 申請等 | 民間事業 者等 | 国 | 112190 |
| 媒介等の業務の解散届出 | 同法第 73 条の 2 第 5 項 | 申請等 | 民間事業 者等 | 国 | 112191 |

（2）取組内容

（1）に記載した媒介等の業務に係る各種届出については、現状、書面のみで行われているが、令和 3 年（2021 年）7 月から販売代理店 DB システムの改修に着手しており、令和 4 年度（2022 年度）からオンラインによる届出を可能とすることで、販売代理店の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

申請の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、令和 2 年（2020 年）10 月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、令和 3 年（2021 年）9 月から添付の省略を実現したところであり、その他の添付書類についても添付を省略することを検討する。

KPI：オンラインによる届出の割合（令和 4 年度（2022 年度）末：50%）

6. 電波法、電気通信事業法及び放送法に係る申請等（◎総務省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の受 け手 | 手続 ID |
|-------------------------|---------------------------|----------|-------------|------------|----------|
| 高周波利用設備の設置許可の申請 | 電波法(昭和25年法律第131号)第100条第1項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 112221 |
| 高周波利用設備の承継の届出 | 同法第100条第4項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 112222 |
| 高周波利用設備の廃止の届出 | 同上 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 112224 |
| 高周波利用設備の設置許可の変更等の手続 | 同法第100条第5項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 112228 |
| 高周波利用設備の許可状の訂正の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 112226 |
| 一般放送の業務の登録 | 放送法(昭和25年法律第132号)第126条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 10927 |
| 一般放送の業務の開始の届出 | 同法第129条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 登録一般放送業務休止変更届出書 | 同法第129条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 登録一般放送の業務の休廃止の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 107918 |
| 登録一般放送の業務の登録事項の変更登録 | 同法第130条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 10928 |
| 登録一般放送の業務の登録事項の変更届出書 | 同法第130条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 一般放送の業務の開始の届出 | 同法第133条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 10930 |
| 一般放送の設置及び業務開始届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 有線設置届を要さない一般放送業務開始届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 一般放送の設備設置及び業務開始届変更届 | 同法第133条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 一般放送の業務の開始届出書記載事項の変更の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 10931 |

| | | | | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|-----|--------|---|-------|
| 一般放送事業者の地位の承継の届出 | 同法第 134 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 10932 |
| 一般放送の業務の廃止の届出 | 同法第 135 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 10933 |
| 一般放送の設備及び業務廃止届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 一般放送事業者たる法人の合併以外の事由による解散の届出 | 同法第 135 条第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 10934 |
| 有線電気通信設備の設置の届出 | 有線電気通信法(昭和 28 年法律第 96 号) 第 3 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11659 |
| 有線電気通信設備の設置の変更の届出 | 同法第 3 条第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11661 |
| 電気通信番号使用計画の認定の申請 | 電気通信事業法第 50 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 電気通信番号使用計画の変更認定の申請 | 同法第 50 条の 6 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 電気通信番号使用計画の変更の届出 | 同法第 50 条の 6 第 3 項 | 届出等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になった旨の届出 | 同上 | 届出等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 電気通信事業の登録 | 同法第 9 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11619 |
| 電気通信事業の登録の更新 | 同法第 12 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11620 |
| 電気通信事業の変更の登録 | 同法第 13 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11621 |
| 電気通信事業の変更の届出 | 同法第 13 条第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11665 |
| 電気通信事業の届出 | 同法第 16 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11719 |
| 届出電気通信事業者の氏名等の変更の届出 | 同法第 16 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11720 |
| 電気通信事業の変更の届出 | 同法第 16 条第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11721 |
| 電気通信事業者の地位の承継の届出 | 同法第 17 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11666 |

| | | | | | |
|-----------------------------|--|-----|-------------|---|--------|
| 電気通信事業の休止又は廃止の届出 | 同法第 18 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11667 |
| 電気通信事業者たる法人の解散の届出 | 同法第 18 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11668 |
| 認定電気通信事業の開始の届出 | 同法第 120 条第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11673 |
| 営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の届出 | 同法第 165 条第 1 項 | 申請等 | 地方等 | 国 | 11685 |
| 電気通信役員・役員の変更の報告 | 同法第 166 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11687 |
| 再放送の役務の提供条件に関する契約約款届出書 | 放送法施行規則（昭和 25 年電波監視委員会規則第 10 号）164 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 再放送の役務の提供条件に関する契約約款変更届出書 | 同規則第 164 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 一般放送事業者の事業計画書の変更届出 | 同規則第 170 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 10938 |
| 高周波利用設備の現状を示す証明書類の申請 | 電波法施行規則（昭和 25 年電波監視委員会規則第 14 号）第 45 条の 3 第 2 項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | — |
| 高周波利用設備の型式の指定の申請 | 同規則第 46 条第 1 項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 112231 |
| 高周波利用設備の型式の設計の変更の承認の申請 | 同規則第 46 条の 3 第 1 項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | — |
| 高周波利用設備の型式の指定を受けた者の変更の届出 | 同規則第 46 条の 3 第 4 項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 112235 |
| 高周波利用設備の型式確認の届出 | 同規則第 46 条の 8 第 1 項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 112242 |
| 高周波利用設備の許可状の再交付の申請 | 無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監視委員会規則第 15 号）第 28 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 112227 |
| 有線電気通信設備の廃止の届出 | 有線電気通信法施行規則（昭和 28 年郵政省令第 36 号）第 5 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11633 |
| 電気通信主任技術者資格者証の交付の申請 | 電気通信主任技術者規則（昭和 60 年郵政省令第 27 号）第 39 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 電気通信主任技術者資格者証の再交付の申請 | 同規則第 42 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 工事担任者資格者証の交付の申請 | 工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 37 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |

| | | | | | |
|------------------|--------------------------------------|-----|-----|---|---|
| 工事担任者資格者証の再交付の申請 | 同規則第 40 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 無線従事者免許証の交付の申請 | 無線従事者規則（平成 2 年郵政省令第 18 号）第 46 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 無線従事者免許証の再交付の申請 | 同規則第 50 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |

（２）取組内容

（１）に記載した電波法（無線従事者免許証及び高周波利用設備に限る。）、電気通信事業法（電気通信資格者証、電気通信番号、電気通信事業者に限る。）及び放送法（有線一般放送に限る。）に係る 55 手続については、現状、書面で行われているが、電気通信行政情報システムの改修に着手し、令和 5 年度（2023 年度）から順次、e-Gov を窓口とするオンラインによる手続を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請等の割合（令和 5 年度（2023 年度）中に設定）

7. 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付（◎法務省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|--------------|------------------------------------|-------------|----------|------------|-------|
| 在留資格認定証明書の交付 | 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第7条の2第1項 | 申請等に基づく処分通知 | 国 | 国民等 | 12966 |

（2）取組内容

（1）に記載した在留資格認定証明書の交付については、現状、紙媒体で交付しているところ、令和4年度（2022年度）中に、電子ファイルなど電磁的記録による交付の実現のための在留申請オンラインシステム及び外国人出入国情報システムの必要な改修を行い、外国人等の利便性向上を図るとともに、上陸審査手続や在留審査手続の円滑化を促進する。

KPI: 交付する在留資格認定証明書のうち電磁的記録による交付率（令和5年度（2023年度）20%）

8. 在留資格に関する手続（◎法務省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-------------------|------------------------------|----------|----------|------------|-------|
| 住居地以外の記載事項の変更届出 | 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 10 第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 12943 |
| 在留カードの有効期間の更新申請 | 同法第 19 条の 11 第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 12945 |
| 紛失等による在留カードの再交付申請 | 同法第 19 条の 12 第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 12948 |
| 汚損等による在留カードの再交付申請 | 同法第 19 条の 13 第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 12950 |
| 永住許可の申請 | 同法第 22 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 13127 |
| 永住者の在留資格の取得許可の申請 | 同法第 22 条の 2 第 4 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 13129 |

（2）取組内容

在留期間更新許可の申請（手続 ID:13126）、資格外活動許可の申請（手続 ID:12980）、再入国許可の申請（手続 ID:13130）、在留資格認定証明書の交付申請（手続 ID:12979）、就労資格証明書の交付申請（手続 ID:12981）、在留資格変更許可の申請（手続 ID:13125）及び在留資格取得許可の申請（手続 ID:13128）の 7 手続については、令和元年度（2019 年度）以降、順次オンラインシステムの運用を開始し、令和 4 年（2022 年）3 月 16 日には外国人を雇用している所属機関の職員等のみならず、マイナンバーカードの公的個人認証を活用することで、外国人本人が出入国管理システムを利用してオンラインにより申請することを可能とした。

今後、（1）記載の 6 手続についても同様にオンライン化し、既にオンライン化している 7 手続を含めて、オンラインで手数料を納付することについても必要な検討を行うほか、所属機関等の職員がオンライン申請を行う際の本人確認の方法について、G ビズ ID の活用を検討する。

また、マイナポータルの自己情報取得 API を活用するために在留申請オンラインシステムを改修し、令和 5 年度（2023 年度）末までに、各種申請手続における一部資料の添付を省略することを検討する。

以上により、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：対象となる在留資格に関する申請手続のうちオンライン申請率（令和 5 年度（2023 年度）：20%）

9. 登録支援機関関係手続（◎法務省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|---------------------|------------------------------|--------------|----------|------------|--------|
| 登録支援機関の登録（更新）申請 | 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 24 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 108246 |
| 登録支援機関の登録（更新）の通知 | 同法第 19 条の 25 第 2 項 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 民間事業者等 | 108247 |
| 登録支援機関の登録（更新）の拒否の通知 | 同法第 19 条の 26 第 2 項 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 民間事業者等 | 108248 |

（2）取組内容

（1）に記載した登録支援機関の登録（更新）申請及び当該申請に係る結果通知については、現状、書面のみで行われているが、受入機関データベースシステムの必要な改修を行い、令和 5 年度（2023 年度）末までに、当該手続に係る電子化について検討を進め、利用者の利便性向上及び行政手続の効率化を図る。

また、オンラインで手数料を納付することについても必要な検討を行う。

KPI：登録支援機関登録申請におけるオンライン申請の割合（令和 5 年度（2023 年度）：20%）

10. 司法試験及び司法試験予備試験の出願申請（◎法務省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|---------------|--|----------|----------|------------|-------|
| 司法試験の出願手続 | 司法試験法施行規則（平成 17 年 法務省令第 84 号）第 3 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 司法試験予備試験の出願手続 | 同規則第 3 条第 2 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |

（2）取組内容

（1）に記載した 2 手続については、現状、書面のみで行われているが、新たにシステムを整備し、令和 8 年（2026 年）に実施する試験から、受験者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、オンラインによる出願手続を検討する。

また、出願手続に係る手数料について、オンライン納付を可能とすることを検討する。

オンラインによる出願手続における本人確認の方法については、マイナンバーカードの公的個人認証や顔認証技術等を活用する。それらを活用することにより、司法試験予備試験の出願手続の際に添付を求めている住民票の写しについて、添付の省略を実現することを検討する。

さらに、司法試験及び司法試験予備試験の出願手続の際に添付を求めている戸籍抄本等については、令和 5 年度（2023 年度）以降に整備が予定されている、法務省から発行される戸籍電子証明書を参照する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現することを検討する。

KPI：オンラインによる出願手続の割合（令和 8 年（2026 年）試験：30%）

11. 在外公館等における証明申請（◎外務省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|------------------------------|--|----------|----------|------------|-------|
| 遺言の公証（2号）の申請 | 民法（明治29年法律第89号）第984条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14253 |
| 戸籍・国籍届の受理（不受理）証明（30号）の申請 | 戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条及び外務省設置法（平成11年法律第94号）第4条第1項第11号 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14277 |
| 原産地証明（26号）の申請 | 関税法（昭和29年法律第61号）第68条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14270 |
| 国籍証明（19号）の申請 | 外務省設置法第4条第1項第11号 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14254 |
| 在留証明（20号）（形式1）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14255 |
| 在留証明（20号）（形式2）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14256 |
| 身分上の事項に関する証明（21号）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14257 |
| 職業証明（22号）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14258 |
| 翻訳証明（23号）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14259 |
| 公文書上の印章（又は署名）の証明（24号イ又はロ）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14260 |
| 自動車運転免許証抜粋証明（30号）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14272 |
| 旅券所持証明（30号）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14273 |
| 在留（転出）届出済証明（30号）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14274 |
| 居住証明（30号）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14275 |
| その他30号の証明の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14278 |
| 本省におけるアポステイーユの申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14281 |

| | | | | | |
|--|------------------------|------------|-----|---|-------|
| 本省における公印確認の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14282 |
| 一般人（在留邦人）の署名（及び 拇印）証明（24号ロ）（形式1） | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14261 |
| 一般人（在留邦人）の署名（及び 拇印）証明（24号ロ）（形式2及び 3） | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14262 |
| 一般人（在留邦人）の印鑑証明（24 号ロ） | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14263 |
| 遺骨（遺体）証明（25号）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14269 |
| 犯罪履歴証明（警察証明・通常発 給）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14279 |
| 犯罪履歴証明（警察証明・特別発 給）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14280 |
| 一般人（在留邦人）の印鑑登録 | 同上 | 作成・保 存等 | 国民等 | 国 | 14264 |
| 一般人（在留邦人）の印鑑登録の 廃止 | 同上 | 作成・保 存等 | 国民等 | 国 | 14265 |
| 一般人（在留邦人）の印鑑登録の 改姓の届出による抹消・再登録 | 同上 | 作成・保 存等 | 国民等 | 国 | 14266 |
| 一般人（在留邦人）の印鑑登録の 登録印鑑の変更による抹消・再登 録 | 同上 | 作成・保 存等 | 国民等 | 国 | 14267 |
| 一般人（在留邦人）の印鑑登録の 管轄区域内への転居による住所 変更 | 同上 | 作成・保 存等 | 国民等 | 国 | 14268 |
| 輸入陸揚証明（日本品の外国輸入 証明）（27号）の申請 | 外務省設置法第4条第1項第11 号等 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14271 |
| 採捕（加工）証明（30号）の申請 | 関稅定率法基本通達11節第14条 の3 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14276 |

（2）取組内容

令和4年度（2022年度）中に「証明オンライン申請システム」を構築することにより、令和4年度（2022年度）以降に、オンラインによる申請を可能とすることで、在留邦人（申請人）の利便性を向上させる。また証明書の自動作成により行政事務の効率化を図る。

現金での手数料納付を求めている手続については、令和4年度（2022年度）以降、クレジットカード決済による納付を順次可能とする。

申請の際に戸籍謄（抄）本を求めている証明（国籍証明及び身分上の事項に関する証明）については、令和5年度（2023年度）以降に整備が予定されている、法務省が

構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を参照する仕組み等を利用することによって、添付省略の実現を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和10年度（2028年度）：50%）

12. 在外公館における査証申請・交付（◎外務省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|--------------------------|---------------|--------------|-----------------|-----------------|-------|
| 在外公館における査証の発給の申請 | 外務省設置法第4条第13項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 14329 |
| IC 旅券事前登録制度による旅券の登録の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14331 |
| 在外公館における査証の交付 | 同上 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 国民等 又は民間事業者等 | 14330 |
| IC 旅券事前登録制度による査証免除登録証の交付 | 同上 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 国民等 | 14332 |

（2）取組内容

（1）に記載した4手続のうち、中国国籍者からの短期滞在観光査証の申請と、インドネシア在住の同国籍者からの旅券事前登録制による査証免除の申請については、現状、書面のみで行われており、査証及び査証免除登録証の交付については、旅券面に貼付しているが、領事業務情報システムを改修（次世代査証発給・渡航認証管理システムの導入）し、令和2年（2020年）4月から、オンラインによる申請・交付を可能とすることで、申請者の利便性向上及び在外公館の査証業務の効率化を図ることとしていた。

他方、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、水際対策措置の一環として、一部の国・地域からの訪日外国人に対する上陸拒否、検疫の強化（COVID-19に関する検査、14日間の待機、公共交通機関の不利用）、査証制限（発給済み査証の効力停止、査証免除措置の一時的な停止）が実施されたことに伴い、次世代査証発給・渡航認証管理システムの運用開始が見送られている。現在、各国・地域での感染状況及び水際措置の状況等を踏まえながら、国際的な人の往来の段階的再開について検討してきており、その過程で次世代査証発給・渡航認証管理システムの早期運用開始を図る。

また、査証等の発行に係る手数料については、令和4年度（2022年度）以降、クレジットカード決済による納付を順次可能とする。

KPI：①中国在住の中国国籍者のオンラインによる申請の割合（令和4年（2022年）：55.5%（推定値））

②インドネシア在住のインドネシア国籍者のオンラインによる申請の割合（令和4年（2022年）：42.5%（推定値））

13. 旅券の発給申請等（◎外務省、デジタル庁、法務省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|----------------------------------|---------------------------------|----------|----------|------------|-------|
| 一般旅券の発給の申請（外務大臣又は領事官に申請する場合） | 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 3 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14207 |
| 一般旅券の発給の申請（都道府県知事に申請する場合） | 同上 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 14243 |
| 公用旅券の発給の請求（外務大臣又は領事官に請求する場合） | 同法第 4 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14208 |
| 一般旅券の紛失又は焼失の届出（外務大臣又は領事官に届出する場合） | 同法第 17 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14247 |
| 一般旅券の紛失又は焼失の届出（都道府県知事に届出する場合） | 同上 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 14248 |
| 公用旅券の紛失又は焼失の届出（外務大臣又は領事官に届出する場合） | 同法第 17 条第 4 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14249 |

（2）取組内容

（1）に記載した 6 手続については、現状、書面のみで行われているが、申請者の利便性向上等を図るため、領事業務情報システムを改修し、令和 4 年度（2022 年度）から、オンラインによる申請を可能とする。

その制度設計に当たっては、旅券（パスポート）の信頼性を維持しつつ、マイナポータルなどの既存インフラの利用、申請時の出頭回数の削減、業務のデジタル化等にも可能な限り努める。これにより原則として、オンラインによる申請をする場合において、旅券発給の切替申請時の出頭が不要となる。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、マイナンバーカードの公的個人認証機能や顔認証技術等を活用する。

また、旅券発給に係る手数料については、令和 4 年度（2022 年度）以降、クレジットカード決済等による納付を順次可能とする。

申請の際に添付を求めている戸籍謄本については、令和 5 年度（2023 年度）以降に整備が予定されている、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を参照する仕組みを利用することによって、令和 6 年度（2024 年度）から、添付省略の実現を図る。これにより、戸籍謄本の提出が必要となる新規旅券発給の申請等についても、原則として、オンラインによる申請をする場合において、出頭が不要となる。

令和 6 年度（2024 年度）に予定される次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、申請者の利便性向上等を図るため、安全かつ確実な旅券（パスポート）の交付を可能とするシステム構築や制度設計を前提とした配送交付により、交付時の出頭を不要とする可能性を検討する。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和6年度(2024年度)：50%）

14. APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等（◎外務省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続の受け手 | 手続ID |
|------------------------|--|--------------|------|--------|-------|
| APEC・ビジネス・トラベル・カード交付申請 | アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令(平成15年外務省令第7号)第3条第1項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14242 |
| APEC・ビジネス・トラベル・カード交付 | 同省令第6条第1項 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 国民等 | — |

（2）取組内容

（1）に記載した APEC・ビジネス・トラベル・カード交付申請については、現状、書面を郵送することにより行われているが、簡易的な申請受付サイトを整備し、令和4年（2022年）中にウェブサイト上で可能な限り提出できるようオンライン申請の導入を図る。また、申請に係る手数料についても、省令改正を行った上で、令和4年度（2022年度）にオンライン納付を可能とする見込みである領事手数料を参考にし、オンライン納付への対応を検討する。加えて、APEC・ビジネス・トラベル・カード交付についても、同カードがスマートフォン上のアプリケーションで表示できるようになるところ、省令改正を行った上で、令和3年度（2021年度）以降、希望者に対してアプリケーション上で交付を可能とするよう検討する。

KPI：オンラインによる申請率（令和4年度（2022年度）：50%）

15. 地方公共団体・在外公館間のマイナンバーカード申請・交付等情報の共有（◎外務省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|---------------------------------|------|-------------|----------|------------|-------|
| 地方公共団体から在外公館へのマイナンバーカード申請情報の共有 | — | 申請等 | 地方等 | 国 | — |
| 在外公館から地方公共団体へのマイナンバーカード交付等情報の共有 | — | 申請に基づく処分通知等 | 国 | 地方等 | — |

（2）取組内容

マイナンバーカード・電子証明書は、住民票を基礎として発行されている。国外転出時に住民票は消除され、マイナンバーカードは返納するものとされているため、現在、国外転出者は利用できない。

令和元年（2019年）5月、国外転出者について、住民票に代わり、戸籍の附票を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード・電子証明書の利用を実現するため、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）により、マイナンバー法等の改正が行われた（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の公布日から起算して5年を超えない範囲で政令で定める日から施行）。これを踏まえ、地方公共団体と外務省間でマイナンバーカードの申請・交付情報を共有するシステムを整備し、（1）に記載した手続についてオンラインによる共有を可能とする環境の構築を検討する。

KPI：オンラインによる共有の割合（令和6年度（2024年度）：100%）

16. 死亡等に関する事項の税務署長への通知（◎財務省、法務省、総務省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|----------|------------|-------|
| 相続税法第 58 条の規定による死亡等に関する事項の税務署長への通知 | 相続税法(昭和 25 年法律第 73 号)第 58 条第 1 項 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 地方等 | 国 | 58571 |

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、市町村から税務署に書面のみで行われているが、法務省の戸籍情報連携システムから政府共通ネットワークを介して、国税庁の国税総合管理システムにオンラインで連携する仕組みを整備することにより、令和 6 年度（2024 年度）以降、市町村から税務署への死亡等に関する事項の通知を廃止し、行政事務の効率化を図る。

また、死亡等に関する事項と併せて通知されていた固定資産課税台帳の情報については、税務システム標準化の取組と並行して検討を進め、オンラインで連携する仕組みを整備することで、行政事務の効率化を図る。

KPI：①死亡等に関する事項の通知のオンライン化（令和 6 年度（2024 年度）以後）

②固定資産課税台帳の情報の通知のオンライン化（令和 6 年度（2024 年度）以後、順次）

17. 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験関係手続（◎文部科学省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|--------------------------|--|----------------------|----------|------------|-------|
| 中学校卒業程度認定試験の受験 手続 | 就学義務猶予免除者等の中学校 卒業程度認定規則（昭和 41 年文 部省令第 36 号）第 9 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14700 |
| 中学校卒業程度認定試験の証書 の授与 | 同規則第 11 条 | 申請等 に基づく処分 通知等 | 国 | 国民等 | 14701 |
| 中学校卒業程度認定試験の認定 証明書の交付 | 同規則第 12 条 | 申請等 に基づく処分 通知等 | 国 | 国民等 | 14702 |
| 高等学校卒業程度認定試験の受 験手続 | 高等学校卒業程度認定試験規則 （平成 17 年文部科学省令第 1 号） 第 7 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14696 |
| 高等学校卒業程度認定試験の合 格証書の授与 | 同規則第 9 条第 1 項 | 申請等 に基づく処分 通知等 | 国 | 国民等 | 14697 |
| 高等学校卒業程度認定試験の証 明書の交付 | 同規則第 10 条 | 申請等 に基づく処分 通知等 | 国 | 国民等 | 14698 |

（2）取組内容

（1）に記載した 6 手続については、現在、出願情報・過去の合格者情報等の管理機能や採点処理機能等を備えた高等学校卒業程度認定試験システムを活用して事務処理を行いつつ、受験手続、証明書等の交付申請及び合格証書等の授与については書面のみで行っているところであるが、令和 4 年度（2022 年度）中に同システムを改修し、令和 5 年度（2023 年度）試験からオンラインによる受験手続、証明書等の交付申請及び合格証書等の授与を可能とすることで、利用者の利便性向上及び行政事務を効率化することを検討する。

KPI：オンラインによる申請の割合（目標値未設定）

18. 医師法等に基づく氏名等の届出（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|---------------------|--|----------|----------|-------------|-------|
| 医師の氏名等の届出 | 医師法（昭和 23 年法律第 201 号） 第 6 条第 3 項 | 申請等 | 国民等 | 国（地方 経由） | 47341 |
| 歯科医師の届出 | 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 6 条第 3 項 | 申請等 | 国民等 | 国（地方 経由） | 47659 |
| 薬剤師の届出 | 薬剤師法第 9 条 | 申請等 | 国民等 | 国（地方 経由） | 51168 |
| 氏名・住所等の届出 | 保健師助産師看護師法（昭和 23 年 法律第 203 号）第 33 条 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 47639 |
| 業務に従事する歯科衛生士の届 出 | 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）第 6 条 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 47528 |
| 業務に従事する歯科技工士の届 出 | 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 6 条 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 47529 |

（2）取組内容

（1）に記載した 6 手続については、地方公共団体の事務負担軽減に資するよう、令和 4 年度（2022 年度）の届出からのオンライン化に向けて、届出システムの構築等、必要な措置を講じる。

KPI：オンラインによる届出の割合（目標値未設定）

19. 医薬品等製造業等の許可申請等（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の受 け手 | 手続 ID |
|--|--|----------|----------|-------------|--------|
| 医薬品、医薬部外品又は化粧品（以下、「医薬品等」という。）の製造業の許可の申請 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第13条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 50769 |
| 医薬品等の製造業の許可の更新の申請 | 同法第13条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 50773 |
| 医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の申請 | 同法第13条第8項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 50771 |
| 医薬品等の製造業の登録の申請 | 同法第13条の2の2第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 120581 |
| 医薬品等の製造業の登録の更新の申請 | 同法第13条の2の2第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 120582 |
| 医薬品等の外国製造業者の認定の申請 | 同法第13条の3第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50350 |
| 医薬品等の外国製造業者の認定の更新の申請 | 同法第13条の3第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50351 |
| 医薬品等の外国製造業者の認定の区分の変更又は追加の申請 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50355 |
| 医薬品等の外国製造業者の登録の申請 | 同法第13条の3の2第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 120588 |
| 医薬品等の外国製造業者の登録の更新の申請 | 同法第13条の3の2第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 120589 |
| 医薬品等の製造販売承認の申請 | 同法第14条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 50797 |
| 医薬品等の適合性調査の申請 | 同法第14条第7項 | 申請等 | 民間事業者等 | 独立行政法人又は地方等 | 50371 |
| 医薬品等の製造販売承認の一部変更承認の申請 | 同法第14条第15項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 51038 |
| 医療機器又は体外診断用医薬品（以下、「医療機器等」という。）の製造業の登録の申請 | 同法第23条の2の3第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 50783 |
| 医療機器等の製造業の登録の更新の申請 | 同法第23条の2の3第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 50784 |
| 医療機器等の外国製造業者の登録の申請 | 同法第23条の2の4第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50393 |

| | | | | | |
|-------------------------------|------------------------|-----|--------|--------|--------|
| 医療機器等の外国製造業者の登録の更新の申請 | 同法第 23 条の 2 の 4 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50394 |
| 医療機器等の製造販売承認の申請 | 同法第 23 条の 2 の 5 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50386 |
| 医療機器等の適合性調査の申請 | 同法第 23 条の 2 の 5 第 6 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 独立行政法人 | 50390 |
| 医療機器等の製造販売承認の一部変更承認の申請 | 同法第 23 条の 2 の 5 第 15 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50387 |
| 再生医療等製品の製造業の許可の申請 | 同法第 23 条の 22 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50770 |
| 再生医療等製品の製造業の許可の更新の申請 | 同法第 23 条の 22 第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50774 |
| 再生医療等製品の製造業の許可の区分の変更又は追加の申請 | 同法第 23 条の 22 第 8 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50772 |
| 再生医療等製品の外国製造業者の認定の申請 | 同法第 23 条の 24 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50636 |
| 再生医療等製品の外国製造業者の認定の更新の申請 | 同法第 23 条の 24 第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50637 |
| 再生医療等製品の外国製造業者認定の区分の変更又は追加の申請 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50639 |
| 再生医療等製品の製造販売承認の申請 | 同法第 23 条の 25 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50649 |
| 再生医療等製品の適合性調査の申請 | 同法第 23 条の 25 第 5 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 独立行政法人 | 109651 |
| 再生医療等製品の製造販売承認の一部変更承認の申請 | 同法第 23 条の 25 第 11 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50650 |
| 医療機器の修理業の許可の申請 | 同法第 40 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 50378 |
| 医療機器の修理業の許可の更新の申請 | 同法第 40 条の 2 第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 50380 |
| 医療機器の修理業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請 | 同法第 40 条の 2 第 7 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 50379 |
| 原薬等登録原簿登録の申請 | 同法第 80 条の 6 | 申請等 | 民間事業者等 | 独立行政法人 | 50551 |
| 原薬等登録原簿変更登録の申請 | 同法第 80 条の 8 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 独立行政法人 | 50558 |

| | | | | | |
|--------------------|---|-----|--------|--------|-------|
| 原薬等登録原簿登録証書換え交付の申請 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第280条の5第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 独立行政法人 | 50557 |
| 原薬等登録原簿登録証再交付の申請 | 同規則第280条の6第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 独立行政法人 | 50556 |

（2）取組内容

（1）に記載した36手続については、現状、書面又は電子媒体で行われているが、医薬品医療機器申請・審査システム及び申請電子データシステムを改修し、（1）に記載した申請に係る36手続について令和4年度（2022年度）から、オンラインによる手続を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。なお、オンラインによる申請においては、電子証明書等による本人確認を実施する。

また、申請の際に手数料を求めている手続について、オンラインによる手数料納付の実現に向け、手法の選定及びその費用対効果を精査するための調査検討を行う。

KPI：①令和4年度（2022年度）中に、36手続全てについてオンラインによる申請が可能となる仕組みを整備する。

②オンラインによる申請の割合（令和4年度（2022年度）：40%）

20. 医薬品等輸入確認の申請（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-------------|--|----------|----------|------------|-------|
| 医薬品等輸入確認の申請 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 56 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、医薬品等輸入確認情報システムの整備に関する調査研究の結果を踏まえて、令和 4 年度（2022 年度）から、オンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和 4 年度（2022 年度）：50%）

21. 技能検定の受検の申請及び合格通知等（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-------------------------|---|--------------------------------|--------------------------|-------------|-------|
| 技能検定の合格証書の交付 | 職業能力開発促進法（昭和 44 年 法律第 64 号）第 49 条 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 地方等 又は独 立行政 法人等 | 国民等 | 45605 |
| 技能検定の受検の申請 | 職業能力開発促進法施行規則（昭 和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条 第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 45540 |
| 指定試験機関が行う技能検定の 受検の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 独立行政 法人等 | 45548 |
| 技能検定の合格証書の再交付の 申請 | 同規則第 69 条第 2 項 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 45539 |
| 技能検定の試験の合格通知 | 同規則第 70 条 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 地方等 | 国民等 | 45606 |

（2）取組内容

（1）に記載した 5 手続については、デジタル庁が構築予定の国家資格等情報連携・活用システムで整備し、令和 6 年（2024 年）から、オンラインによる技能検定の受検申請等及び合格証書等通知書の交付を可能とすることで、受検者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

また、受検申請に係る手数料について、オンライン納付を可能とすることを検討する。

KPI：オンラインによる受検申請の割合（令和 6 年度（2024 年度）：10%）

22. 国民生活基礎調査の調査票の提出（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|------------------------|--|----------|----------|--------------|--------|
| 都道府県知事から厚生労働大臣 への提出 | 国民生活基礎調査規則（昭和 61 年厚生省令第 39 号）第 11 条 | 申請等 | 地方等 | 国 又 は 地方等 | 45518 |
| 調査対象者による調査への回答・ 提出 | 国民生活基礎調査規則（昭和 61 年厚生省令第 39 号）第 10 条第 3 項 | 申請等 | 国民等 | 国 又 は 地方等 | 120776 |

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、書面で行われているが、総務省が運用する政府統計共同利用システムを利用し、令和 4 年（2022 年）の調査から、オンラインによる提出を可能とすることで、報告者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる提出の割合（令和 4 年（2022 年）：10%）

23. 生活保護の指定医療機関関係手続（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|---------------|----------------|----------|------------|--------------|-------|
| 指定医療機関の変更の届出等 | 生活保護法第 50 条の 2 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 又 は 地方等 | 46089 |
| 指定医療機関の指定の辞退 | 同法第 51 条第 1 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 又 は 地方等 | 46211 |

（2）取組内容

（1）に記載した 2 手続については、現状、書面のみで行われているが、指定医療機関の利便性向上及び都道府県等の届出事務の効率化等を図るため、保険医療機関等管理システムの改修により、令和 5 年（2023 年）4 月（予定）から、地方厚生局に届け出ている保険医療機関等の届出と、届出窓口を統一し、オンラインによる届出の実現を図る。

KPI：令和 4 年度（2022 年度）のシステム改修を踏まえて検討

24. 漁獲成績報告書の提出（◎農林水産省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-------------|--|----------|----------|------------|-------|
| 漁獲成績報告書等の提出 | 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 14 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 19569 |

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、書面のみで行われているが、スマート水産情報システム（旧広域資源管理システム等）を令和 4 年度（2022 年度）までに改修し、オンラインによる提出を可能とすることで、漁業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる提出の割合（令和 6 年度（2024 年度）：70%）

25. 肥料登録申請等（◎農林水産省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の受 け手 | 手続 ID |
|-----------------------------|--|----------|----------|------------|-------|
| 肥料登録申請 | 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 4 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 18680 |
| 肥料仮登録申請 | 同法第 5 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 18681 |
| 公定規格が定められている普通肥料の登録期間の更新の申請 | 同法第 12 条第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 15700 |
| 肥料仮登録有効期間更新申請 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 18684 |
| 外国生産肥料の登録（仮登録）申請 | 同法第 33 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 18692 |
| 外国生産肥料登録有効期間更新申請 | 同法第 33 条の 2 第 6 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 18695 |
| 外国生産肥料仮登録有効期間更新申請 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 18696 |

（2）取組内容

（1）に記載した 7 手続については、現状、書面で行われているが、行政手続のオンライン化率 100%を目指し、eMAFF における電子納付機能の整備状況を踏まえて、肥料登録システムにおいて、手数料納付のオンライン化等の申請等手続の更なる利便性向上を検討する。

KPI：オンラインによる申請等の割合（令和 7 年度（2025 年度）：50%）

26. 農林水産省所管行政手続のオンライン化（◎農林水産省）

農林漁業者等に係る農林水産省が所管する 3,000 を超える行政手続（補助金等の申請を含む。）について、農林漁業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、オンラインによる申請等を受け付ける農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の整備を進めている。令和 2 年度（2020 年度）は、農業経営改善計画の認定の申請、経営所得安定対策・水田活用の直接支払交付金の交付申請など 499 の手続についてオンライン申請を可能とした。令和 3 年度（2021 年度）は、eMAFF の基盤を強化しつつ、業務見直しが完了した行政手続から順次オンライン化を進め、令和 4 年（2022 年）3 月末現在で 2,623 の手続についてオンライン申請を可能とした。引き続き、オンライン化の取組を着実に進め、令和 4 年度（2022 年度）までにオンライン化率 100%を目指す（対象手続の詳細については、「行政手続等の棚卸調査」などにおいて示す。）。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、G ビズ ID を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する既存の方法に加え、令和 3 年度（2021 年度）にはマイナンバーカードを利用して本人確認を実施する機能を実装した。令和 4 年度（2022 年度）は、行政手続の申請・審査への活用に向けたマイナポータル機能の改善状況を踏まえながら、eMAFF とマイナポータルとの連携手法について検討を進める。

申請等の際に手数料を求めている手続について、令和 4 年度（2022 年度）に歳入金電子納付システム（REPS）との連携によるオンラインによる納付を可能とするとともに、オンラインで申請等する場合の手数料の減額を検討する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）を省略するため、令和 4 年度（2022 年度）中に、eMAFF と登記情報連携システムを連携する。

eMAFF の利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳、共済台帳、日本型直接支払台帳などの農地の現場情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の業務の抜本的な効率化・省力化等を図るため、農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）の開発を進めている。令和 4 年度（2022 年度）から一部運用を開始するとともに、農地の現場情報を統合するための紐付け作業を全国的に進め、令和 5 年度から本格的に運用する。

KPI：オンライン利用率（令和 7 年度（2025 年度）：60%）

27. 家畜伝染病予防法等に基づく報告、通報等（◎農林水産省）

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく家畜の所有者による飼養衛生管理状況に係る報告や伝染性疾病の発生報告等の手続については、現状、書面のみで行われている。

このような状況を踏まえて、デジタル技術を活用して畜産業の生産基盤強化を図り、安全な国産畜産物の安定供給体制を実現するため、対象手続を現在検討中であるが、手続のオンライン化や、家畜の所有者、地方公共団体等の関係者間で飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムの開発を開始する。

28. アルコール製造事業の許可申請等（◎経済産業省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-----------------------------|-------------------------------------|----------|----------|------------|-------|
| 製造の許可の申請 | アルコール事業法（平成 12 年法律第 36 号）第 3 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23307 |
| 試験研究製造の承認の申請 | 同法第 4 条第 3 号 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23308 |
| 承継の届出（アルコールの製造の事業） | 同法第 7 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23309 |
| 製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの製造の事業） | 同法第 8 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23310 |
| 許可事項の変更の届出（アルコールの製造の事業） | 同法第 8 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23311 |
| 定期の報告（アルコールの製造の事業） | 同法第 9 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23312 |
| 亡失等の報告（アルコールの製造の事業） | 同法第 9 条第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23313 |
| 廃止の届出（アルコールの製造の事業） | 同法第 11 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23314 |
| 必要な行為の継続の申請（アルコールの製造の事業） | 同法第 13 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23315 |
| 酒母等の移出の承認の申請（アルコールの製造の事業） | 同法第 15 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23316 |
| 輸入の許可の申請 | 同法第 16 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23317 |

| | | | | | |
|-----------------------------|---------------|-----|--------|---|-------|
| 試験研究輸入の承認の申請 | 同法第 17 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23318 |
| 必要な行為の継続の申請（アルコールの輸入の事業） | 同法第 19 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23319 |
| 承継の届出（アルコールの輸入の事業） | 同法第 20 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23320 |
| 製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの輸入の事業） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23321 |
| 許可事項の変更の届出（アルコールの輸入の事業） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23322 |
| 定期の報告（アルコールの輸入の事業） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23323 |
| 亡失等の報告（アルコールの輸入の事業） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23324 |
| 廃止の届出（アルコールの輸入の事業） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23325 |
| 販売の許可の申請 | 同法第 21 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23326 |
| 譲渡の承認の申請 | 同法第 22 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23327 |
| 必要な行為の継続の申請（アルコールの販売の事業） | 同法第 24 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23328 |
| 承継の届出（アルコールの販売の事業） | 同法第 25 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23329 |
| 製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの販売の事業） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23330 |

| | | | | | |
|--------------------------|---------------|-----|--------|---|-------|
| 許可事項の変更の届出（アルコールの販売の事業） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23331 |
| 定期の報告（アルコールの販売の事業） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23332 |
| 亡失等の報告（アルコールの販売の事業） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23333 |
| 廃止の届出（アルコールの販売の事業） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23334 |
| 使用の許可の申請 | 同法第 26 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23335 |
| 必要な行為の継続の申請（アルコールの使用） | 同法第 29 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23336 |
| 承継の届出（アルコールの使用） | 同法第 30 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23337 |
| 製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの使用） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23338 |
| 許可事項の変更の届出（アルコールの使用） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23339 |
| 定期の報告（アルコールの使用） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23340 |
| 亡失等の報告（アルコールの使用） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23341 |
| 廃止の届出（アルコールの使用） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23342 |
| 特定アルコールの譲渡に係る申告 | 同法第 31 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23137 |

| | | | | | |
|--------------------------------|---------------|-----|--------|---|-------|
| 廃棄処分の届出（アルコールの製造の事業） | 同法第 39 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23132 |
| 廃棄処分の届出（アルコールの輸入の事業） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23133 |
| 廃棄処分の届出（アルコールの販売の事業） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23134 |
| 廃棄処分の届出（アルコールの使用の事業）（アルコール本体） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23135 |
| 廃棄処分の届出（アルコールの使用の事業）（アルコール含有物） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23136 |

（２）取組内容

（１）に記載した 42 手続については、現状、書面のみで行われているが、今後、オンラインによる申請等を可能とすることで、工業用アルコール事業を営む民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、G ビズ ID を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施することも検討する。

KPI：令和 4 年度（2022 年度）に G ビズ連携方法を確認する。

29. 揮発油販売業者の登録申請等（◎経済産業省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|------------------------|---|----------|----------|------------|-------|
| 揮発油特定加工業者の登録 | 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号） 第 12 条の 2 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25846 |
| 揮発油特定加工業者の変更登録 | 同法第 12 条の 6 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25847 |
| 揮発油特定加工業者の登録事項の変更の届出 | 同法第 12 条の 6 第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25848 |
| 揮発油特定加工業者の地位の承継の届出 | 同法第 12 条の 8 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25849 |
| 揮発油特定加工業者の廃止の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25850 |
| 軽油特定加工業者の登録 | 同法第 12 条の 9 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25851 |
| 軽油特定加工業者の変更登録 | 同法第 12 条の 13 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25852 |
| 軽油特定加工業者の登録事項の変更の届出 | 同法第 12 条の 13 第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25853 |
| 軽油特定加工業者の地位の承継の届出 | 同法第 12 条の 15 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25854 |
| 軽油特定加工業者の廃止の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25855 |
| 登録分析機関に揮発油の分析を委託した旨の届出 | 同法第 16 条の 2 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25858 |

| | | | | | |
|-----------------------------|---|-----|--------|---|-------|
| 登録分析機関に揮発油の分析の委託契約が失効した旨の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25858 |
| 登録分析機関の登録 | 同法第 17 条の 13 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25827 |
| 登録分析機関の登録の更新 | 同法第 17 条の 16 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25827 |
| 業務規程の登録の届出 | 同法第 17 条の 18 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25828 |
| 業務規程の変更の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25828 |
| 分析業務廃止（全部休止・一部休止）の届出 | 同法第 17 条の 21 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25829 |
| 揮発油試験研究計画の認定の申請 | 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和 52 年通商産業省令第 24 号）第 10 条の 3 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25859 |
| 揮発油試験研究計画の変更の認定の申請 | 同規則第 10 条の 5 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25860 |
| 揮発油試験研究計画から予見されない事態が生じた際の報告 | 同規則第 10 条の 6 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25861 |
| 揮発油試験研究計画中間報告書の提出 | 同規則第 10 条の 6 第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25862 |
| 揮発油試験研究計画最終報告書の提出 | 同規則第 10 条の 6 第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25863 |
| 生産（確認）揮発油品質維持計画の認定の申請 | 同規則第 14 条の 2 第 6 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25864 |
| 生産（確認）揮発油品質維持計画の変更の届出 | 同規則第 14 条の 6 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25865 |

| | | | | | |
|-----------------------------|--------------------|-----|--------|---|-------|
| 生産（確認）発揮油品質維持計画終了日の変更の認定の申請 | 同規則第 14 条の 7 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25866 |
| 揮発油特定加工品質確認計画の認定の申請 | 同規則第 17 条の 2 第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25867 |
| 揮発油規格適合確認の届出 | 同規則第 17 条の 3 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25868 |
| 揮発油特定加工品質確認計画の変更の認定の申請 | 同規則第 17 条の 5 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25869 |
| 揮発油特定加工品質確認計画の変更の届出 | 同規則第 17 条の 6 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25870 |
| 揮発油特定加工品質確認計画終了日の変更の認定の申請 | 同規則第 17 条の 7 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25871 |
| 軽油試験研究計画の認定の申請 | 同規則第 22 条の 3 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25872 |
| 軽油試験研究計画の変更の認定の申請 | 同規則第 22 条の 5 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25873 |
| 軽油試験研究計画から予見されない事態が生じた際の報告 | 同規則第 22 条の 6 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25874 |
| 軽油試験研究計画中間報告書の提出 | 同規則第 22 条の 6 第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25875 |
| 軽油試験研究計画最終報告書の提出 | 同規則第 22 条の 6 第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25876 |
| 軽油特定加工品質確認計画の認定の申請 | 同規則第 25 条の 2 第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25877 |
| 軽油規格適合確認の届出 | 同規則第 25 条の 3 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25878 |

| | | | | | |
|--------------------------|--------------------|-----|--------|---|-------|
| 軽油特定加工品質確認計画の変更の認定の申請 | 同規則第 25 条の 5 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25879 |
| 軽油特定加工品質確認計画の変更の届出 | 同規則第 25 条の 6 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25880 |
| 軽油特定加工品質確認計画終了日の変更の認定の申請 | 同規則第 25 条の 7 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25881 |

(2) 取組内容

(1) に記載した 40 手続については、現状、書面のみで行われているが、予算が確保できれば石油流通システムを整備し、オンラインによる申請等を可能とすることで、揮発油販売業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。揮発油販売業者の登録（手続 ID:25841）等 7 手続について、令和 3 年（2021 年）4 月から試験的にオンラインによる申請を実施中。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、G ビズ ID を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する点については変更ない。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、令和 2 年（2020 年）10 月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現することを図る。

KPI：オンラインによる申請等の割合（令和 6 年度（2024 年度）：20%）

30. 経済産業省所管行政手続のオンライン化（◎経済産業省）

経済産業省が所管する行政手続のうち、中・小規模の申請件数（年間手続件数が数千件程度まで）で、簡易な業務フローの手続等を中心に、対応可能なものについては、ローコードツールを活用した「G ビズフォーム」によるオンライン化を進めていく。「G ビズフォーム」によるオンライン化の対象手続については、手続件数や業務フロー等を勘案し、今後選定していく（具体的な対象手続については、「行政手続等の棚卸調査」において示す。）。

KPI：令和3年度（2021年度）に実施する調査事業を踏まえて対象手続を選定し、当該検討を踏まえて設定予定

31. 事業継続力強化計画認定申請（◎経済産業省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|------------------|---|----------|----------|------------|--------|
| 事業継続力強化計画の申請 | 中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号) 第 56 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 118080 |
| 事業継続力強化計画の変更申請 | 同法第 57 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 118079 |
| 連携事業継続力強化計画の申請 | 同法第 58 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 118078 |
| 連携事業継続力強化計画の変更申請 | 同法第 59 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 118077 |

（2）取組内容

（1）に記載した事業継続力強化計画の申請について、令和 2 年度（2020 年度）にオンライン申請受付機能を有するプラットフォームを整備し、令和 3 年度（2021 年度）からオンラインによる申請を可能とした。

また、事業継続力強化計画の変更申請については令和 3 年度（2021 年度）中にオンラインによる申請を可能とし、連携事業継続力強化計画の申請及び連携事業継続力強化の変更申請については、令和 4 年度（2022 年度）以降にオンラインによる申請の実現を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、G ビズ ID を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

KPI：オンラインによる事業継続力強化計画の申請割合（令和 6 年度（2024 年度）：100%）

32. 地熱等に係る発電設備の定期報告（◎経済産業省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-----------------|--|----------|-------------------------|------------|-------|
| 発電設備の設置等費用の定期報告 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 5 条第 1 項第 6 号及び第 7 号 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | — |

（2）取組内容

（1）に記載した手続のうち、地熱、水力、風力及びバイオマスに係る発電設備の定期報告については、現状、書面のみで行われているが、FIT 事業管理システムを改修し、令和 3 年度（2021 年度）中に、オンラインによる報告を可能とし、発電事業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図った。

KPI：オンラインによる報告の割合（令和 5 年度（2023 年度）：20%）

33. 中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定申請（◎経済産業省、デジタル庁）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|--------------------------|-----------------------------------|--------------|----------|------------|-------|
| 特定中小企業者の認定にかかる申請 | 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 12 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 26581 |
| 特定中小企業者の認定にかかる受付・審査・結果通知 | 同上 | 申請等に基づく処分通知等 | 地方等 | 民間事業者等 | 26581 |

(2) 取組内容

特定中小企業者の申請については、経営の安定に支障を来している中小企業者等が地方公共団体に対して行い、認定を受けた中小企業者等は認定書と共に必要書類を信用保証協会に提出することで保証制度の利用が可能になる。これらの一連の手続は、現在一部の地方公共団体を除き書面のみで行われているところ、令和 4 年度（2022 年度）にオンライン申請受付・審査・結果通知機能を有するプラットフォームを整備し、順次オンラインによる申請の実現を図る。

KPI：特定中小企業者の認定申請に係るオンライン申請の割合（令和 6 年度（2024 年度）：100%）

34. 電気・ガス事業者による申請・届出等（◎経済産業省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|--------------|-----------------------------------|----------|----------|------------|--------|
| 一般ガス導管事業許可申請 | ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 36 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111124 |
| 事業開始届出 | 同法第 39 条第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111129 |
| 供給区域変更許可申請 | 同法第 40 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111130 |
| ガス工作物変更届出 | 同法第 41 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111135 |
| 氏名等変更届出 | 同法第 41 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111136 |
| 事業譲渡譲受認可申請 | 同法第 42 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111139 |
| 合併認可申請 | 同法第 42 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111141 |
| 分割認可申請 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111142 |
| 事業承継届出 | 同法第 43 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111143 |
| 事業休止（廃止）許可申請 | 同法第 44 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111144 |
| 解散認可申請 | 同法第 44 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111146 |

| | | | | | |
|------------------|---|-----|--------|---|-------|
| 供給計画届出 | 同法第 56 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11187 |
| 供給計画変更届出 | 同法第 56 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11188 |
| 小売電気事業登録申請 | 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条の 3 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26308 |
| 小売電気事業変更登録申請 | 同法第 2 条の 6 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26309 |
| 小売電気事業氏名等変更届出 | 同法第 2 条の 6 第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26310 |
| 小売電気事業変更届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26310 |
| 小売電気事業承継届出 | 同法第 2 条の 7 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26311 |
| 小売電気事業休止 (廃止) 届出 | 同法第 2 条の 8 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26312 |
| 解散届出 | 同法第 2 条の 8 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26313 |
| 発電事業届出 | 同法第 27 条の 27 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26361 |
| 発電事業変更届 | 同法第 27 条の 27 第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26362 |
| 発電事業承継届 | 同法第 27 条の 29 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 発電事業休止 (廃止) 届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |

| | | | | | |
|--|------------------------------------|-----|------------|---|-------|
| 発電事業解散届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 特定自家用電気工作物接続届出 | 同法第 28 条の 3 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26366 |
| 特定自家用電気工作物設置変更届出 | 同法第 28 条の 3 第 2 項第 1 号 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26367 |
| 特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出 | 同法第 28 条の 3 第 2 項第 2 号 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 特定自家用電気工作物が一般送配電事業者の電線路と電氣的に接続されている状態でなくなった場合の届出 | 同法第 28 条の 3 第 2 項第 3 号 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 発受電月報 | 電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）第 2 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26103 |
| 自家用発電所運転半期報 | 同上 | 申請等 | 国民等、民間事業者等 | 国 | 26231 |
| 設備資金報 | 同上 | 申請等 | 国民等、民間事業者等 | 国 | 26113 |
| ガス事業生産動態統計調査 | 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 13 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26102 |

（２）取組内容

（１）に記載した 33 手続については、現状、書面のみで行われているが、業務改革（BPR）等に基づく対象手続の選定やシステムの要件定義等の検討を行った上で、新たに電気・ガス事業オンライン申請・届出システムを整備し、このうち 5 手続（発電事業届出、発電事業変更届、発電事業承継届、発電事業休止（廃止）届及び発電事業解散届）については令和 4 年（2022 年）4 月から、それ以外の 28 手続についてはそれ以降に順次、オンラインによる申請・届出等を可能とすることで、事業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和 6 年度（2024 年度）：45%）

35. 特許庁からの発送手続のデジタル化（◎経済産業省、デジタル庁）

(1) オンライン化対象手続

特許庁からオンライン発送できない書類のうち、年間の発送件数が多く、ユーザーからデジタル対応の要望が高い以下の手続。

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-------------|--|----------|----------|-------------------------|-------|
| 特許証の交付 | 特許法（昭和 34 年法律第 121 号） 第 28 条 | 通知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 21475 |
| 実用新案登録証の交付 | 実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）第 50 条 | 通知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 21476 |
| 意匠登録証の交付 | 意匠法（昭和 34 年法律第 125 号） 第 62 条 | 通知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 21477 |
| 商標登録証の交付 | 商標法（昭和 34 年法律第 127 号） 第 71 条の 2 | 通知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 21478 |
| 年金領収書 | — | 通知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 自動納付通知 | — | 通知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 商標更新申請登録通知書 | — | 通知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 移転登録済通知書 | 特許登録令施行規則（昭和 35 年 通商産業省令第 33 号）第 60 条等 | 通知等 | 国 | 国民又 は民間 事業者 等 | — |
| 識別番号通知書 | 工業所有権に関する手続等の特 例に関する法律施行規則（平成 2 年通商産業省令第 41 号）第 3 条 2 項 | 通知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 22548 |
| 包括委任状番号通知 | 同規則第 6 条 3 項 | 通知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 22549 |

(2) 取組内容

特許庁からの発送手続については、平成 5 年（1993 年）にオンライン発送システムの稼働を開始し、年間の総発送件数約 395 万件（約 1,000 種類）のうち、約 115 万件がオンラインで発送可能となっている。一方で、オンライン発送できない手続が年間約 280 万件（約 800 種類）存在する。上記約 280 万件の発送書類のうち、年間の発送件数が多く、ユーザーからデジタル対応の要望が高い（1）に記載の手続（現在オンライン発送できない手続全体の約 8 割以上となる約 230 万件に相当）を対象とし、令和 4～5 年度（2022 年度～2023 年度）にシステムを整備し、これらの発送手続について令和 5 年度（2023 年度）中にオンライン発送が行えるようにすることを目的とする。

KPI：(1)に記載した対象書類について、令和5年度(2023年度)中にオンライン発送を可能とする。

36. 特許庁における書面手続のデジタル化（◎経済産業省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

特許庁が所管する全手続のうち、特許庁が受け手になっている登録名義人の表示変更登録申請書、無効審判請求書など、書面でのみ申請が可能な約 500 種類の行政手続（詳細な対象手続については、「行政手続等の棚卸調査」において示す。）

（2）取組内容

特許庁は、平成 2 年（1990 年）に世界に先駆けて特許出願をデジタル化し、現在は、申請件数ベースでは、年間の総申請件数約 310 万件のうち、約 290 万件がオンラインで申請可能となっている。一方で、オンライン申請できない手続（書面でのみ申請が可能な申請）が年間約 20 万件（約 500 種類）存在する。令和 4～5 年度（2022～2023 年度）にシステムを整備し、これらの書面手続について令和 5 年度（2023 年度）中にオンライン申請が行えるようにすることを目的とする。

KPI：（1）に記載した約 500 種類の対象書類について、令和 5 年度（2023 年度）中にオンライン申請を可能とする。

37. 化学兵器禁止法に基づく届出（◎経済産業省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|---|--|----------|----------|------------|-------|
| 翌年の第一種指定物質の製造等の予定数量の届出 | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第24条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23192 |
| その年の第一種指定物質の製造等の予定数量の届出 | 同法第24条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23193 |
| 前三年に製造等を行った場合等における第一種指定物質の製造等の予定数量の届出 | 同法第24条第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23194 |
| 届出に係る数量を著しく上回る場合における第一種指定物質の製造等の予定数量の届出 | 同法第24条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23195 |
| 第一種指定物質の製造等の実績数量の届出 | 同法第25条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23196 |
| その年の第一種指定物質の使用の予定数量の届出 | 同法第26条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23198 |
| 前三年に使用を行った場合等における第一種指定物質の使用の予定数量の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23199 |
| 第一種指定物質の使用の実績数量の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23201 |
| 届出に係る数量を著しく上回る場合における第一種指定物質の使用の予定数量の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23200 |
| 翌年の第一種指定物質の使用の予定数量の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23197 |
| その年の第二種指定物質の製造の予定数量の届出 | 同法第27条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23203 |

| | | | | | |
|--|---------------|-----|--------|---|-------|
| 前年に製造を行った場合等における第二種指定物質の製造の予定数量の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23204 |
| 第二種指定物質の製造の実績数量の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23206 |
| 届出に係る数量を著しく上回る場合における第二種指定物質の製造の予定数量の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23205 |
| 翌年の第二種指定物質の製造の予定数量の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23202 |
| 指定物質等の輸出入の実績数量の届出 | 同法第 28 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23207 |
| 有機化学物質の製造の実績数量の区分の届出 | 同法第 29 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23208 |
| 特定有機化学物質の製造の実績数量の区分の届出 | 同法第 29 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23209 |

(2) 取組内容

(1) に記載した 18 手続については、現状、書面で行われているが、e-Gov を活用し、令和 4 年度 (2022 年度) から、オンラインによる届出を可能とすることで、届出者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる届出における本人確認の方法及び届出の際に添付を求めている書類に係る情報の確認の方法については、G ビズ ID (法人共通認証基盤) を活用する。

KPI : 令和 6 年度 (2024 年度) までに全届出件数に対する電子申請の割合を 50% にする。

38. 経営革新計画の承認手続（◎経済産業省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続の受け手 | 手続 ID |
|-------------|-----------------------|------|--------|--------|-------|
| 経営革新計画の申請 | 中小企業等経営強化法第 14 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 26498 |
| 経営革新計画の変更申請 | 同法第 15 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 26559 |

（2）取組内容

（1）に記載した 2 手続の大部分は都道府県に対して申請されており、書面によって行われている。オンラインでの申請を可能とし、加えて、申請事務及び審査業務の効率化を図るため、都道府県へ電子申請システムを提供することを検討する。具体的には、令和 4 年度（2022 年度）中までに以下を行うことを目指す。

- ・電子申請システム利用に関心のある都道府県の業務フローの精査
- ・電子申請システムの要件整理及び構築
- ・電子申請システム利用に関心のある都道府県への提供開始

KPI：電子申請システムを利用した都道府県におけるオンライン申請の割合（令和 7 年度（2025 年度）：20%）

39. 技術検定試験受検申請（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|----------------------------------|---|----------|----------|------------|-------|
| 技術検定試験受検申請（土木・管 工事・電気通信工事・造園） | 施工技術検定規則（昭和 35 年 建設省令第 17 号）第 4 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 民間事 業者等 | 29121 |
| 技術検定試験受検申請（建築・電 気工事） | 同上 | 申請等 | 国民等 | 民間事 業者等 | 29122 |
| 技術検定試験受検申請（建設機械 施工） | 同上 | 申請等 | 国民等 | 民間事 業者等 | 29123 |

（2）取組内容

（1）に記載した技術検定試験受検申請については、試験的にオンライン申請を実施している再受検等一部の申請手続を除き、現状、書面で行われているが、今後、全ての受検申請において手数料納付及び本人確認も含めたオンラインによる申請の実現を図る。

また、業務の効率化のみでなく、試験種目間における実務経験の重複申請の防止等を図るため、各指定試験機関のシステムを相互に連携させ、受検者のデータの照会や突合等を可能にする仕組みの在り方を検討する。

KPI：オンラインによる受検申請の割合（令和 6 年度（2024 年度）：10%）

40. 建設関連業者の登録申請（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-------------------|--|----------|------------|------------|-------|
| 測量業の財務に関する報告（個人） | 測量法（昭和 24 年法律第 188 号） 第 55 条の 8 第 1 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | 28432 |
| 地質調査業者の新規登録申請（法人） | 地質調査業者登録規程（昭和 52 年 建設省告示第 718 号）第 4 条 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | — |
| 地質調査業者の新規登録申請（個人） | 同上 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | — |

（2）取組内容

建設関連業者（測量業、建設コンサルタント、地質調査業及び補償コンサルタント）の登録申請に係る各種手続は、既に大半がオンライン化されているが、オンライン化未対応の手続について、建設関連業者登録システムの改修と併せて e-Gov を活用したオンライン申請環境の整備を行い、令和 4 年度（2022 年度）中に利用開始することで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

申請の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、令和 2 年（2020 年）10 月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、省略が可能となるよう検討を行う。その他の各種添付書類についても、関連するシステムとの情報連携によって添付省略の実現を図る。

また、登録情報のオンライン閲覧環境を整備し、入札参加資格証明のための書類郵送手続等を廃止することで、申請者の利便性向上を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和 4 年度（2022 年度）：20%）

41. 建設業許可、経営事項審査関係手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-------------------------|----------------------------------|----------|----------|------------|-------|
| 建設業許可の申請（国土交通大臣に申請する場合） | 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28436 |
| 建設業許可の申請（都道府県知事に申請する場合） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 28765 |
| 建設業許可の更新（国土交通大臣に申請する場合） | 同法第 3 条第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28437 |
| 建設業許可の更新（都道府県知事に申請する場合） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 28766 |
| 経営事項審査 | 同法第 27 条の 23 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 28455 |

（2）取組内容

申請者・許可行政庁双方にとって大きな事務負担となっている、建設業許可等の申請手続を合理化するために、電子申請システムの整備を図り、遅くとも令和 4 年度（2022 年度）でのシステム運用開始を目指す。

また、申請の際に添付を求めている登記事項証明書、納税証明書（国税）などの各種添付書類について、他府省庁等のシステムとのバックオフィス連携によって添付省略の実現を図る。

KPI：建設業許可関係手続のオンラインによる申請の割合（令和 8 年度（2026 年度）末：20%）

42. 航空従事者技能証明の申請等（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-----------------------|---|----------|-------------------------|------------|-------|
| 航空従事者技能証明の申請 | 航空法（昭和 27 年法律第 231 号） 第 22 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は 民間事 業者等 | 国 | — |
| 技能証明の限定の変更申請 | 同法第 29 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は 民間事 業者等 | 国 | — |
| 航空機の操縦練習許可申請 | 同法第 35 条第 3 項 | 申請等 | 国民等 又は 民間事 業者等 | 国 | — |
| 航空英語能力証明の申請 | 航空法施行規則（昭和 27 年運輸 省令第 56 号）第 63 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は 民間事 業者等 | 国 | — |
| 計器飛行証明及び操縦教育証明 の申請 | 同規則第 64 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は 民間事 業者等 | 国 | — |
| 技能証明書等の再交付申請 | 同規則第 71 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は 民間事 業者等 | 国 | — |
| 特定操縦技能の審査結果等の提出 | 同規則第 162 条の 15 第 2 項 | 申請等 | 国民等 又は 民間事 業者等 | 国 | — |
| 運航管理者技能検定の申請 | 同規則第 168 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は 民間事 業者等 | 国 | — |

（2）取組内容

（1）に記載した 8 手続については、現状、書面で行われているが、特定操縦技能の審査結果等の提出を除く 7 手続については、航空従事者管理システムを改修中であり、令和 4 年度（2022 年度）中に、オンラインによる申請等を開始し、特定操縦技能の審査結果等の提出についても、順次、オンラインによる申請等を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、当初は従来どおりの住民票の郵送による確認を行い、令和 6 年度（2024 年度）以降にマイナンバーカードの公的個人認証を活用する方向で令和 4 年度（2022 年度）中に検討を行う。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和 7 年度（2025 年度）末：70%）

43. 航空法に基づく申請等（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-----------------------------|---------------------|----------|-------------------------|------------|--------|
| 耐空証明申請 | 航空法第 10 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | 32927 |
| 型式証明申請 | 同法第 12 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | 111619 |
| 航空機の型式設計変更承認申請 | 同法第 13 条第 1 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | 32928 |
| 追加型式設計承認書申請 | 航空法施行規則第 23 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | 115072 |
| 航空機の追加型式設計変更承認 申請 | 同法第 13 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | 32929 |
| 修理改造検査申請 | 同法第 17 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | 111617 |
| 事業場の認定申請 | 同法第 20 条第 1 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | 32930 |
| 操縦練習飛行等の許可申請 | 同規則第 198 条の 3 第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者 | 国 | 32910 |
| 物件投下の届出 | 同法第 89 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | 114827 |
| 飛行場以外の場所の離着陸の許 可の申請 | 同規則第 172 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | 32908 |
| 最低安全高度以下の区域の飛行 許可の申請 | 同規則第 175 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | 114826 |
| 飛行に影響を及ぼすおそれのあ る行為の許可の申請 | 同規則第 239 条の 2 第 2 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | 114830 |
| 飛行に影響を及ぼすおそれのあ る行為の通報 | 同規則第 239 条の 3 第 2 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | — |

（2）取組内容

（1）に記載した 21 手続については、現状、書面のみで行われているが、オンラインによる申請を可能とするとともに、歳入金電子納付システム（REPS）を活用してオンライン納付を可能とすることで、行政事務の効率化等を図る。

KPI：対象手続のオンライン化の整備（令和 4 年度（2022 年度））

(具体的な指標については、令和4年度(2022年度)に検討する。)

44. 自動車保有関係手続等（◎国土交通省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|------------------------|--|----------|----------|-----------------|-------|
| 自動車（検査対象軽自動車）の新 規検査 | 道路運送車両法（昭和 26 年法律 第 185 号）第 59 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 独立行政 法人 等 | 33928 |

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、書面で行われているが、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムの改修により、今後、手数料納付を含めて、オンラインによる検査申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。また、継続検査時の軽自動車税の納税確認について、関係機関間（軽自動車検査協会と地方自治体間）においてオンラインで確認ができるようシステムの改修を図る。

自動車の新規登録（手続 ID:33625）等の 23 手続については、既に自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）によりオンライン化されているが、申請者の利便性の向上のため、申請者がマイナンバーカードを利用し、住民基本台帳ネットワークシステムと連携することで氏名、住所などの情報を取得可能とし、住民票コードの入力を省略するシステム改修を令和 4 年度（2022 年度）中に実施する。

また、令和 5 年（2023 年）1 月から導入される電子自動車検査証を活用し、継続検査時等における運輸支局等への出頭回数の減少や、申請書の入力項目の削減を図るとともに、クレジットカードによる検査登録手数料及び自動車重量税の一括決済、法務省の登記情報連携システムとの連携による添付書類の省略等を図る。

KPI：軽自動車 OSS 申請率（令和 8 年度（2026 年度）：新規検査 40%、継続検査 60%）

45. 住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|--------------------|--|----------|----------|------------|-------|
| 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出 | 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 4 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 30839 |
| 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出 | 同法第 12 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 30843 |

（2）取組内容

（1）に記載した 2 手続については、現状、書面のみで行われているが、新たに特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく新築住宅の資力確保措置に係る届出の電子化システムを整備し、令和 5 年度（2023 年度）を目途にオンラインによる届出を可能とすることで、届出を行う建設業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請等の割合（目標値未設定）

46. 宅地建物取引業免許等関係手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|----------------------|-------------------------------------|----------|----------|------------|-------|
| 宅地建物取引業の免許の申請 | 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第4条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28821 |
| 宅地建物取引業の免許の更新の申請 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28822 |
| 免許申請事項の変更の届出 | 同法第9条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28823 |
| 廃業等の届出 | 同法第11条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28824 |
| 営業保証金供託済の届出 | 同法第25条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28829 |
| 事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出 | 同法第26条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28830 |
| 営業保証金の不足額の供託の届出 | 同法第28条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28831 |
| 業務を行う場所の届出 | 同法第50条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28825 |
| 免許証の書換交付の申請 | 宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第4条の2第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28826 |
| 免許証の再交付(亡失、滅失の場合)の申請 | 同規則第4条の3第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28827 |
| 免許証の再交付(汚損、破損の場合)の申請 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28828 |
| 営業保証金の保管替え等の届出 | 同規則第15条の4 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28832 |
| 営業保証金の変換の届出 | 同規則第15条の4の2 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28833 |

（2）取組内容

（1）に記載した13手続については、現状、書面で行われているが、電子申請システム（受付機能）の整備を図り、令和6年度（2024年度）以降オンラインによる申請等を順次可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：宅地建物取引業免許等関係のオンライン申請の割合（令和10年度（2028年度）末：20%）

47. 特定改造等の許可の申請（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|--------------|------------------------|----------|----------|------------|-------|
| 特定改造等に係る許可申請 | 道路運送車両法第 99 条の 3 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、令和 3 年（2021 年）3 月までに国土交通省自動車局の審査・リコール課個別業務システムを改修したところ、今後、国土交通省オンライン申請システムを改修し、令和 5 年（2023 年）3 月までに e-Gov を活用し、本人確認及び手数料納付を含めて、オンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

なお、審査・リコール課個別業務システムの改修において、許可証を自動的に作成する機能を追加し、処理日数の短縮による利便性向上を図った。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和 7 年度（2025 年度）：80%）

48. 特定車両停留施設における停留許可関係手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|----------------------|---------------------------|----------|----------|----------------|-------|
| 特定車両停留施設における停留の許可の申請 | 道路法（令和2年法律第31号）第48条の32第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国、独立行政法人等又は地方等 | — |
| 特定車両停留施設における停留の許可の変更 | 同法第48条の32第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国、独立行政法人等又は地方等 | — |

（2）取組内容

（1）に記載した2手続については、民間事業者等が特定車両停留施設に車両を停留させるために行うものであり、今後、新たにシステムを整備しオンラインによる申請の実現を図る。

KPI：令和4年度（2022年度）に当該対象手続のオンライン化の整備

49. 汎用受付システムで実施する国土交通省関係手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|--------------------------------|--------------------------------------|----------------------|-----------------|------------|--------|
| 工事・作業許可申請 | 港則法（昭和 23 年法律第 174 号） 第 31 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 33520 |
| 測量士又は測量士補の登録申請 | 測量法第 49 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 33588 |
| 一般旅客自動車運送事業の事業 計画の変更の届出 | 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 15 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 35941 |
| 航空機の航行の安全を確保する ための装置の不装備の許可 | 航空法第 60 条 | 申請等 に基づく処分 通知等 | 国 | 民間事業者 | 36221 |
| 航空機の航行の安全を確保する ための装置の不装備の許可 | 同上 | 申請等 | 民間事業者 | 国 | 111382 |
| 航空機の運航の状況を記録する ための措置の不装備の許可 | 同法第 61 条第 1 項 | 申請等 に基づく処分 通知等 | 国 | 民間事業者 | 36222 |
| 航空機の運航の状況を記録する ための措置の不装備の許可 | 同上 | 申請等 | 民間事業者 | 国 | 111383 |
| 特別な方式による航行の許可 | 同法第 83 条の 2 | 申請等 に基づく処分 通知等 | 国 | 民間事業者 | 36223 |
| 特別な方式による航行の許可 | 同上 | 申請等 | 民間事業者 | 国 | 111379 |
| 運航管理施設等の検査 | 同法第 102 条第 1 項 | 申請等 に基づく処分 通知等 | 国 | 民間事業者 | 33072 |
| 運航管理施設等の検査 | 同上 | 申請等 | 民間事業者 | 国 | 111376 |
| 安全管理規程の届出又は変更の 届出 | 同法第 103 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33073 |
| 安全統括管理者の選任又は解任 の届出 | 同法第 103 条の 2 第 5 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33074 |
| 運航規程及び整備規程の認可及 び変更認可 | 同法第 104 条第 1 項 | 申請等 に基づく処分 通知等 | 国 | 民間事業者 | 33075 |
| 運航規程及び整備規程の認可及 び変更認可 | 同上 | 申請等 | 民間事業者 | 国 | 111377 |
| 航空機の運航又は整備に関する 業務の管理の受委託の許可 | 同法第 113 条の 2 第 1 項 | 申請等 に基づく処分 通知等 | 国 | 民間事業者 | 33087 |

| | | | | | |
|----------------------------|---|-----|-------------|---|--------|
| 航空機の運航又は整備に関する業務の管理の受委託の許可 | 同上 | 申請等 | 民間事業者 | 国 | 111378 |
| 不動産鑑定士の登録 | 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第17条第1項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 29035 |
| 不動産鑑定士の変更の登録 | 同法第18条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 29036 |
| 不動産鑑定士の死亡等の届出 | 同法第19条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 29037 |
| 不動産鑑定士の登録の消除 | 同法第20条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 29038 |
| 不動産鑑定業者の登録 | 同法第22条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 29039 |
| 不動産鑑定業者の更新の登録 | 同法第22条第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 29040 |
| 不動産鑑定業者の登録換えの登録 | 同法第26条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 29041 |
| 不動産鑑定業者の変更の登録 | 同法第27条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 29042 |
| 不動産鑑定業者の廃業等の届出 | 同法第29条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 29043 |
| 流水の占用の許可 | 河川法(昭和39年法律第167号)第23条 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | — |
| 流水の占用の登録 | 同法第23条の2 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | — |
| 土地の占用の許可 | 同法第24条 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | — |
| 土石等の採取の許可 | 同法第25条 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | — |
| 工作物の新築等の許可 | 同法第26条 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | — |
| 土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請 | 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第3条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33825 |
| 土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請 | 同法第3条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33826 |
| 届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定の申請 | 同法第3条第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33827 |

| | | | | | |
|---|--|-----|--------|---|-------|
| 使用廃止の届出 | 同法第5条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33828 |
| 採取計画の認可 | 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 採取計画の変更の認可等 | 同法第20条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 採取計画認可の届出事項の軽微な変更の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 採取計画認可時の届出事項の変更の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 一般貨物自動車運送事業の許可の申請 | 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33802 |
| 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可の申請 | 同法第9条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33803 |
| 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出 | 同法第9条第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33804 |
| 一般貨物自動車運送事業の運行管理者の選任又は解任の届出 | 同法第18条第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33749 |
| 運行管理者資格者証の交付の申請 | 同法第19条第1項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 33750 |
| 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請 | 同法第30条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33807 |
| 一般貨物自動車運送事業の休止及び廃止の届出 | 同法第32条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33810 |
| 貨物軽自動車運送事業の経営の届出 | 同法第36条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33815 |
| 貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33816 |
| 貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡及び承継の届出 | 同法第36条第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33817 |
| 特定事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画の提出 | 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第33条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33770 |
| 特定事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する定期の報告 | 同法第34条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33771 |
| 周辺地域内自動車を使用する事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画の提出 | 同法第36条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 36437 |

| | | | | | |
|---|--|--------------|--------|-----|-------|
| 周辺地域内事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する定期の報告 | 同法第 37 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 36438 |
| 測量士・測量士補の登録通知 | 測量法施行令（昭和 24 年政令第 322 号）第 12 条第 2 項 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 国民等 | 33594 |
| 測量士・測量士補名簿の記載事項の変更の届出 | 同令第 13 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 33592 |
| 測量士・測量士補の死亡等の届出 | 同令第 16 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 33593 |
| 測量士試験の受験願書の提出 | 同令第 22 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 33590 |
| 測量士補試験の受験願書の提出 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 33591 |
| 測量士試験・測量士補試験の合格証書の交付 | 同令第 24 条 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 国民等 | 36219 |
| 一般貸切旅客自動車運送事業者の補助者の選任又は解任の届出 | 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 68 条第 1 項第 5 号 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 36414 |
| 特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定の申請 | 自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和 54 年通商産業省・運輸省令第 3 号）附則第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 36445 |
| 一般貨物自動車運送事業者等による届出 | 貨物自動車運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 21 号）第 44 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33823 |
| 事業報告書及び事業実績報告書の提出 | 貨物自動車運送事業報告規則（平成 2 年運輸省令第 33 号）第 2 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33845 |
| 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出 | 同規則第 2 条の 2 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33824 |

（２）取組内容

（１）に記載した 57 手続については、現状、書面のみで行われているが、国土交通省のオンライン申請システムを改修し、令和 3 年度（2021 年度）以降順次、オンラインによる申請受付等を可能とする。その際電子署名の付与機能の追加等を行うことで、申請者等の利便性を向上させるとともに行政事務の効率化を図る。

また、申請等の受付だけでなく、審査やデータベース入力・管理も一貫して行うことができるシステムの導入についても併せて検討を進め、地方運輸局等における行政手続（鉄道、海事等）において先行的に実施し、得られた課題等を踏まえて機能等の検討を行う（詳細な対象手続は現在検討中であり、「行政手続等の棚卸調査」において示す。）。

申請等の際に手数料を求めている手続について、歳入金電子納付システム（REPS）を活用して、手続のオンライン化と同時にオンラインによる納付を可能とする。申請

等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）について、令和2年（2020年）10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みの利用について、費用対効果を検証し、令和5年度（2023年度）から、実現可能な手続から順次、添付省略を図る。

その他の添付書類の省略等、業務改善（BPR）等を行いながら、より一層の申請者の利便性の向上や行政事務の効率化を図る。

KPI：（1）に記載した手続について、令和7年（2025年）までに順次オンライン化する。

50. PS カード申請手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|---------------------------------|---|----------|----------|------------|-------|
| 電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の届出 | 港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 98 号）第 15 条の 7 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の変更の届出 | 同規則第 15 条の 7 第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の廃止の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |

（2）取組内容

（1）に記載した手続は、出入管理情報システムに使用する Port Security カード（PS カード）の新規（変更）登録・更新申請を指す。本手続は、書面のみで行われていたが、PS カードの電子申請システムを開発し、令和 3 年度（2021 年度）に、オンラインによる申請を可能とすることで、利用者の利便性向上及び申請書のシステムへの打込作業の削減による行政事務の効率化を図った。また、申請の際に添付を求めている証明写真について、令和 3 年度（2021 年度）に、オンラインによる提出を可能にした。申請の際に添付を求めている雇用保険の写しについては、今後オンラインによる提出を可能とすることを検討する。請求に係る手数料については、ペイジー（ネットバンキング）、ペイジー（銀行 ATM）を活用して、既にオンライン納付を可能としている。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、あらかじめ登録されている事業所番号を活用する。

KPI：オンラインによる PS カード申請手続の割合 50%（令和 6 年度（2024 年度））

51. 無人航空機関係手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-----------------------------|--|----------|----------|------------|-------|
| 機体認証の申請 | 航空法第 132 条の 13 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 機体認証書の交付 | 同上 | 申請等 | 国 | 国民等 | — |
| 機体認証書の更新 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 整備命令、機体認証の効力停止 | 同法 132 条の 15 | 申請等 | 国 | 国民等 | — |
| 型式認証の申請 | 同法 132 条の 16 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 型式認証の交付 | 同上 | 申請等 | 国 | 民間事業者等 | — |
| 型式認証書の更新 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 設計又は製造過程の変更 | 同法 132 条の 17 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 変更命令、型式認証の取消し | 同法 132 条の 22 | 申請等 | 国 | 民間事業者等 | — |
| 機体認証書及び型式認証書の再交付 | 同法 132 条の 23 | 申請等 | 国 | 国民等、民間事業者等 | — |
| 登録検査機関の登録 | 同法 132 条の 25 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 登録検査機関の更新 | 同法 132 条の 27 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 登録検査機関の変更届出 | 同法 132 条の 29 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 登録検査機関の休廃止 | 同法 132 条の 31 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 登録検査機関における適合命令、改善命令及び登録の取消し | 同法 132 条の 34、 同法 132 条の 35、 同法 132 条の 36 | 申請等 | 国 | 民間事業者等 | — |
| 技能証明の実施 | 同法 132 条の 40 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |

| | | | | | |
|--------------------------------------|--|-----|--------|--------|---|
| 技能証明の条件付与 | 同法 132 条の 44 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 技能証明の更新 | 同法 132 条の 51 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 技能証明の限定の変更 | 同法 132 条の 52 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 技能証明の取消し等 | 同法 132 条の 53 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 登録講習機関の登録 | 同法 132 条の 69 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 登録講習機関/登録更新講習機関の登録の更新 | 同法 132 条の 70 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 登録講習機関/登録更新講習機関の登録事項の変更の届出 | 同法 132 条の 73 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 登録講習機関/登録更新講習機関の休廃止 | 同法 132 条の 75 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 登録講習機関/登録更新講習機関における適合命令、改善命令及び登録の取消し | 同法 132 条の 77、 同法 132 条の 78、 同法 132 条の 79 | 申請等 | 国 | 民間事業者等 | — |
| 登録更新講習機関の登録 | 同法 132 条の 82 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 飛行計画 | 同法 132 条の 88 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 事故等の場合の措置(事故・重大インシデントの報告) | 同法 132 条の 91、 同法 132 条の 92 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |

※「航空法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第65号)による改正後

(2) 取組内容

(1)に記載した無人航空機関係手続については、令和4年度(2022年度)中にドローン情報基盤システムを改修し、申請受付開始当初からオンラインによる申請受付等を可能とするとともに、申請に係る手数料等について、歳入金電子納付システム(REPS)等を活用して、クレジットカード決済等によるオンライン納付を可能とすることで、申請者等の利便確保及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、マイナンバーカードの公的個人認証機能や顔認証技術等を活用する。

KPI：オンラインによる申請の割合(令和7年度(2025年度)：90%)

52. 石綿健康被害救済法に基づく医学的判定業務（◎環境省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|---------|------------------------------------|--------------|----------|------------|-------|
| 判定の申出 | 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第10条 | 申請等 | 独立行政法人等 | 国 | 44737 |
| 判定結果の通知 | 同上 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 独立行政法人等 | 44738 |

（2）取組内容

（1）に記載した2手続については、現状、書面並びに医学的資料（放射線画像（レントゲン画像及びCT画像）並びに患者の体内から採取した組織片）を用いて申出・判定されているが、令和4年度（2022年度）から、新たに石綿健康被害判定情報管理システムを整備し、これらの書面及び資料をオンラインにより共有・閲覧可能とし、行政事務を効率化することで、申請者の迅速な救済を図る。

KPI：①オンラインによる申出の割合（令和5年度（2023年度）：80%）

②申請から認定結果通知までに要する期間（平均値）の削減日数

53. 犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録（◎環境省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|----------------|--|--------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 情報登録申請 | 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 39 条の 5 第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は 民間事業者等 | 国又は 独立行政法人等 | — |
| 登録証明書の再交付申請 | 同法第 39 条の 5 第 6 項 | 申請等 | 国民等 又は 民間事業者等 | 国又は 独立行政法人等 | — |
| 情報変更登録の届出 | 同法第 39 条の 5 第 8 項 | 申請等 | 国民等 又は 民間事業者等 | 国又は 独立行政法人等 | — |
| 変更登録申請 | 同法第 39 条の 6 第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は 民間事業者等 | 国又は 独立行政法人等 | — |
| 死亡時の届出 | 同法第 39 条の 8 | 申請等 | 国民等 又は 民間事業者等 | 国又は 独立行政法人等 | — |
| 登録証明書の交付 | 同法第 39 条の 5 第 4 項 | 申請等 に基づく 処分 通知等 | 国又は 独立行政法人等 | 国民等 又は 民間事業者等 | — |
| 登録証明書の再交付 | 同法第 39 条の 5 第 6 項 | 申請等 に基づく 処分 通知等 | 国又は 独立行政法人等 | 国民等 又は 民間事業者等 | — |
| 狂犬病予防法に基づく登録通知 | 同法第 39 条の 7 第 1 項 | 申請等 に基づく 処分 通知等 | 国又は 独立行政法人等 | 地方等 | — |

※動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号）の施行後（令和 4 年（2022 年）6 月を予定）

（2）取組内容

（1）に記載した 8 手続については、法の施行による手続の新設と同時に、動物愛護管理法に基づく犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録電子システムを新たに整備し、令和 4 年（2022 年）6 月から、オンラインによる申請等及び登録証明書の交付を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。同時に、申請等に係る手数料について、オンライン納付を可能とする。

KPI：オンラインによる申請等の割合：90%以上（令和 4 年度（2022 年度）末）

54. 外来生物法に基づく各種手続等（◎環境省、農林水産省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続の受け手 | 手続ID |
|--|---|------|-------------|--------|--------|
| 特定外来生物飼養等許可申請 | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第5条第2項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 43962 |
| 特定外来生物の放出等に係る許可申請 | 同法第9条の2第2項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 43965 |
| 特定外来生物の防除の確認又は認定申請 | 同法第18条 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 43963 |
| 未判定外来生物の輸入届出 | 同法第21条 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115252 |
| 未判定外来生物の本邦への輸出届出 | 同法第24条第2項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115253 |
| 特定外来生物飼養等許可証の再交付申請 | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号）第4条第5項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 43972 |
| 特定外来生物飼養等許可に係る住所等の変更又は主たる飼養等取扱者の住所等の変更届出 | 同規則第4条第7項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 43969 |
| 特定外来生物飼養等許可証亡失届出 | 同規則第4条第8項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 43973 |
| 特定外来生物飼養等許可証の写しの交付申請 | 同規則第4条第9項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 43970 |
| 特定外来生物飼養等許可の失効届出 | 同規則第10条 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 43971 |
| 特定外来生物放出等許可証の再交付申請書 | 同規則第11条の2第3項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115257 |
| 特定外来生物放出等許可に係る住所等の変更又は主たる放出等実施者の住所等の変更届出 | 同規則第11条の2第5項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115256 |
| 特定外来生物放出等許可証亡失届出 | 同規則第11条の2第6項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115255 |
| 特定外来生物放出等許可の失効届出 | 同規則第11条の5 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115254 |

（2）取組内容

(1)に記載した14手続については、現状、原則書面で行われているが、令和4年度(2022年度)に「外来生物飼養等情報データベースシステム」の改修を行い、令和5年度(2023年度)からオンラインによる手続を可能とすることで、手続者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI:①令和4年度(2022年度)中に、上記の手続についてオンラインによる申請等が可能となる仕組みを整備する。

②システムの整備と併せて令和4年度(2022年度)中に設定すべく検討を進める。

55. 環境法令に基づく各種届出等（◎環境省）

（1）オンライン化対象手続

環境省が所管する年間申請実績 1 万件未満の国民・民間事業者から国・地方等への申請手続（令和 3 年度（2021 年度）現在 905 手続。詳細な対象手続については、「行政手続等の棚卸調査」において示す。）

（2）取組内容

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）等に基づく届出などの環境法令手続について、手続者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、令和 4 年度（2022 年度）からオンラインによる申請等を可能とする「環境省共通オンライン申請サービス」の整備及び業務改革（BPR）に取り組み、行政申請手続のオンライン化を着実に進める。

対象手続の詳細及びオンライン化進捗状況については、「行政手続等の棚卸調査」などにおいて示す。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、G ビズ ID による ID・パスワード方式や、マイナンバーの公的個人認証を活用して本人確認を実施する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）について、令和 2 年（2020 年）10 月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、令和 4 年度（2022 年度）から順次、添付の省略を図る。

KPI：環境省が所管する年間申請実績 1 万件未満の国民・民間事業者から国・地方等への行政申請手続（令和 3 年度（2021 年度）現在 905 手続）を令和 7 年度（2025 年度）末までにオンラインで受け付けることが可能となる仕組みを整備する：
100%

56. 建築物等の解体等工事に伴う事前調査結果の報告等（◎環境省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|------------------------|--------------------------|----------|----------|------------|-------|
| 建築物等の解体等工事に伴う事前調査結果の報告 | 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号） | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | — |

※令和 4 年 4 月 1 日施行

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、新たに石綿事前調査結果報告システムを整備し、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日の改正法の施行による新規手続の開始と同時に、オンラインによる報告を可能とするとともに、厚生労働省が所管する石綿障害予防規則に係る報告も同時に行えるようにすることで、報告を行う民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる報告の割合（令和 4 年度（2022 年度）：90%）

57. J-クレジット制度における手続（◎環境省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|------------------------|------|----------|----------|------------|-------|
| J-クレジット制度における口座開設 | なし | 申請等 | 民間事業者 | 国 | なし |
| J-クレジット制度における口座登録情報の変更 | なし | 申請等 | 民間事業者 | 国 | なし |
| J-クレジット制度におけるプロジェクト登録 | なし | 申請等 | 民間事業者 | 国 | なし |
| J-クレジット制度におけるクレジット認証 | なし | 申請等 | 民間事業者 | 国 | なし |
| J-クレジット制度におけるクレジット移転 | なし | 申請等 | 民間事業者 | 国 | なし |
| J-クレジット制度におけるクレジット無効化 | なし | 申請等 | 民間事業者 | 国 | なし |

（2）取組内容

J-クレジット制度におけるプロジェクト登録やクレジット利用といった申請手続等は、現状書面中心で行われているが、新たに令和4年度（2022年度）以降、次期J-クレジット登録簿システムを整備し、オンラインによる手続を可能とすることで、利便性向上を図る。

KPI：対象手続のオンラインによる申請の割合（令和4年度（2022年度）：100%）

58. 防衛施設建設工事申請（◎防衛省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|--------------|--|----------|-------------------------|------------|-------|
| 一般競争参加者の資格申請 | 予算決算及び会計令（昭和 22 年 勅令第 165 号）第 72 条第 2 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | 38967 |

（2）取組内容

（1）に記載した資格申請の手続のうち、令和 2 年（2020年）7 月から試行運用を実施している同時提出による一般競争入札方式については、現状書面のみで申請が行われているが、令和 4 年（2022年）4 月から、オンラインによる申請を可能とすることで、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる入札の割合（令和 4 年度（2022 年度）：100%）

59. 中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続（◎防衛省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-----------------------------|-------------------------|----------|-------------------------|------------|--------|
| 総合評価落札方式が適用される 契約に係る入札手続 | 予算決算及び会計令第 91 条第 2 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | 111674 |

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、原則、オンライン化されているが、提案資料の提出等に関しては対応できていないため、中央調達システムを更改し、令和 5 年度（2023 年度）から、更なるオンライン化を進めることで、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる提案資料提出の割合（令和 5 年度（2023 年度）：100%）

60. 陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続（◎防衛省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|---------------------------|---|----------|-------------------------|------------|-------|
| 陸海空自衛隊で実施する調達の 入札に係る手続 | 会計法（昭和 22 年法律第 35 号） 第 29 条の 5 第 1 項及び同法第 49 条の 3 第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | — |

（2）取組内容

府省共通の電子調達システム（GEPS）の適用除外としている陸海空自衛隊で実施する入札に係る業務について、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の簡素化を目的に、電子入札等を導入する。

この際、経費の効率化を図るため令和 5 年度（2023 年度）更改予定の次期中央調達システムに実装する電子入札・開札業務機能を活用し、オンライン化を図る。

KPI：オンラインによる入札の割合（令和 7 年度（2025 年度）末：80%）

2. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

61. 特定非営利活動促進法関係手続（◎内閣府）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-----------------------------|--------------------------------|--------------|----------|------------|-------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 | 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40051 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る縦覧 | 同法第10条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40129 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証及び不認証に係る通知 | 同法第12条第3項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40711 |
| 特定非営利活動法人の設立に係る登記の届出 | 同法第13条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40052 |
| 特定非営利活動法人の役員の変更等の届出 | 同法第23条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40053 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 | 同法第25条第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40054 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請に係る縦覧 | 同法第25条第5項において準用する第10条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40713 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証及び不認証に係る通知 | 同法第25条第5項において準用する第12条第3項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40714 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の届出 | 同法第25条第6項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40055 |
| 特定非営利活動法人の定款変更に係る登記事項証明書の提出 | 同法第25条第7項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40065 |
| 特定非営利活動法人の事業報告書等の提出 | 同法第29条 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40056 |
| 特定非営利活動法人の事業報告書等の閲覧 | 同法第30条 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40718 |
| 特定非営利活動法人の解散の認定の申請 | 同法第31条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40057 |
| 特定非営利活動法人の合併の認証の申請 | 同法第34条第3項及び第34条第5項で準用する第10条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40060 |
| 特定非営利活動法人の合併の認証の申請に係る縦覧 | 同法第34条第5項において準用する第10条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40719 |

| | | | | | |
|---|----------------------------------|--------------|--------|-----|-------|
| 特定非営利活動法人の合併の認証及び不認証に係る通知 | 同法第 34 条第 5 項において準用する第 12 条第 3 項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40720 |
| 特定非営利活動法人の合併に係る登記の届出 | 同法第 39 条第 2 項において準用する第 13 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40061 |
| 特定非営利活動法人の認証の取消しに係る聴聞の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付 | 同法第 43 条第 4 項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40130 |
| 認定特定非営利活動法人の認定の申請 | 同法第 44 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40067 |
| 認定特定非営利活動法人の認定及び不認定に係る通知 | 同法第 49 条第 1 項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40723 |
| 認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出 | 同法第 49 条第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40068 |
| 認定の有効期間の更新の申請 | 同法第 51 条第 5 項で準用する第 44 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40069 |
| 認定の有効期間の更新及び不更新に係る通知 | 同法第 51 条第 5 項において準用する第 49 条第 1 項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40725 |
| 認定の有効期間の更新に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出 | 同法第 51 条第 5 項において準用する第 49 条第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40726 |
| 認定特定非営利活動法人の定款変更に係る変更後の定款等の所轄庁以外の関係知事への提出 | 同法第 52 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40070 |
| 認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出 | 同法第 53 条第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40072 |
| 認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出 | 同法第 55 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40073 |
| 認定特定非営利活動法人の助成金支給に係る書類の提出 | 同法第 55 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40074 |
| 認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧 | 同法第 56 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40734 |
| 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の申請 | 同法第 58 条第 2 項で準用する第 44 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40075 |
| 特例認定特定非営利活動法人の特例認定及び不認定に係る通知 | 同法第 62 条において準用する第 49 条第 1 項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40736 |
| 特例認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出 | 同法第 62 条において準用する第 49 条第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40076 |
| 特例認定特定非営利活動法人の定款変更に係る変更後の定款等の所轄庁以外の関係知事への提出 | 同法第 62 条において準用する第 52 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40077 |

| | | | | | |
|--|--|--------------|--------|-----|-------|
| 特例認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出 | 同法第 62 条において準用する第 53 条第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40079 |
| 特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出 | 同法第 62 条において準用する第 55 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40744 |
| 特例認定特定非営利活動法人の助成金支給に係る書類の提出 | 同法第 62 条において準用する第 55 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40745 |
| 特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧 | 同法第 62 条において準用する第 56 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40746 |
| 認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人ではない特例非営利活動法人の合併の認定の申請 | 同法第 63 条第 5 項で準用する第 44 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40081 |
| 特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定の申請 | 同法第 63 条第 5 項で準用する第 58 条第 2 項で準用する第 44 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40082 |
| 認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定及び不認定に係る通知 | 同法第 63 条第 5 項において準用する第 49 条第 1 項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40750 |
| 認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出 | 同法第 63 条第 5 項において準用する第 49 条第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40083 |
| 特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定及び不認定に係る通知 | 同法第 63 条第 5 項において準用する第 62 条において準用する第 49 条第 1 項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40753 |
| 特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出 | 同法第 63 条第 5 項において準用する第 62 条において準用する第 49 条第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40754 |
| 認定の取消しに係る聴聞の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付 | 同法第 67 条第 4 項において準用する第 43 条第 4 項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40138 |
| 認定の取消しに係る通知 | 同法第 67 条第 4 項において準用する第 49 条第 1 項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40756 |
| 特例認定の取消しに係る聴聞の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付 | 同法第 67 条第 4 項において準用する第 43 条第 4 項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40139 |
| 特例認定の取消しに係る通知 | 同法第 67 条第 4 項において準用する第 49 条第 1 項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40757 |

(2) 取組内容

特定非営利活動促進法では、特定非営利活動法人が所轄庁（都道府県及び政令市）に提出すべき書類等や、閲覧に備え置くべき書類等を規定している。同時に、書面提出を原則としつつ、条例で定める場合には電磁的に提出したり、電磁的に閲覧に供したりすることを可能とする規定を設けている。

一方、提出書類を電子メール等でやり取りしている特定非営利活動法人や所轄庁は極めて限定されているのが現状である。

(1)に掲げる手続において特定非営利活動法人が所轄庁に提出する書類について、NPO 情報管理・公開システムを改修し、ウェブサイトを通じてオンラインで入力し、所轄庁もオンラインで事務を行うことが可能となるシステムを整備し、移行段階に入ることができるよう、環境整備を行う。

その上でシステムを構築するとともに、所轄庁や NPO 法人に対し十分な期間を設けて周知を行った上で、令和 4 年度（2022 年度）に運用を開始する。

KPI：認証、認定・特例認定 NPO 法人のオンラインシステム利用率（令和 8 年度（2026 年度）：100%）

62. 遺失物関係手続（◎警察庁）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|------------------------|-----------------------------------|----------|-------------|------------|-------|
| 特例施設占有者の物件に関する事項の届出 | 遺失物法(平成18年法律第73号)第17条 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 1953 |
| 特例施設占有者の物件売却時の届出 | 同法第20条第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 1954 |
| 特例施設占有者の物件処分時の届出 | 同法第21条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 1955 |
| 遺失した旨の届出 | 遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)第5条第1項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 地方等 | 2058 |
| 施設占有者からの物件の提出の際の提出書の提出 | 同規則第26条 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 2073 |

（2）取組内容

（1）に記載した5手続については、現状、主に書面で行われているが、多くの都道府県においてオンラインによる申請を可能とすべく、警察共通基盤上に遺失物管理システムを整備し、令和4年度(2022年度)中から一部の府県において運用を開始し、その後全国に拡大していく予定である。

KPI: 遺失物管理システム移行済都道府県警察(令和8年度(2026年度)末: 100%)

63. 警察における行政手続（◎警察庁）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-----------------------|---|----------|---------------------|------------|-------|
| 道路使用許可の申請 | 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 78 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は 民間事業者等 | 地方等 | 2850 |
| 道路使用許可証の記載事項の変更の届出 | 同法第 78 条第 4 項 | 申請等 | 国民等 又は 民間事業者等 | 地方等 | 2851 |
| 道路使用許可証の再交付申請 | 同法第 78 条第 5 項 | 申請等 | 国民等 又は 民間事業者等 | 地方等 | 2852 |
| 駐車許可の申請 | 同法第 45 条第 1 項及び第 49 条の 5 の規定に基づく都道府県公安委員会規則 | 申請等 | 国民等 又は 民間事業者等 | 地方等 | — |
| 安全運転管理者等の選任又は解任の届出 | 同法第 74 条の 3 第 5 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 2667 |
| 安全運転管理者等の届出記載事項の変更の届出 | 同法第 74 条の 3 第 5 項の規定に関する都道府県公安委員会規則等 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | — |
| 通行禁止道路通行許可の申請 | 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 5 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は 民間事業者等 | 地方等 | 2844 |
| 制限外積載許可の申請 | 同規則第 8 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 2849 |
| 設備外積載許可の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 2847 |
| 荷台乗車許可の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 2848 |
| 廃止の届出 | 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 10 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 1911 |
| 服装の届出 | 同法第 16 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 1914 |
| 服装の変更の届出 | 同法第 16 条第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 1915 |
| 護身用具の届出 | 同法第 17 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 1916 |
| 護身用具の変更の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 1917 |
| 責任者の選任の届出 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号）第 17 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 2569 |

| | | | | | |
|----------------------|---|-----|---------------------|-----|------|
| 小型無人機等の飛行に関する通報 | 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）第 10 条第 3 項 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 3167 |
| 緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出 | 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条第 1 項の規定等に関する交通局長通達 | 申請等 | 国民等 又は 民間事業者等 | 地方等 | — |

（2）取組内容

警察における行政手続のオンライン化は、これまで各都道府県警察において取り組んできたが、警察庁では、定型的な道路使用許可の申請等を始めとする一部の手続について、メールによる簡易な方法で申請等の手続ができるよう、試行的なウェブサイトとして「警察行政手続サイト」を構築しており、令和 3 年（2021 年）6 月から運用を開始した。さらに、令和 4 年（2022 年）1 月にも対象手続を追加し、現在は（1）に記載した手続が対象となっている。

また、警察庁では、今後より多くの手続をオンラインで行うことができるシステムを別途構築するための検討を進めており、このシステムが利用者にとってより利便性が高いものとなるよう、各手続で現在求められている添付書類の合理化等の手続自体の見直しやマイナンバーカード等を用いた本人確認、手数料のオンライン納付についても検討している。

KPI：性質上オンライン化できない手続以外の手続のオンライン化率（現在検討中の行政手続オンライン化のシステム運用開始から 5 年後の年度末まで：100%）

64. 消防法令における申請・届出等（◎総務省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|--|-------------------------------------|----------|------------|------------|-------|
| 防火管理者の選任届 | 消防法（昭和 23 年法律第 186 号） 第 8 条第 2 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 12594 |
| 防火管理者の解任届 | 同上 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 12595 |
| 圧縮アセチレン等の貯蔵又は取 扱いの開始（廃止）の届出 | 同法第 9 条の 3 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 12598 |
| 製造所等の仮貯蔵・仮取扱の承認 | 同法第 10 条第 1 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 12599 |
| 製造所等の設置の許可申請 | 同法第 11 条第 1 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 12600 |
| 製造所等の変更の許可申請 | 同上 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 12601 |
| 製造所等の仮使用の承認 | 同法第 11 条第 5 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 12602 |
| 製造所等の完成検査 | 同上 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 12603 |
| 製造所等の完成検査前検査 | 同法第 11 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 12605 |
| 製造所等の譲渡、引渡の届出 | 同法第 11 条第 6 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 12606 |
| 製造所等の危険物の品名・数量ま たは指定数量の倍数の変更の届 出 | 同法第 11 条の 4 第 1 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 12607 |
| 製造所等の用途廃止の届出 | 同法第 12 条の 6 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 12608 |
| 危険物保安統括管理者選任の届 出 | 同法第 12 条の 7 第 2 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 12610 |
| 危険物保安統括管理者解任の届 出 | 同上 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 12611 |
| 危険物保安監督者選任の届出 | 同法第 13 条第 2 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 12612 |
| 危険物保安監督者解任の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 12613 |

| | | | | | |
|---------------------------------|----------------------|-----|--------|-----|-------|
| 予防規程の認可申請 | 同法第 14 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12619 |
| 予防規程の変更の認可申請 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12620 |
| 屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査 | 同法第 14 条の 3 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12622 |
| 消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置届 | 同法第 17 条の 3 の 2 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12632 |
| 消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検報告 | 同法第 17 条の 3 の 3 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12634 |
| 工事整備対象設備等の着工届 | 同法第 17 条の 14 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12635 |
| 統括防火管理者の選任届 | 同法第 8 条の 2 第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12653 |
| 統括防火管理者の解任届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12657 |
| 防火対象物点検結果の報告 | 同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12661 |
| 防火対象物点検の特例申請 | 同法第 8 条の 2 の 3 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12663 |
| 防火対象物点検の特例認定を受けた防火対象物の管理権原者の変更届 | 同法第 8 条の 2 の 3 第 5 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12665 |
| 自衛消防組織の設置届 | 同法第 8 条の 2 の 5 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12667 |
| 自衛消防組織の変更届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12669 |
| 防災管理者の選任届 | 同法第 36 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12675 |
| 防災管理者の解任届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12677 |
| 統括防災管理者の選任届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12682 |
| 統括防災管理者の解任届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12684 |
| 防災管理対象物点検結果の報告 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12687 |

| | | | | | |
|------------------------------------|---|-----|--------|-----|--------|
| 防災対象物点検の特例申請 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12689 |
| 防災対象物点検の特例認定を受けた建築物の管理権原者の変更届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12691 |
| 消防計画の作成(変更)届 | 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条の2第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12596 |
| 防火対象物全体の防火管理に係る消防計画の作成(変更)届 | 同令第4条の2第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 108066 |
| 防災管理に係る消防計画の作成(変更)届 | 同令第48条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12672 |
| 防災管理対象物全体の防災管理に係る消防計画の作成(変更)届 | 同令第48条の3第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12679 |
| 完成検査済証の再交付申請 | 危険物の規制に関する政令(昭和34年9月26日政令第306号)第8条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12604 |
| 移送の経路等に関する書面の提出 | 同令第30条の2第5号 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12609 |
| 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期の延長申請 | 同令第8条の4第2項第1号 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12621 |
| 特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査時期の変更の承認 | 同令第8条の4第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12623 |
| 新基準適合届出 | 同令附則(平成6年7月1日政令第214号)第2項第2号 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | — |
| 第一段階基準適合届出 | 同令附則(平成6年7月1日政令第214号)第3項第2号 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | — |
| 既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認申請 | 同令附則(平成23年12月21日政令第405号)第10条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | — |
| 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期の延長内部点検時期の延長の届出 | 危険物の規制に関する規則(昭和34年9月29日総理府令第55号)同規則第62条の5 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12626 |
| 休止中の地下貯蔵タンク及び二重殻タンクの外殻の漏れの点検期間延長申請 | 同規則第62条の5の2第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | — |
| 休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請 | 同規則第62条の5の3第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | — |
| 休止中の旧基準の特定・準特定屋外タンク貯蔵所の再開届出 | 同規則附則(平成21年10月16日総務省令第98号)第3条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | — |
| 休止中の旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所の再開届出 | 同規則附則(平成21年10月16日総務省令第98号)第3条第7項及び第3条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | — |

| | | | | | |
|--|--|-----|--------|-----|-------|
| 旧基準の特定・準特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出 | 同規則附則（平成 21 年 10 月 16 日総務省令第 98 号）第 3 条第 5 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | — |
| 旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出 | 同規則附則（平成 21 年 10 月 16 日総務省令第 98 号）第 3 条第 7 項及び第 3 条第 5 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | — |
| 休止中の既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開届出 | 同規則附則（平成 23 年 12 月 21 日総務省令第 165 号）第 9 条第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | — |
| 既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出 | 同規則附則（平成 23 年 12 月 21 日総務省令第 165 号）第 9 条第 5 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | — |
| 特定防災施設等の設置の届出 | 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 15 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12644 |
| 自衛防災組織の防災要員及び防災資機材等の現況の届出 | 同法第 16 条第 5 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12645 |
| 防災管理者又は副防災管理者の選任・解任の届出 | 同法第 17 条第 6 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12646 |
| 自衛防災組織に係る防災規程の届出 | 同法第 18 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12647 |
| 共同防災組織設置に係る防災要員の数、防災資機材等の種類、共同防災規程等の届出 | 同法第 19 条第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12648 |
| 広域共同防災組織設置に伴う届出 | 同法第 19 条の 2 第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12654 |
| 防災業務の実施状況に係る報告 | 同法第 20 条の 2 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12655 |

（２）取組内容

（１）に記載した 63 手続については、令和 2 年（2020 年）に、消防法令に規定する申請書等の押印を廃止する制度改正を行うとともに、各消防本部にオンライン化を促す通知を発出した。また、そのうち 19 手続については、令和 3 年（2021 年）中に、申請窓口の一元化や申請様式の標準化など更なる利用者の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、マイナポータル・ぴったりサービスを利用した電子申請等の標準モデルを構築した。この標準モデルに関する導入マニュアルやアドバイザーによる導入支援等を通じ、各消防本部において令和 4 年度（2022 年度）中に、電子申請等の受付を開始できるよう積極的な取組を促す。

その他 44 手続のうち、4 手続については、令和 4 年度（2022 年度）中に標準モデルを構築し、上記の 19 手続と同様に、導入支援を通じ各消防本部における速やかな導入を促進する。

残り 40 手続については、可能なものから速やかに標準モデルの構築に着手する。

KPI：令和 4 年度（2022 年度）までに設定

65. 指定難病等の医療費支給認定の申請（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|---------|---|----------|----------|------------|-------|
| 支給認定の申請 | 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 3 第 3 項 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 48974 |
| 支給認定の申請 | 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 6 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 48980 |

（2）取組内容

（1）に記載した 2 手続については、現状、書面のみで行われている。指定難病データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースを更改し、令和 5 年度（2023 年度）中にオンラインでの指定医による診断書の登録を可能とすることで、患者のオンライン申請に係るデータ登録基盤を形成する。

その後、令和 5 年度（2023 年度）中に費用対効果を含め、申請のオンライン化の実施の可否及び KPI について検討する。

66. 医療法人の事業報告書等の届出（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|----------------|--------------------------------------|----------|------------|------------|-------|
| 医療法人の事業報告書等の届出 | 医療法（昭和 23 年法律第 205 号） 第 52 条第 1 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 47389 |

（2）取組内容

（1）に記載した医療法人の書類の届出については、医療法人は毎会計年度終了後三月以内に事業報告書等の書類を都道府県知事に届け出なければならないとされているところ、現状、事業報告書等の書類は紙媒体によって都道府県に届け出られる等、医療法人・都道府県の双方に事務負担が生じていること等を踏まえ、事業報告書等について、令和 4 年（2022 年）4 月にアップロードによる届出を可能とする仕組みを構築した。

KPI: システムの改修と併せて令和 4 年度（2022 年度）中に設定すべく検討を進める。

67. 事業主健診に関する記録の提供（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|--------------------------------|--------------------|----------|-----------------|-----------------|-------|
| 事業主から保険者に対し提供された事業主健診に関する記録の提供 | 健康保険法第 150 条第 2 項等 | 申請等 | 地方等 又は民間事業者等 | 地方等 又は民間事業者等 | — |

※令和 4 年（2022 年）1 月 1 日施行

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、オンライン資格確認等システムを活用し、事業者等から保険者に対して提供された事業主健診に関する記録について、令和 5 年度（2023 年度）までに、オンラインによる保険者間の記録提供を可能とするとともに、マイナポータルで本人が記録を閲覧できるようにすることで、保険者及び本人の利便性向上並びに行政事務の効率化を図る。

（1）に記載した手続は、保険者が任意で実施する保健事業の一環であるため、全保険者が利用できるシステムを整備することを KPI とする。

KPI：オンラインによる保険者間の記録提供に伴うシステム整備（令和 5 年度（2023 年度）中）

68. 家畜人工授精所の運営状況報告手続（◎農林水産省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-----------------|--|----------|------------|------------|-------|
| 家畜人工授精所の運営状況の報告 | 家畜改良増殖法（昭和 25 年法律 第 209 号）第 34 条第 3 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | — |

（2）取組内容

（1）に記載した運営状況の報告については、法改正により新たに義務化されたため、令和 3 年度（2021 年度）分から、精液等情報システムを用いたオンラインによる報告を可能とすることで、申請者等の利便性向上を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施しているが、今後、G ビズ ID の活用を図る。

KPI：オンラインによる報告の割合（令和 7 年度（2025 年度）：60%）

Ⅲ 添付書類の省略を実施する行政手続

1. 登記事項証明書の添付省略

- (1) 法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築（◎法務省、デジタル庁）

登記情報システムを改修して整備された登記情報連携システムにより、令和2年（2020年）10月以降、国の行政機関に登記情報をオンライン（共通APIやGUI機能）で提供することが可能となっている。今後は、一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を実施するとともに、地方公共団体における登記情報連携の全国的な利用拡大に向けた検討を行うため、先行運用をPoC（概念的実証実験）として活用し、利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施する。

(2) 登記事項証明書（商業法人）の添付を省略する手続

69. 供託の申請、供託物の払渡請求等の手続（◎法務省）

ア 対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|----------------|--------------------------------------|----------|--------------------|------------|-------|
| 供託の申請、供託物の払渡請求 | 供託法（明治 32 年法律第 15 号） 第 2 条、第 8 条 | 申請等 | 国民等、 民間事 業者等 | 国 | 13153 |
| 代供託・附属供託の請求 | 供託規則（昭和 34 年法務省令第 2 号）第 21 条第 1 項 | 申請等 | 国民等、 民間事 業者等 | 国 | 13542 |
| 供託金の保管替えの請求 | 同規則第 21 条の 3 第 1 項 | 申請等 | 国民等、 民間事 業者等 | 国 | 13544 |
| 供託金利息の払渡請求 | 同規則第 35 条第 1 項 | 申請等 | 国民等、 民間事 業者等 | 国 | 13545 |
| 供託有価証券の利札の払渡請求 | 同規則第 36 条第 1 項 | 申請等 | 国民等、 民間事 業者等 | 国 | 13546 |
| 供託に関する書類の閲覧請求 | 同規則第 48 条第 1 項 | 申請等 | 国民等、 民間事 業者等 | 国 | 13548 |
| 供託に関する事項の証明請求 | 同規則第 49 条第 1 項 | 申請等 | 国民等、 民間事 業者等 | 国 | 13549 |

イ 取組内容

アに記載した 7 手続について、令和 4 年度（2022 年度）から、(1) の仕組みによる GUI 機能により、利用者による登記事項証明書の添付省略の実現を図るとともに、供託システムを改修し、令和 6 年度（2024 年度）から、(1) の仕組みによる API を活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、登記事項証明書のバックオフィス連携を実現する。

70. 食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省、デジタル庁）

ア 対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-----------------|---|----------|----------|------------|-------|
| 合併による営業許可の承継の届出 | 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 69 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 46878 |
| 分割による営業許可の承継の届出 | 同規則第 70 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 47205 |

イ 取組内容

アに記載した 2 手続について、地方公共団体における登記情報連携が可能となれば、令和 4 年度（2022 年度）から、（1）の仕組みによる API 等を活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付を省略することを検討する。

71. 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用する手続（◎農林水産省）

ア 対象手続

eMAFF を活用する手続のうち、登記事項証明書（商業法人）の添付を求めている手続

イ 取組内容

アに記載した手続について、新たに整備する eMAFF において、（1）の仕組みによる API を活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付の省略を図る。

72. 経営革新等支援機関等の認定等申請手続（◎経済産業省、デジタル庁）

ア 対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の受 け手 | 手続 ID |
|----------------|-------------------|----------|----------|------------|-------|
| 経営革新等支援機関の認定申請 | 中小企業等経営強化法第31条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26557 |
| 経営革新等支援機関の更新申請 | 同法第33条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26860 |

イ 取組内容

アに記載した2手続については、(1)の提供対象手続が拡大され登記情報の取得が可能となった場合において、認定経営革新等支援機関電子申請システムを改修し登記事項証明書（商業法人）の添付省略の実現を図る。

73. 建設関連業者の登録申請（◎国土交通省）

ア 対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|----------------|-------------------|----------|------------|------------|-------|
| 測量業の新規登録申請（法人） | 測量法第 55 条第 1 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | 28428 |
| 測量業の更新登録申請 | 同法第 55 条第 3 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | 28430 |
| 測量業の変更等の届出 | 同法第 55 条の 7 第 1 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | 28431 |

イ 取組内容

アに記載した 3 手続について、令和 5 年度（2023 年度）以降に建設関連業者登録システムを改修し、（1）の仕組みによる API を活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付省略の実現を図る。

74. 建設業許可関係手続（◎国土交通省）

ア 対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-------------------------|------------|----------|----------|------------|-------|
| 建設業許可の申請（国土交通大臣に申請する場合） | 建設業法第3条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28436 |

イ 取組内容

アに記載した手続について、令和4年度（2022年度）から、（1）の仕組みによるAPIを活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書の添付省略の実現を図る。

2. 戸籍謄本等の添付省略

(1) 情報連携等の仕組みの構築（◎法務省）

戸籍情報連携システムを新規に整備し、令和5年度（2023年度）末以降、マイナンバー法に基づく戸籍に関する情報の連携を可能とするとともに、行政機関等が電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）を参照するために必要となる戸籍電子証明書提供用識別符号を市区町村が発行し、当該符号の提出を受けた行政機関等が当該符号に対応する戸籍電子証明書を参照することを可能とし、戸籍謄本等の添付を求めている行政手続について、戸籍謄本等で確認している情報を取得するための環境が整った場合は、添付を省略することができるようにする。

3. 納税証明書の添付省略

75. 物品・役務に係る競争入札参加資格申請（◎デジタル庁）

ア 対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|--------------|----------------------|----------|-------------------------|------------|-------|
| 一般競争参加者の資格申請 | 予算決算及び会計令第 72 条第 2 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | 54482 |

イ 取組内容

アに記載した手続について、調達ポータル及び電子調達システムを改修し、国税庁の納税情報の添付の自動化を実現するための仕組みを利用し、バックオフィス連携を行うことにより、令和 5 年度（2023 年度）から、利用者による納税証明書（国税）の添付を省略する。

76. 建設業許可、経営事項審査関係手続（◎国土交通省）

ア 対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-------------------------|--------------|----------|----------|------------|-------|
| 建設業許可の申請（国土交通大臣に申請する場合） | 建設業法第3条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28436 |
| 経営事項審査 | 同法第27条の23第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 28455 |

イ 取組内容

アに記載した2手続について、令和4年度（2022年度）から、国税庁の納税情報の添付の自動化を実現するための仕組みを利用し、バックオフィス連携を行うことで、利用者による納税証明書（国税）の添付省略の実現を図る。

4. その他の書類の添付省略

77. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省）

ア 対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|---------------------|--|----------|----------|------------|-------|
| 輸出証明書の発行申請（国） | 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 輸出証明書の発行申請（都道府県知事等） | 同法第15条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | — |

イ 取組内容

アに記載した2手続について、厚生労働省において整備した営業許可に関する情報を連携する仕組みによるAPIを活用し、法人の営業許可に関する情報の取得を可能とすることで、令和8年度（2026年度）から、利用者による営業許可証の添付の省略を目指す。

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

1. オンライン化の共通基盤

78. e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応（◎デジタル庁）

e-Gov は、行政機関がオンラインで申請・届出等を受け付ける機能を有しているが、各府省庁における e-Gov を活用した行政手続のオンライン化及び電子決裁への移行を促進し、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、申請受付から審査・決裁・文書保存に至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行うための仕組みを令和 4 年度（2022 年度）までに整備する。また、e-Gov で各種サービス通知等を各府省庁からプッシュ型で送付する機能について令和 4 年度（2022 年度）から順次、運用を開始する。なお、整備に当たっては、申請受付システムの一元化等の取組の方向性を踏まえつつ、様々な申請・届出等で共用可能となるよう留意する。

KPI：申請受付から審査・決裁・文書保存に至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行う仕組みについて令和 4 年度（2022 年度）中に運用を開始

79. 法人向けの行政手続のデジタル化（◎デジタル庁）

行政手続のオンライン化等を推進するため、以下の情報システム等を整備し、政府全体での活用を推進することで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

・G ビズ ID

一つの ID 及びパスワードで複数の行政手続システムにアクセスできる認証システムである G ビズ ID について、法人商業登記 API との連携を行うことで法人に係る ID 発行事務を効率化すると同時に、事業を行う個人（個人事業主）については、マイナンバーカード認証対応を行うことで事業手続システムにログイン可能とする。

また、中小企業の手続負担軽減のための取組として、令和 4 年度（2022 年度）中を目途に 100 万法人の取得を目指すとともに、令和 7 年度（2025 年度）にはほぼ全ての法人が取得する環境を目指し、中小企業施策のデジタル化に貢献する。

・G ビズコネク

利用者側の添付書類の省略やワンスオンリーの実現（同じ情報の入力を不要とする。）、データに基づく政策の分析・立案を推進するため、行政機関間を中心とするデータ交換・連携の基盤である G ビズコネクについて、令和 3 年度（2021 年度）中に、G ビズインフォや J グランツ等のシステムとの連携を開始し、令和 4 年度（2022 年度）以降、更に府省や民間等のシステムとの連携拡大を図っていく。

・J グランツ（補助金申請システム）

複数の補助金について、申請や状況確認等を行うことができる汎用的な補助金申請システムである J グランツについて、更に府省や地方公共団体における利用を推進するとともに、令和 4 年度（2022 年度）以降、政府内のシステム間連携を通じたバックオフィス業務の効率化や、全体的なシステムの利便性向上など機能改善を進める。

KPI：G ビズ ID：ID を取得している法人数

（令和 4 年度（2022 年度）：100 万法人）

(令和7年度(2025年度):ほぼ全ての法人)

J グランツ: 利用補助金数(令和4年度(2022年度) 1,000 補助金)

80. マイナポータル機能の拡充(◎デジタル庁)

デジタル・ガバメントの基盤であるマイナポータルは、行政手続検索・オンライン申請受付機能、自己情報確認機能、情報提供等記録確認機能、お知らせ情報確認機能、就労証明書取得等機能、シングルサインオン機能、民間送達サービス連携機能など各種機能を有するとともに、行政手続検索、自己情報取得など各種APIの提供を行っている。

引き続き、以下のとおり、機能の追加を新たに行い、利用者の利便性を向上させるための機能改善を継続的に実施することで、マイナンバーカードを保有するメリットを住民が最大限享受できるよう取り組むとともに、デジタル・ガバメントを強力に推進する。

- ①利用者に直感的で使いやすい、分かりやすい画面を構築するなど利用環境(UI・UX)を向上させるための対応の実施
- ②申請情報の事前入力(プリセット)など電子申請が容易にできる仕組みの構築

2. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

81. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の機能強化(◎内閣府、デジタル庁)

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)は、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化するとともに、不合理な重複の排除や過度の集中を避け、研究開発管理業務の効率化を図るシステムとして運用している。今後、以下のとおりe-Radの機能を拡張することにより、研究開発管理の効果的・効率的な実施やEBPMを推進し、デジタル・ガバメントの一層の推進に貢献する。

- ①研究インテグリティの確保に必要な情報や、安全保障貿易管理の面から適切に技術を管理すべき政府研究開発事業について、研究機関における技術管理体制の整備状況を、e-Radを通じて収集できるよう、機能を追加することにより、研究者や研究機関の負担を低減しつつ、より効果的・効率的な競争的資金研究プロセスを実現する(令和4年度(2022年度)中)。
- ②若手研究者の支援に資するPI人件費、RA人件費の支給状況等、研究開発管理に係る報告について、e-Radに報告機能を整備することを通じ、研究者及び研究機関の負担に配慮しつつ、競争的研究費による人件費の支給状況を捕捉する(令和4年度(2022年度)中)。
- ③上記のほかEBPMの推進に必要なデータの収集に向けた機能強化を図る。またそれに伴い必要となる情報基盤環境の整備、情報セキュリティ対策を講じることで、安心、安全かつ安定的なサービス提供体制の確保を推進する(令和4年度(2022年度)及びそれ以降)。

KPI: ①競争的資金制度に関する研究者(又は研究機関)からの応募申込等を含めた一連の手続に関するオンラインによる申請割合(令和4年度(2022年度):100%)

②PI・RA人件費の報告義務がある競争的研究費制度におけるPI・RA人件費の捕捉率(令和5年度(2023年度):100%)

82. 拉致被害者等に対する支援関係手続の利便性向上(◎内閣府)

拉致被害者等給付金の支給の申請(手続ID:40683)等の手続については、令和元年(2019年)12月から、メールによる申請等を可能とし、また、申請等の際に添付を求めている住民票の写しについても、公用請求の仕組みを利用することによって添付の省略を図ったところである。

引き続き、オンライン申請等が可能であることを周知徹底すること等を通じて、オンラインによる申請等の割合の向上に努め、申請者の利便性向上を図る。

KPI: オンラインによる申請等の割合(令和4年度(2022年度):50%)

83. 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上(◎警察庁)

交通事故証明書の交付(手続ID:2665)について、損害保険会社における業務の効率化及び交通事故の当事者への迅速な保険金支払等を可能とするため、オンライン申請を実施する損害保険会社の拡大を図るとともに、損害保険会社との専用回線によるオンライ

ン交付を可能とするシステムを整備し（令和4年度（2022年度）中運用開始予定）、申請者の利便性の向上を図る。

また、運転経歴に係る証明書の交付（手続ID:2666）については、ウェブサイトからダウンロードが可能となっている企業一括申請に係る申請書及び委任状の様式の利用拡大を図り、一括申請を行う企業等の事務負担が軽減されるよう努めるとともに、個人からのオンライン申請を可能とするシステムを整備し（令和4年度（2022年度）中運用開始予定）、申請者の利便性向上を図る。

KPI：①交通事故証明書の交付に関するオンライン交付の割合（令和5年度（2023年度）：20%）

②運転経歴に係る証明書の個人からのオンライン申請の実績を有する都道府県（令和4年度（2022年度）：100%）

84. 金融分野における手続の電子化（◎金融庁）

金融庁電子申請・届出システムは、令和3年（2021年）6月末に運用を開始し、金融機関等から受け付ける約4,000の申請・届出等をオンラインにより提出することを可能とした。

引き続き、金融機関等から受け付ける申請・届出等について、手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備を図る等、行政サービス向上に資する取組を進める（令和4年度（2022年度）下期運用開始予定）。

KPI：所管金融機関等による国への申請・届出等のオンラインによる申請割合（令和4年度（2022年度）：90%）

85. 政府調達手続の利便性の向上（◎デジタル庁）

公共事業を除く政府調達における競争参加資格申請や入札・契約の手続（手続ID:38967）については、既にオンライン化されているが、令和2年度（2020年度）からシステム改修を順次実施し、令和4年（2022年）5月に、調達ポータル及び電子調達システムのマルチブラウザ対応を実現した。今後、令和6年（2024年）に少額随意契約手続のシステム化対応として、マーケットプレイスモデルの導入を目指し、利用者の利便性向上を図る。また、各府省庁等に対する電子調達システムの運用研修等の充実化を図ることにより電子入札・契約数の向上を図る。

KPI：システム利用件数（令和5年度（2023年度）：令和元年度（2019年度）から20%増）

86. 令和6年全国家計構造調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）

全国家計構造調査のオンラインによる回答（手続ID:11879）については、令和元年（2019年）調査の実施結果等を踏まえ、全ての調査世帯が迷いなく、簡単に回答できる、ユーザビリティ等を考慮したシステムへの改善を検討することにより、インターネット回答を推進するとともに、統計局、都道府県及び市区町村の職員が一元的に調査世帯のインターネット回答状況等を把握可能な調査状況管理システムの改善を検討することにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を目指す。

KPI：オンライン回答率（令和6年（2024年）：18.6%（前回調査）以上）

87. 行政相談のウェブサイト構築による行政相談の利便性向上（◎総務省）

行政相談の申出（手続 ID:8921）について、インターネットによる相談受付や、行政相談委員の定例相談所の開設情報等の提供など、相談者の利便性向上を図るため、行政相談委員への相談のためのウェブサイトを令和4年度（2022年度）中に構築する。

KPI：令和4年度（2022年度）に行政相談のウェブサイトを構築

88. 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化（◎総務省、デジタル庁）

無線局開設手続（手続 ID:11187）等における行政サービスの向上を図るため、システム刷新に向けた方針・スケジュール等を令和2年度（2020年度）中に策定するとともに、視認性の高い画面構成や入力支援機能の充実等、利用者視点でのシステム構築の検討を開始したところ。令和4年度（2022年度）中にシステムの構成や移行方式を考慮した要件定義を行い、刷新後のシステムによるサービスを令和6年度（2024年度）以降に開始する。

また、個人免許人が主に使用する「電波利用電子申請・届出システム Lite」とマイナポータルとのシングルサインオン機能の普及啓発についても引き続き努める。

KPI：個人からの申請における、無線局の免許/再免許等（手続 ID:11124）のオンライン申請の割合（令和5年度（2023年度）：50%）

89. 令和4年就業構造基本調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）

就業構造基本調査のオンラインによる回答（手続 ID:11873）については、オンライン調査で使用する電子調査票を、デバイスに関係なく最適化されたレイアウトで画面を表示するレスポンス・デザインへの改修を行うことにより、インターネット回答の推進を図るとともに、統計局、都道府県及び市町村の職員が一元的に調査対象者のインターネットの回答状況等が把握可能な「提出状況管理システム」を導入することにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンライン回答率（令和4年（2022年）：30.0%以上）

90. 令和5年住宅・土地統計調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）

住宅・土地統計調査のオンラインによる回答（手続 ID:11872）については、全ての調査対象者が迷いなく、簡単に回答できる、ユーザビリティ等を考慮したシステムへの改修を行うことにより、インターネット回答の推進を図るとともに、統計局、都道府県及び市区町村の職員が一元的に調査世帯のインターネットの回答状況等が把握可能な「提出状況管理システム」を導入することにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンライン回答率（令和5年（2023年）：23.3%（前回調査）以上）

91. 令和7年国勢調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）

国勢調査のオンラインによる回答（手続 ID:11929）については、全ての国民が迷いなく、簡単に回答できる、ユーザビリティ等を考慮したシステムへの改修を行うことにより、インターネット回答の推進を図るとともに、地方公共団体で行う調査の運用や回答の審査事務等（手続 ID:11880）についても、令和2年国勢調査の実施結果等を踏まえた見直しにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンライン回答率（令和7年（2025年）：40.0%以上）

地方公共団体のシステム評価（令和7年（2025年）：70.0%以上高評価）

92. 政治資金関係申請等の利便性向上（◎総務省）

政治資金団体の届出（手続 ID:8946）などの手続については、既にオンラインによる申請を可能としているが、引き続き、政治資金関係申請・届出オンラインシステムの利用の周知徹底を行うとともに、現状分析を踏まえた UI・UX の改善も含め、利用者の利便性向上等を検討する。

93. 登記・供託オンライン申請システムを利用した申請等手続の利便性向上（◎法務省、デジタル庁）

不動産登記の申請（手続 ID:13145）及び商業・法人登記の申請（手続 ID:13149）など、登記・供託オンライン申請システムを利用して行う手続について、ウェブアプリケーションによる登記申請等機能を開発し、スマートフォンによる登記事項証明書の請求も可能とするなど利用者の利便性向上を図る。

KPI：ウェブアプリケーションによる登記申請等機能及びスマートフォンの専用画面の開発（令和4年度（2022年度）中に運用開始）

94. 国税関係手続における自己情報のオンライン確認（◎財務省、デジタル庁）

あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指すために策定した「税務行政の将来像 2.0」⁹に基づき、これまで税務署への来署又は郵送により確認していた各種特例適用状況（青色承認、消費税簡易課税等）や過去の申告・納税履歴等を、納税者又は税務代理人がマイナポータルや国税電子申告・納税システム（e-Tax）により確認できる仕組みを構築し、このページを経由して各手続を行うことができるようにする。税務署からの通知についても、e-Tax のメッセージボックスを更に活用するなど、デジタル化を推進する。

KPI：令和4年度（2022年度）までにマイナポータルを通じて過去の申告・納税履歴等を確認できる個人納税者用の仕組みを構築する。

⁹ 令和3年6月国税庁

95. 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等（◎文部科学省、デジタル庁）

就学支援金受給資格認定の申請（手続 ID:14929）、保護者等収入状況の届出（手続 ID:14935）、授業料減免の届出（手続 ID:14941）について、平成 31 年（2019 年）4 月から、スマートフォンによるものを含めオンラインによる申請等を実施しており、これにより申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

また、就学支援金の支給額の早期確定・支給及び都道府県や学校の事務負担軽減を推進するため、マイナポータルと連携した保護者等の所得情報の確認を実施する。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和 5 年度（2023 年度）末：70%）

96. 「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」を利用した手続の利便性の向上（◎厚生労働省）

「帰国者・接触者外来等の受診者数の報告」及び「感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の報告」について、当初、都道府県が管下の医療機関から電話や FAX 等で収集した情報をエクセル帳票に取りまとめ、国にメール送信することによって行われていたが、令和 2 年（2020 年）5 月に、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）を整備し、同システム上での報告を可能とすることで、利用者の利便性向上及び行政事務の効率化を図った。令和 2 年度（2020 年度）中にインターフェースやデータ可視化、他の情報システムとの連携等、G-MIS の改修を行い、医療機関や地方公共団体等における更なる利便性向上を検討し、ワクチン接種記録システム（VRS）との ID 連携を可能とした。

今後も、引き続き、医療機関を対象とした既存の調査を行うプラットフォームとして、様々な調査が同一システムで実施できるよう、利便性向上のための改修を行う。さらに、収集した情報を、地方公共団体等と迅速な情報共有を行うツールとして、新型コロナウイルス感染症対策以外においても、長期的に活用する。

KPI：G-MIS 上での既存調査・報告の実施件数（令和 4 年度（2022 年度）：5 件）

97. 日本年金機構から事業者への処分通知等の電子的な送付（◎厚生労働省）

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（手続 ID:51736）などの手続については、電子申請により提出された届出に係る決定通知は提出した申請者に対して電子的に送付されるが、事業所が納付する保険料に係る増減内訳書その他の各種文書については現在、紙等により送付しており、e-Gov の機能を活用し、令和 4 年度（2022 年度）中から順次、電子的な送付を開始する。

98. 労働基準関係法令に基づく届出等の利便性向上（◎厚生労働省）

①労働基準法の関連手続について

時間外労働・休日労働に関する協定届（手続 ID:49798）について、令和 3 年度（2021 年度）に電子申請の入力必須欄の入力ガイドの表示機能を追加した。令和 4 年度（2022 年度）においては、入力チェック機能の拡充を実施する。さらに、e-Gov 上で受理印を付した様式を返送可能な手続を、時間外労働・休日労働に関する協定届（手続 ID:49798）、

1年単位の変形労働時間制に関する協定届（手続ID：49212）、就業規則（変更）届以外にも拡充し、届出の様式だけでなく、添付資料についても受理印を付して返送可能な機能を設ける予定である。

② 労災保険法関連手続について

特別加入に関する変更届（手続ID：50089等）、特別加入の申請（手続ID：50090等）、特別加入の脱退の申請（手続ID：50094）等の電子申請について、入力必須欄のハイライト表示を実施し、特別加入に関する変更届の一部について、文字数制限の表示を実施する（令和4年度（2022年度）予定）。

労災年金等の遺族補償年金（手続ID：49315）、障害補償年金（手続ID：49855）等について、請求人の希望により、マイナポータル経由で公金口座情報を取得することで、請求書への口座情報入力を省略する（令和4年度（2022年度）から順次予定）。

③ 労働安全衛生法の関連手続について

労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）（手続ID：50263）等の電子申請について、電子署名不要設定（令和3年度（2021年度）実施済）、届出・申請等帳票印刷に係る入力支援システムの改修（今後、当該システムから直接電子申請できるように改修する予定（令和5年度（2023年度）中目途））等を実施する。

④ 未払賃金立替払制度の関連手続について

未払賃金立替払制度に基づく調査の結果、労働基準監督署が把握・保有する立替払額の情報について、支払事務を行う労働者健康安全機構とシステムを通じて情報連携できるよう、システム改修を実施し、利便性向上に努める（令和7年度（2025年度）後半予定）。

また、労災保険法等の手続について、GビズIDの利用とこれによる電子署名省略についても対応する。（令和3年度（2021年度）実施済み）。

KPI：オンラインによる申請等の割合：①20%（令和5年度（2023年度）末）、②50%（一部20%・令和7年度（2025年度）末）、③20%（令和8年度（2026年度）末）

99. 品種登録のオンライン出願の利便性向上等（◎農林水産省）

種苗法（平成10年法律第83号）の改正により、新たに審査手数料の納付が必要となっていることから、品種登録出願（手続ID：18324）において、当該審査手数料の電子納付が可能となるよう令和4年度（2022年度）中に整備を行い出願者の利便性の向上を図る。また、海外における我が国の優良品種の保護を図り、戦略的な輸出市場の確保を図るため、令和4年度（2022年度）中にUPOVの出願支援システムとオンラインでの接続を行い、東アジア地域における複数国同時出願プラットフォームを構築する。

また、当省が所有する情報システムと財務省会計センターが所有する歳入金電子納付システムとを接続する農林水産省共通のクラウド型汎用受付基盤が令和4年度（2022年度）に新たに構築されることから、品種登録業務関連システムにおいても当該受付基盤を経由するよう、令和5年度（2023年度）以降に財務省会計センターとの接続方法の見直しを行う。加えて改正種苗法に基づく審査業務に対応できるよう等品種登録業務関連システムの更改を令和5年度（2023年度）中に実施する。

KPI：品種登録出願数に占めるオンライン出願数の割合（令和8年度（2026年度）：70%）

100. 外為法に基づく許可承認等手続のオンライン利用拡大（◎経済産業省）

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づく規制対象貨物の輸出許可の申請（手続 ID:22718）等の手続については、既にオンライン化されているが、手続関係者における業務の効率化及び入力誤り等の未然防止を図るため、申請者 UI 改善などの技術的対策や制度自体の見直しを実施するとともに、申請者に対して丁寧に周知広報していくことでオンライン利用の拡大に向けた検討を実施する。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和 8 年度（2026 年度）：100%）

※抜本的に UI 改善を行う第 7 次 NACCS 更改が令和 7 年（2025 年）10 月に予定されているため。なお、KPI 達成に向け、国際条約に基づく事務手続については国際条約等との整合性を取る必要性があるため、有志国との連携・調整も含めて検討する。

101. 確認を受けた新規化学物質に係る報告（◎経済産業省）

確認を受けた新規化学物質に係る報告（手続 ID：219093）の手続については既にオンライン化されているが、届出時には対象事業者に対してオンラインを利用するよう周知することで、オンライン申請率の向上を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和 6 年度（2024 年度）：50%）

102. 経営力向上計画の認定申請の利便性向上（◎経済産業省、デジタル庁）

経営力向上計画の認定申請手続については、令和 2 年度（2020 年度）からオンラインによる申請を可能とした。今後も、事業者・行政双方の生産性を向上させるとともに、申請情報を利活用可能なデータとして蓄積し、行政サービスの見える化や政策の効果検証・立案へとつなげるため、以下の取組を行う。

・経営力向上計画申請プラットフォーム

経営力向上計画の認定申請手続については、現状、経営力向上計画申請プラットフォームを整備し、オンラインによる申請が可能となっているが、一部の省庁のみの対応となっている。今後は、エラーチェックや自動計算機能などの申請サポート機能による中小企業者等の申請作業負担の軽減、エラーの軽減による経済産業局等の審査の効率化・迅速化、及び審査状況の見える化といったオンライン申請のメリットを一層広く行き渡らせ、中小企業者等や同プラットフォームに対応していない省庁へのオンライン申請の普及促進を図る。また、蓄積した申請情報を活用して、政策の効果検証等を行い、今後の政策立案につなげる。

KPI：オンラインによる経済産業省単管申請の割合（令和 4 年度（2022 年度）：100%）

ただし、所管省庁等の調整が必要な申請は除く。

103. 産業保安・製品安全法令に基づく手続の利用率向上（◎経済産業省）

産業保安・製品安全法令（電気、LP ガス、都市ガス、火薬類、鉱山及び製品安全関係）に基づく一部の手続（手続 ID：24367 等）について、令和 2 年（2020 年）1 月から順次、産業保安・製品安全法令電子申請システム（保安ネット）によるオンライン届出等を開

始している。今後、オンライン利用率向上に向けて更なる周知広報を行うとともに、令和4年度（2022年度）中に電子化対象手続の拡大に向けて要件定義を実施する。

KPI: オンライン化した手続のうち、オンライン届出等の割合（令和4年度（2022年度）末まで：85%）

104. 特定技能外国人材（製造3分野）ポータルサイトの利便性向上（◎経済産業省）

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会届出及び製造分野特定技能1号評価試験の受験申込みや合格証明書の発行申込み等について、特定技能外国人材（製造3分野）ポータルサイトで手続が可能となっているが、引き続きUIの改修等を行い、利用企業等の利便性が向上するよう努める。

KPI: 特定技能外国人材（製造3分野）ポータルサイトを通じたオンラインでの手続の割合（令和4年度（2022年度））：100%）

105. 建設関連業者の登録申請における利便性向上（◎国土交通省）

建設関連業者（測量業、建設コンサルタント、地質調査業及び補償コンサルタント）の登録申請に係る各種手続は、既に大半がオンライン化されているが、建設関連業者登録システムの改修と併せて、e-Govを活用したオンライン申請環境の整備を行い、令和4年度（2022年度）中に利用開始する予定である。この改修により、添付書類提出のオンライン化や申請時のエラーチェック機能の付与を実施することで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

申請の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、令和2年（2020年）10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、省略が可能となるよう検討を行う。その他の各種添付書類についても、関連するシステムとの情報連携によって添付省略の実現を図る。

また、登録情報のオンライン閲覧環境を整備し、入札参加資格証明のための書類郵送手続等を廃止することで、申請者の利便性向上を図る。

KPI: オンラインによる申請の割合（令和4年度（2022年度））：20%）

106. 構造方法等の認定申請の利便性向上（◎国土交通省）

構造方法等の認定申請（手続ID:31499）について、オンライン利用率を一層引き上げるため、申請者等の意見を踏まえたシステムの利便性向上に資する改修として令和3年度（2021年度）に認定書の電子送付機能を追加したところであり、引き続きUIの改善等を実施する。

KPI: オンライン利用率（令和4年度（2022年度））：80%）

107. 自動車輸送統計調査に係る報告者の利便性向上（◎国土交通省）

自動車輸送統計調査（手続ID:114391、114392、114394、28069、114393）については、既にオンラインによる回答を可能としているが、今後、システムの改修等を行い、調査対象者へ調査依頼を行う際、オンラインによる調査を希望するかの事前確認を行い、希

望した調査対象者に対して、電子メールによる調査票の配布を可能とすることで、報告者の利便性向上に寄与するとともに、オンライン回答率の向上を図る。

KPI： オンライン回答率

- ・ 第1号様式—貨物営業用
(令和6年度(2024年度)末)：40%)
- ・ 第2号様式—貨物自家用
(令和6年度(2024年度)末)：25%)
- ・ 第4号様式—旅客営業用(乗用)
(令和6年度(2024年度)末)：35%)
- ・ 第3号様式—旅客営業用(全数バス(一般乗合・高速乗合・貸切・特定))
第3号様式の2—旅客営業用(一般乗合・高速乗合)
第3号様式の3—旅客営業用(貸切)
(令和6年度(2024年度)末)：20%)

108. 審査・リコール課個別業務システムの利便性向上(◎国土交通省)

現行の審査・リコール課個別業務システム(手続ID:A011650)について、クラウド化や法改正等に伴うシステム改修を迅速かつ安価にできるシステムとし、利用者の利便性向上、業務の効率化・合理化、システムの安全性・信頼性の向上等を図るため、令和6年度(2024年度)に次期システムを構築する。

KPI： オンラインによる申請の割合(令和7年度(2025年度)：80%)

109. 船員職業安定窓口の求人・求職の申込みの利便性向上(◎国土交通省)

求人の申込み(手続ID:31911)、求職の申込み(手続ID:32589)について、現状、求人の申込みのオンライン申請が可能であるが、船員職業安定業務管理システムを改修し、令和4年度(2022年度)中に、求職の申込みも含めスマートフォン等による申請を可能とすることで、利用者の利便性向上を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施することとする。

KPI： オンラインによる申込み等の割合(令和5年度(2023年度)：10%)

110. 船舶の電子証書の交付による利便性向上(◎国土交通省)

海運事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、従来は書面で行われていた証書交付について、新たに電子証書システムを整備し、オンラインによる交付を可能とした。今後は海運事業者等に電子化の周知を行うことで、証書交付に係る海運事業者等の利便性をより高めるとともに行政手続の効率化を図る。

111. 賃貸住宅管理業登録関係手続の利便性向上(◎国土交通省)

賃貸住宅管理業者登録申請書の提出について、登録免許税領収証書の提出については、現状、郵送のみで行われているが、令和4年度(2022年度)以降に、既存の賃貸住宅管

理業登録等電子申請システムと歳入金電子納付システム（REPS）を連携してオンライン納付を可能とすることで、利用者の利便性向上及び審査事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和6年度（2024年度）：80%）

112. 道路占用許可申請手続の利便性向上（◎国土交通省）

道路の占用許可（企業占用）（手続 ID:33952）については、既にオンライン化されているが、令和4年度（2022年度）から道路占用システムの改修に着手し、システム上で占用物件の位置情報を三次元化することで、申請時の書類の簡素化、工事実施時の試掘削減など申請者の負担軽減を可能とし、道路占用許可申請手続の迅速化を推進する。

KPI：未定（関係調査事業を実施予定のため、その結果を踏まえて設定予定）

113. 特殊車両通行手続の利便性向上（◎国土交通省）

特殊車両通行許可申請（手続 ID:33956）については、既にオンライン化されているが、オンラインで即時に通行可能な経路を回答する特殊車両の新たな通行制度を令和4年（2022年）4月から実用化し、対象となる道路に係る情報の電子データ化等を進め、制度の利用拡大を推進する。

KPI：新たな制度の利用による通行手続の所要時間（令和4年度（2022年度）：即日）

114. 建築設備及び昇降機等の定期検査における報告の利便性向上（◎国土交通省）

建築設備及び昇降機等の定期検査の報告（手続 ID: 31204、31262）については、令和2年度（2020年度）に電子メールを活用したオンラインによる報告が可能となるよう措置した。

今後は、電子メールによる報告の活用状況や課題等を踏まえ、特定行政庁内でのデータとしての活用のしやすさや、様式の標準化について留意しつつ、他のデジタル化手法（入力システム等）を検討し、必要な措置を講ずる。

KPI：建築設備及び昇降機等の定期検査における結果報告のオンライン利用率（令和7年度（2025年度）：40%）

115. 温室効果ガス排出者の温室効果ガス排出量の一元的な管理の実現による、利用者の利便性向上（◎環境省）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく温室効果ガス算定排出量の報告（手続 ID: 222200）は、既にオンライン化されているが、温室効果ガス排出量集計・公表システムに代えて、令和4年度（2022年度）から順次、関連する制度やシステムとの統合・機能連携や、温室効果ガス排出状況の公表・分析機能等を備えた省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS: Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System）を後継システムとして整備し、利用者の利便性の向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：温室効果ガス排出量の報告から公表までの期間（現状（平成29年度（2017年度）実績以前）は約2年かかっているところ、令和3年度（2021年度）実績より12か月まで短縮する。）

3. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

116. 住民税の特別徴収税額通知の電子化等（◎総務省）

官民双方の負担を軽減するため、市区町村から事業者へ提供される住民税の特別徴収税額通知（手続 ID:10625）について、全ての市区町村が地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）により送付する仕組みを令和 6 年度（2024 年度）から導入する。

117. 食品衛生営業許可申請等の利便性向上（◎厚生労働省、デジタル庁）

営業許可の申請（手続 ID: 46818）について、地方公共団体における行政手続（申請）の手数料納付のオンライン化は、全体的な推進状況を踏まえつつオンライン納付を可能とすることを検討する。

食品衛生申請等システムで保有する営業許可証等の情報を現在整備が進められている一元的な輸出証明書発給システムにおいて利用可能となるよう情報を提供する。

KPI：①オンラインによる申請等の割合（令和 6 年度（2024 年度）：20%）

②オンラインによる申請等の割合（令和 11 年度（2029 年度）：80%）

4. その他

118. 国家公務員等への旅費の支給等のクラウドサービス利用による利便性向上（◎デジタル庁）

国家公務員等への旅費の支給などの手続については、既にオンライン化されているが、令和 5 年度（2023 年度）末の第一期政府共通プラットフォームの運用終了に合わせて、クラウド・バイ・デフォルト原則を踏まえ、クラウド環境を前提とした次期システム基盤への移行を検討する。クラウドサービスの利用により、可用性の高いシステムへ移行することで利用者の利便性を向上させるとともに、運用・保守の効率化を図る。

119. 国家公務員への給与支払の支出官払に係る事務処理の効率化（◎デジタル庁）

国家公務員への給与支払については、前渡官払（あらかじめ支出官から必要な資金の交付を受けた資金前渡官吏が、現金、小切手又は振込の方法により支払うこと）から支出官払（官庁会計システム（ADAMS II）を用いて電信振込の方法により支払うこと）への移行を進めており、人事・給与関係業務情報システムを導入している 46 府省等（外局等を含む）のうち、令和 4 年（2022 年）6 月末時点で 43 府省等が支出官払へ移行する。デジタル庁は、引き続き今後移行を予定している残りの府省等の支出官払への移行作業を支援するとともに、人事・給与関係業務情報システムの改修等を通じて、行政事務の効率化を図る。

KPI：支出官払への移行済府省等数（令和 4 年度（2022 年度）：46 府省等全ての移行完了）

120. 震度情報ネットワークシステムの機能強化（◎総務省）

都道府県が整備した震度計から得られる震度情報を消防庁が集約する震度情報ネットワークシステムは、地方公共団体においてきめ細やかな震度分布の把握による適切な初動対応に資するほか、国において震度情報に基づく被害状況の推計による迅速、的確な応急対策の実施に資するものとなっている。

今後、一層迅速・的確な応急対策を講じるため、通信回線の光回線化などによる同システムの機能強化を図る。

KPI：通信回線の光回線化などによりシステムの機能を強化した都道府県（47 都道府県）

121. 被害情報の把握及び共有の更なるデジタル化（◎総務省）

都道府県から内閣総理大臣への災害状況等の報告（手続 ID:40518）については、メール等により消防庁に報告されている。

今後、一層迅速・的確な応急対策を講じるため、被害状況等を効率的に把握・共有するためのシステム整備を図る。

KPI：12 項目の被害情報全てについて消防庁が自動収集できる都道府県（令和 5 年度（2023 年度）：47 都道府県）

122. 文部科学省が保有する教育データの研究目的の貸与に係る手続の利便性向上（◎文部科学省）

文部科学省が保有する教育分野の調査データ等について、研究等の目的で貸与を希望する場合は、個々にデータを所有している所管課に対し、メール等により申請・貸与の手続を行っている。今後、貸与が可能なデータを容易に検索できる環境を整備し、申請から承認、貸与までを一貫して行う（基幹統計及び一般統計における二次利用は統計法に基づく）ことが可能なシステムを構築し、申請者の利便性向上を図る。

KPI：令和 4 年度（2022 年度）末にプラットフォーム試行版運用開始予定であり、試行版での利用実績を踏まえ設定予定

V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

デジタル庁及び総務省は、次に掲げる手続について、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進めることができるよう、関係府省庁と連携しガイドラインの作成等により支援する。

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

- 1) 図書館の図書貸出予約等
- 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
- 3) 研修・講習・各種イベント等の申込
- 4) 地方税申告手続（eLTAX）
- 5) 自動車税環境性能割の申告納付
- 6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 7) 自動車税住所変更届
- 8) 水道使用開始届等
- 9) 港湾関係手続
- 10) 道路占用許可申請等
- 11) 道路使用許可の申請
- 12) 自動車の保管場所証明の申請
- 13) 駐車場の許可の申請
- 14) 建築確認
- 15) 粗大ごみ収集の申込
- 16) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
- 17) 犬の登録申請、死亡届
- 18) 感染症調査報告
- 19) 職員採用試験申込
- 20) 入札参加資格審査申請等
- 21) 入札
- 22) 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
- 23) 消防法令における申請・届出等

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

ア. 子育て関係

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 3) 氏名変更／住所変更等の届出

- 4) 受給事由消滅の届出
- 5) 未支払の児童手当等の請求
- 6) 児童手当等に係る寄附の届出
- 7) 児童手当に係る寄附変更等の届出
- 8) 受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の届出
- 9) 受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の変更等の届出
- 10) 児童手当等の現況届
- 11) 支給認定の申請
- 12) 保育施設等の利用申込
- 13) 保育施設等の現況届
- 14) 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 15) 妊娠の届出

イ. 介護関係

- 1) 要介護・要支援認定の申請
- 2) 要介護・要支援更新認定の申請
- 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- 6) 被保険者証の再交付申請
- 7) 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 8) 介護保険負担限度額認定申請
- 9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

ウ. 被災者支援関係

- 1) 罹災証明書の発行申請
- 2) 応急仮設住宅の入居申請
- 3) 応急修理の実施申請
- 4) 障害物除去の実施申請
- 5) 災害弔慰金の支給申請
- 6) 災害障害見舞金の支給申請
- 7) 災害援護資金の貸付申請
- 8) 被災者生活再建支援金の支給申請

エ. 転出・転入手続関係

- 1) 転出届
- 2) 転入予約